

令和2年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和2年6月1日 開会

}

令和2年6月15日 閉会

吉田町議会

令和2年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月1日)

| | |
|------------------------|----|
| ○町長挨拶 | 1 |
| ○開会の宣告 | 1 |
| ○会議録署名議員の指名 | 1 |
| ○会期の決定 | 2 |
| ○諸報告について | 2 |
| ○議会閉会中の委員会活動報告 | 6 |
| ○議案第37号～議案第59号の一括上程、説明 | 9 |
| ○第4号報告の報告 | 21 |
| ○散会の宣告 | 22 |

第 2 号 (6月11日)

| | |
|------------------------|----|
| ○開議の宣告 | 23 |
| ○議事日程の報告 | 23 |
| ○一般質問 | 23 |
| 大石 巖 | 23 |
| 平野 積 | 32 |
| 中田 博之 | 40 |
| 福世 義己 | 49 |
| 盛 純一郎 | 55 |
| 山内 均 | 67 |
| ○議案第60号～議案第62号の一括上程、説明 | 79 |
| ○散会の宣告 | 83 |

第 3 号 (6月15日)

| | |
|------------------|----|
| ○開議の宣告 | 84 |
| ○議事日程の報告 | 84 |
| ○議案第37号の質疑、討論、採決 | 84 |
| ○議案第38号の質疑、討論、採決 | 85 |
| ○議案第39号の質疑、討論、採決 | 86 |
| ○議案第40号の質疑、討論、採決 | 88 |
| ○議案第41号の質疑、討論、採決 | 88 |
| ○議案第42号の質疑、討論、採決 | 89 |
| ○議案第43号の質疑、討論、採決 | 90 |
| ○議案第44号の質疑、討論、採決 | 94 |
| ○議案第45号の質疑、討論、採決 | 98 |
| ○議案第46号の質疑、討論、採決 | 99 |
| ○議案第47号の質疑、討論、採決 | 99 |

| | |
|------------------|-----|
| ○議案第48号の質疑、討論、採決 | 100 |
| ○議案第49号の質疑、討論、採決 | 101 |
| ○議案第50号の質疑、討論、採決 | 101 |
| ○議案第51号の質疑、討論、採決 | 102 |
| ○議案第52号の質疑、討論、採決 | 102 |
| ○議案第53号の質疑、討論、採決 | 103 |
| ○議案第54号の質疑、討論、採決 | 103 |
| ○議案第55号の質疑、討論、採決 | 104 |
| ○議案第56号の質疑、討論、採決 | 104 |
| ○議案第57号の質疑、討論、採決 | 105 |
| ○議案第58号の質疑、討論、採決 | 105 |
| ○議案第59号の質疑、討論、採決 | 106 |
| ○議案第60号の質疑、討論、採決 | 106 |
| ○議案第61号の質疑、討論、採決 | 107 |
| ○議案第62号の質疑、討論、採決 | 107 |
| ○議会閉会中の継続調査について | 110 |
| ○町長挨拶 | 110 |
| ○議長挨拶 | 113 |
| ○閉会の宣告 | 113 |

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様のお元気な顔に接して嬉しく思っております。

コロナ禍でございますので、皆さんも厳しい議員活動をやっておられると思いますけれども、その中で皆さん得られた御意見がこの定例会でも出るとは思いますけれども、楽しみにしております。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和2年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、7番、蒔田昌代君、8番、三輪美由紀君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月15日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日6月1日から6月15日までの15日に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関することではありますが、5月25日月曜日、東京国際フォーラムホールにおいて、令和2年度町村議会議長・副議長研修会が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止となりました。

また、本日午後から静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び第1回政策研修会が静岡市で開催予定でしたが、同じく新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止となりました。

なお、これに伴い、令和元年度静岡県地方議会議長連絡協議会事業実績及び歳入歳出決算について、また、令和2年度静岡県地方議会議長連絡協議会事業計画及び歳入歳出予算についての協議議案につきましては、書面により協議が行われました。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第2回吉田町議会定例会の開会に当たり、本来であれば町政運営の概要等について御報告申し上げるところではございますが、今回は4月からの2か月間、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、最優先で取り組んでまいりました新型コロナウイルス感染症対策について御報告申し上げます。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しが見えず、厚生労働省が発表した5月29日現在の国内の感染状況は、PCR検査陽性者1万6,719例、死亡者874人が確認されております。亡くなられた方々とその御遺族の皆様に対しまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、感染された皆様に関心よりお見舞い申し上げますとさせていただきます。

国では、新型コロナウイルスの急速な蔓延を踏まえ、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、東京、大阪など7都道府県を対象に初めて発令し、4月16日にはその対象地域を全国に拡大いたしました。これを受けて、静岡県では県民に対し、外出自粛や催物等、開催の自粛を要請する緊急事態措置が行われました。

こうした状況の中、当町におきましては、2月28日に吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて以降、国や県の動向を注視しながら、これまで10回に及ぶ対策本部会議を開催し、国や県が示す方針に基づき、感染予防と感染拡大防止を主眼に置いた対策や町内公共施設の利用方針等について協議、決定してまいりました。

現在の国内の状況におきましては、5月14日に静岡県など39県において緊急事態宣言が解除され、5月21日には大阪府など3府県で、5月25日には全国において解除されました。しかしながら忘れてはならないことは、緊急事態宣言が解除された後でも私たちの周りにはウイルスが確実に存在しているということでございます。日常のあらゆる場面でウイルスへの警戒を怠ることなく、3つの密を徹底的に避ける、人と人との距離の確保やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生を初めとした基本的な感染対策を継続するなど、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を図る必要がございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しておりますが、町民の皆様への安全と安心を確保するため、今後も引き続き感染拡大防止に向けた対策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ぜひとも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、これまで講じてまいりました主な感染症対策につきまして、4つの分野に分けて御報告申し上げます。

初めに、感染防止対策につきまして御報告申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、マスクの入手が困難な状況となりましたことから、当町では、町内の医療機関や障害者施設、介護施設、保育園、小・中学校、放課後児童クラブ等に対し、町で備蓄しておりましたマスクを順次配布するとともに、感染すると重症化するリスクが高いと言われている腎臓や呼吸器、免疫機能に障害がある方や、特に体調管理に気をつける必要のある妊婦の皆様にも個別にマスクを郵送させていただきました。

また、「広報よしだ」5月号に布マスクの作り方と型紙を掲載し、製作していただいたマスクを町に御提供いただけるようお願いをさせていただいたところでございますが、先日、御提供を受けましたマスクの一部を町内の放課後等デイサービス事業所を利用されている皆様にお配りいたしましたところ、大変喜んでお受け取りくださいました。今後は、障害者やひとり暮らし高齢者の皆様にお配りし、感染防止に役立てていただければと考えております。

こうした取組の一方、新型コロナウイルス感染症に対応する地域の医療体制につきましても、県や関係市町、医師会、医療機関等の皆様と協議を進めてきたところではございますが、先般、榛原医師会から、感染の第2波に備えてPCR検査の体制強化を図るべく、地域

外来・検査センターを設置する方向で準備を進めていくとの意向が示され、その設置に向け、関係市町、医師会、榛原総合病院等との協議も進めております。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、日々、感染リスクと隣り合わせで働いておられる医療従事者の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、今後も十分な医療体制が維持されるよう支援してまいりたいと思います。

続きまして、事業者への支援に関する対策につきまして御報告申し上げます。

初めに、中小企業事業資金利子助成制度についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している町内の中小企業者を支援するため、当町では4月6日から県の経済変動対策貸付けに協調した制度融資を実施しております。これは、町が1.4%以内の利子補給を行うことで、事業者の皆様が1年間、利子を負担することなく融資を受けられるもので、5月29日時点で45件の申請がございました。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金についてでございます。

これは、4月下旬から5月上旬までのゴールデンウィーク期間中に、町及び県の休業要請に応じていただいた事業者の皆様に対し、町の休業要請対象者には30万円、県の休業要請対象者には県から20万円、町から10万円を支給するものでございますが、5月29日時点で77件の申請がございました。休業要請に御協力いただきました事業者の皆様には、改めて感謝を申し上げます。

次に、商工業振興事業費補助金についてでございます。

町では、新型コロナウイルスの影響により急激に売上げが減少した事業者や店舗の事業継続などを支援するため、吉田町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対し、補助金を交付することといたしました。このプレミアム付き商品券は、1セット3,000円分の商品券を2,000円で購入することができ、昨日5月31日から販売が開始されております。この商品券により町内における消費の拡大が図られ、地域経済回復の一助となりますことを期待しております。

続きまして、生活の支援に関する対策につきまして御報告申し上げます。

初めに、特別定額給付金についてでございます。

現在、町では国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計の支援を行うことを目的に、1人につき10万円を支給する特別定額給付金事業を実施しているところでございます。本事業は、令和2年4月27日現在において、当町の住民基本台帳に記録されております町民の皆様2万9,537人が給付対象者となり、各世帯の世帯主が一括して申請及び受給するもので、5月18日に町内全世帯に申請書を郵送し、5月21日から受付を開始いたしました。

5月29日時点の申請状況を申し上げますと、対象世帯総数1万1,558件のうち、既に9,000件を超える申請をいただいております。町では、受領いたしました申請書の内容及び添付書類等の審査を行い、順次、給付手続を進めているところでございます。町民の皆様への給付につきましては、今後、随時行ってまいります。5月28日に初回給付として1,772件、4億9,640万円の支給を行ったところでございます。

この特別定額給付金の申請期間は8月20日までとなっておりますが、町民の皆様が一日でも早く給付金を受給することができますよう、引き続き迅速かつ的確に給付事務を進めてまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療被保険者への傷病手当金についてでございます。

これは、労働者が新型コロナウイルスに感染した場合はもちろんのこと、発熱等の症状があり、感染が疑われる場合にも安心して仕事を休みやすい環境を整備するため、国民健康保険及び後期高齢者医療において、傷病手当金を支給できる仕組みを整えるよう国から要請があり、当町におきましても、条例の一部改正や予算の追加補正により傷病手当金を支給することができる体制を整えたものでございます。

次に、水道料金及び下水道使用料の徴収猶予についてでございます。

水道料金及び下水道使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払いが困難となった個人・法人全ての皆様を対象に、申出により本年2月及び3月分の水道料金・下水道使用料の徴収を最長で4か月間猶予することといたしました。なお、4月分以降の水道料金・下水道料金につきましても、猶予期間の延長を含め、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢を踏まえながら柔軟に対応してまいります。

次に、高齢者の皆様の介護予防や健康維持に関する取組についてでございます。

新型コロナウイルスへの感染を防止するため外出自粛を余儀なくされている中、高齢者の皆様が御自宅で介護予防や体力の維持に取り組んでいただけるよう町が実施しております若返り貯筋塾などで講師を務めていただいている健康運動指導士の半田里子氏に御協力をいただき、転倒防止や筋力強化につながる8種類の体操を解説つきで「広報よしだ」5月号に掲載いたしました。また、体操の動きをより分かりやすくお伝えするため、町ホームページでも動画を配信し、周知を図っております。

次に、家庭内保育への支援についてでございます。

町内の保育園及び放課後児童クラブにつきましては、国の指針に基づき、感染防止対策を講じながらお子様をお預かりする体制を整えてまいりましたが、4月7日、榛原郡内に新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受け、集団保育での感染を少しでも防ぐため、保護者の皆様には可能な限り家庭内における保育をお願いさせていただきました。この要請は、4月8日から5月17日までの40日間続きましたが、多くの御家庭に御協力いただき、改めてお礼申し上げます。

また、保護者の皆様の経済的な負担を軽減するため、対象期間中に家庭内保育を実施していただいた日数分につきましては、保育料や副食費、利用料を日割り計算し、返金させていただきました。

さらには、新しい環境に慣れる間もなく家庭内保育をお願いすることとなりましたことから、保育園に通うお子様が御家庭において保育園のことを思い出すことができるよう、保育士が自ら企画、撮影、編集した動画も配信いたしました。

最後に、学習の支援に関する対策につきまして御報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る町内小・中学校の対応についてでございますが、皆様も御承知のとおり、3月3日から春休みまでの臨時休校に引き続き、新年度を迎えた直後の4月8日から5月17日までの期間を臨時休校といたしました。

入学式につきましては、中学校では4月7日に行われましたが、同日、榛原郡内に新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受け、4月8日及び9日に予定されていた小学校の入学式は行うことができない状況にございました。しかしながら、5月18日に学校を再開し、全小学校においてようやく入学式が行われましたので、入学を心待ちにされていた新

1年生の児童や保護者の皆様には、ひとまず御安心いただけたのではないかと受け止めております。

次に、5月18日からの小・中学校における対応についてでございますが、初めの1週間は校区ごとやクラスごとに午前と午後のグループに分かれて分散登校を行ったり、学年ごとに授業時間をずらす時差日課を取り入れたりするなどの対策を講じ、段階的に教育活動を再開してまいりました。再開から2週間が経過した現在は、通常の日課で教育活動を行っておりますが、教職員はもちろんのこと、児童・生徒も3密を避けるなどの感染防止対策を講じ、新しい生活様式を受け入れながら学校生活を送っているところでございます。

また、臨時休校期間中の家庭学習を支援する取組といたしまして、各学校では未指導分のプリント教材を全ての児童・生徒に配付するとともに、インターネットを介したオンラインドリル「ミライシード」の紹介や、課題プリントのポイント指導を行うための動画配信などを実施してまいりました。現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育活動の進捗に遅れが生じていると聞いておりますが、教育委員会では、再開した学校において児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう心のケアにも配慮しつつ、感染症対策や学力向上に係る取組を進めていくこととしております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策について御報告させていただきましたが、本感染症につきましても、いまだ不明な点が多く、収束の見通しがつかない状況下でございます。今後も引き続き気を緩めることなく、これまでと同様に外出の自粛や都道府県をまたいだ移動を控えることを含め、手洗いやマスクの着用、3密回避などの基本的な感染対策を継続するとともに、国が示す新しい生活様式や、業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインなどの実践を町民の皆様呼びかけながら、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた取組をしっかりと進め、町民の皆様が安心して暮らせる町づくりに向けた行政運営に全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、こうした町の取組に御理解をいただき、今後も御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（増田剛士君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いします。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

議会閉会中における議会運営委員会の活動報告をいたします。

令和2年3月27日金曜日、第1会議室にて、午前11時25分から委員会を開会。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、吉田町議会における新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止対策に係る申合せ事項について。

協議の結果、申合せ事項は次のように決定。

議会は、事態が収束するまでの当面の間、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止策を実施するとともに、傍聴者に対して協力を求めることとした。

散会は11時47分でした。

令和2年4月3日金曜日、第1会議室にて、午前9時から委員会を開会。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和2年第2回吉田町議会臨時会の運営について。

(1)町長提出議案並びに報告事項について、総務課長より説明があった。

専決処分事項の承認を求めることについて5件、補正予算について1件、専決処分事項の報告について1件。

(2)上程議案の審議方法について。

議案上程、提案説明後、詳細説明。休憩中に全員協議会を開き、内容確認、論点整理を行う。会議を再開し、質疑、討論、表決。

(3)会期。

4月6日の1日間とする。

(4)署名議員。

3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君。

2、その他。

(1)新型コロナウイルス対策について。

感染を避けるために3密の危険を伴う会議場にはマスクを着用することを協議し、決定した。本会議場、第1、第2会議室等。4月6日の臨時会から始める。町には議会へのマスク配布をお願いすることとした。

散会は10時20分でした。

令和2年4月8日水曜日、第1会議室にて、午前10時から委員会を開会。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項1、新型コロナウイルス感染症関連について。

(1)予防及び拡大防止対策。

4月8日から5月6日まで会議は中止とし、再開は議長の判断による。ただし、議会広報特別委員会は除く。

(2)町当局から情報提供された資料は、議長の判断により町議会において情報発信できる。議会フェイスブックについて、吉田町議会における新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止対策に係る申合せ事項で定めた期間において、議長の指示により議会事務局は議員から提示された情報を発信できる。

2、その他。

新型コロナ緊急事態宣言に伴う特別定額給付金の申請が開始されると、庁舎に不特定多数の人が集まり、感染の危険性が高まる。感染から町民や職員を守るため、体温チェック等による対策を行うことを議長から町長にお願いすることと決定した。

以上、散会は10時17分でした。

令和2年5月1日金曜日、第1会議室にて、午後4時から委員会を開会。

出席者6名、番外1名、事務局2名。

協議事項1、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止対策について。

(1)対策会議の結果。

決定事項は議員配付とする。小・中学校の臨時休校は5月31日まで延期する。

なお、状況が好転した場合はホームページ等で連絡をする。

(2)会議等の開催自粛について。

申合せ事項を5月31日まで延期し、次に挙げる会議以外の会議等については開催しない。

①本会議。

②本会議に関連して開かれる議会運営委員会及び全員協議会。

③議会広報特別委員会。

④その他、議長が必要と認める会議等。議長が必要と認める議員からの開催要望による会議は、その内容を書面にて議長へ提出する。

2、6月議会定例会の運営について。

(1)一般質問の取扱いについて。

協議の結果、5月8日、9時から全員協議会にて協議し、決定する。

以上、散会は午後6時25分でした。

令和2年5月15日金曜日、第1会議室にて、午前9時から委員会を開会。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和2年第3回吉田町議会臨時会の運営について。

(1)町長提出議案並びに報告事項について、総務課長より説明があった。

専決処分事項の承認を求めることについて5件、補正予算について1件、専決処分事項の報告について1件。

(2)上程議案の審議方法について。

議案上程、提案説明後、詳細説明。休憩中に全員協議会を開き、内容確認、論点整理を行う。会議を再開し、質疑、討論、表決。

(3)会期。

5月18日の1日間とする。

(4)署名議員。

5番、平野 積君、6番、山口一博君。

2、その他。

委員長より一部事務組合の規約の一部を変更する規約において、一部事務組合を組織する構成市町の増減の変更については、町長の専決処分委任事項の指定の第3項について、6月の定例会会期中に協議していく。

以上、散会は9時50分でした。

令和2年5月26日火曜日、第1会議室にて、午前9時から委員会を開会。

出席者、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和2年第2回吉田町議会定例会の運営について。

(1)町長提出議案並びに報告事項について、総務課長より説明があった。

条例の一部改正 6 件、農業委員会の取決めについて同意を求めることについて 1 件、人事案件 16 件、繰越明許費の報告 1 件。

なお、追加議案の提出予定があるとのことでした。

(2) 上程議案の審議方法について。

委員会付託なしとし、本会議で審議する。全員協議会で内容確認と論点整理。最終日で質疑、討論、表決を行う。

なお、追加議案があった場合は中間日の本会議で上程、説明。本会議終了後、全員協議会で内容確認と論点整理。最終日で質疑、討論、表決を行う。

(3) 会期の決定及び審議予定表について。

会期は本日 6 月 1 日から 6 月 15 日までの 15 日間とする。審議予定表につきましては、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおりです。

(4) 会議録署名議員の指名。

7 番、蒔田昌代君、8 番、三輪美由紀君。

(5) 一般質問の取扱いについて。

質問者 6 名、6 月 11 日午前中 3 名。12 番、大石 巖議員、5 番、平野 積議員、4 番、中田博之議員。

6 月 11 日午後 3 名。1 番、福世義己議員、3 番、盛 純一郎議員、9 番、山内 均議員。

(6) 意見書の取扱いについて。

日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書について協議し、議員配付と決定した。

(7) その他。

町長の専決処分委任事項の指定について、6 月 12 日の議会運営委員会にて協議し、決定する。

以上、散会は午後 1 時 25 分でした。

以上が議会運営委員会の議会閉会中における活動報告です。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第 37 号～議案第 59 号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第 35 条の規定により、日程第 5、第 37 号議案から日程第 27、第 59 号議案までの 23 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について6件、委員任命に係る同意案件1件、人事案件16件の合計23件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第37号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関し、厚生労働省から国費による財政支援が行われる場合の基準が示されたことに伴いまして、国の制度に呼応し、一定程度収入が減少した被保険者等に対し保険税の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第38号議案は、吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、藤枝財務事務所管内の4市2町で構成する藤枝地方税務研究会において、徴収の効率化及び徴収率の向上を目的とした共同徴収化が議論され、その方策として、構成市町の職員の相互併任を行うという結論に達し、吉田町としても職員の相互併任を行い、その併任した吉田町職員以外の職員を定数外とするため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第39号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年4月30日に公布されたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響の緩和を図るため、徴収猶予の特例など、緊急的に必要な税制上の措置を講じることによる所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第40号議案は、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、第39号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年4月30日に公布されたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響の緩和を図るため、徴収猶予の特例など、緊急的に必要な税制上の措置を講じることによる所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第41号議案は、吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が本年5月7日に施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、マイナンバーの通知カードが廃止されたことによる所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第 42 号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、第 37 号議案と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、厚生労働省から国費による財政支援が行われる場合の基準が示されたことに伴いまして、国の制度に呼応し、一定程度収入が減少した被保険者等に対し保険料の負担軽減を図るため、所要の変更を行う内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第 43 号議案は、吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定により行った農業委員の募集の結果、認定農業者等の数が当町の農業委員の定数 14 人の過半数に達しなかったことから、同法第 8 条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項の規定による認定農業者等であった者、認定農業者の親族などの認定農業者等に準ずる者を加えた数が委員の 4 分の 1 を占めるようにすることの議会の御同意をお願いするものでございます。

次の第 44 号議案から第 57 号議案までの議案につきましては、上程理由が同一の人事案件でございますので、一括で御説明させていただきたいと存じますので、御了承ください。

第 44 号議案から第 57 号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員の定数 14 人の任用につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

御同意をお願いする方は、第 44 号議案は、吉田町神戸 3101 番地の 8 の大石節夫さん。

第 45 号議案は、吉田町大幡 180 番地の 2 の良知和雄さん。

第 46 号議案は、吉田町住吉 2113 番地の村田宇一さん。

第 47 号議案は、吉田町神戸 2405 番地の 大石春美さん。

第 48 号議案は、吉田町片岡 463 番地の 1 の大石千恵子さん。

第 49 号議案は、吉田町川尻 3614 番地の 1、大石高行さん。

第 50 号議案は、吉田町住吉 3105 番地の三輪 弘さん。

第 51 号議案は、吉田町片岡 560 番地の高橋勝雄さん。

第 52 号議案は、吉田町川尻 3043 番地の 7 の田中克佳さん。

第 53 号議案は、吉田町住吉 276 番地第 1 の大石文明さん。

第 54 号議案は、吉田町神戸 2962 番地の 2 の大川原洋子さん。

第 55 号議案は、吉田町神戸 4197 番地の萬年敏明さん。

第 56 号議案は、吉田町住吉 2171 番地の久米武志さん。

第 57 号議案は、吉田町片岡 3394 番地の 1 の吉永 貢さん。

以上、14 人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

第 58 号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります三輪春美委員が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町住吉 2038 番地、三輪春美さんを人権擁護委員に推薦することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第 59 号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります大畑一松委員が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、新たに、吉田町大幡 897 番地、藪田省次さんを人権擁護委員に推薦することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします 23 議案の概要でございます。

なお、今回の議会定例会中になると思いますが、契約の締結についての議案、令和 2 年度吉田町防潮堤整備工事（その 2）請負契約の締結について、令和 2 年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約の締結について、令和 2 年度消防ポンプ車処分についての 3 件につきまして、当該契約の準備が整い次第、追加上程させていただきたいと存じますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 38 号議案、第 44 号議案から第 59 号議案までの計 17 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 38 号議案 吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の 4 ページ、5 ページ及び参考資料ナンバー 2 を御覧いただきたいと思います。

本議案は、平成 30 年度に静岡県が主催する行政経営研究会において、市町税の滞納整理に係る共同徴収についての提案がなされたことを踏まえ、藤枝財務事務所管内の 4 市 2 町で構成する藤枝地方税務研究会において、徴収の効率化及び徴収率の向上を目的として協議を重ねた結果、構成市町の職員の相互併任を行うことが必要であるという結論に達し、4 市 2 町がそろってお互いの市町の町税吏員を併任することで意見がまとまり、共同徴収化を実施するための条件が整い次第、協定を締結する運びとなりました。

このたびの併任される吉田町以外の職員は、現行の吉田町職員定数条例の規定におきましては、吉田町職員の定数に含むこととなりますが、本条例に規定している定数は町民に対する行政サービスを提供するために必要である職員数としており、併任した他市町の職員を定数に含めることは適当でないことから、その併任した職員を定数外とする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

改正内容でございますが、第 4 条第 1 項に、新たに第 4 号として「併任を命ぜられた職員」を加えるものでございます。

なお、施行期日として、この条例は公布の日から施行することとしております。

次に、第 44 号議案から第 57 号議案までの議案につきましては、上程理由が同一の人事案件でございますので、一括で説明をさせていただきたいと存じますので、御了承ください。

議案書 17 ページ以降を御覧いただきたいと思います。

第 44 号議案から第 57 号議案までは、吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員の定数 14 人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、本議案は、第 43 号議案 吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについてに関連する議案でございます。

第 43 号議案につきましては、後ほど産業課長から説明させていただきますが、この 43 号議案をお認めいただいたことを前提とした上での、ただいまから説明させていただきます 14 議案となりますので、御承知おきいただければと存じます。

初めに、第 44 号議案です。

議案書の 17 ページを御覧ください。

第 44 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸 3101 番地の 8、氏名、大石節夫さん。生年月日は昭和 15 年 3 月 10 日、現在 80 歳でございます。

大石さんは、平成 29 年 7 月に農業委員に就任し、現在まで 1 期 3 年、同委員として従事されております。また、これまで北区の副自治会長として 4 年間、同自治会長として 4 年間、その間の 1 年間を自治会連合会長として務められ、地域の代表としての功績が多岐な方でございます。

なお、大石さんにつきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項に基づく農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない方となりまして、北区自治会からの推薦もいただいている方でございます。

次に、第 45 号議案です。

議案書 18 ページを御覧ください。

第 45 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町大幡 180 番地の 2、氏名、良知和雄さん。生年月日は昭和 17 年 8 月 12 日、現在 77 歳でございます。

良知さんは長年にわたり農業に従事され、地元、神戸・大幡地区大幡土地改良区の役員も経験された方でございます。大幡の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 46 号議案です。

議案書 19 ページを御覧ください。

第 46 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉 2113 番地、氏名、村田宇一さん。生年月日は昭和 19 年 7 月 6 日、現在 75 歳でございます。

村田さんは、平成 23 年 7 月に農業委員に就任し、現在まで 3 期 9 年、同委員として従事されております。住吉の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 47 号議案です。

議案書 20 ページを御覧ください。

第 47 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸 2405 番地、氏名、大石春美さん。生年月日は昭和 23 年 3 月 31 日、現在 72 歳でございます。

大石さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者であります。また、平成 20 年 7 月から平成 23 年 7 月まで、平成 29 年 7 月から令和 2 年 7 月までの 2 期 6 年

間、農業委員として従事された方でもございます。神戸の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 48 号議案です。

議案書の 21 ページを御覧ください。

第 48 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町片岡 463 番地の 1、氏名、大石千恵子さん。生年月日は昭和 24 年 8 月 30 日、現在 70 歳でございます。

大石さんは、認定農業者の経営に参画する家族従事者であり、農業委員会等に関する法律施行規則に規定する認定農業者に準ずる者に該当いたします。ハイナン農業協同組合の正組合員でありまして、同組合からの推薦をいただいている方でございます。

次に、第 49 号議案です。

議案書の 22 ページを御覧ください。

第 49 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町川尻 3614 番地の 1、氏名、大石高行さん。生年月日は昭和 26 年 1 月 1 日、現在 69 歳でございます。

大石さんは、平成 23 年 7 月に農業委員に就任し、現在まで 3 期 9 年、同委員として従事されております。川尻の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 50 号議案です。

議案書の 23 ページを御覧ください。

第 50 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉 3105 番地、氏名、三輪 弘さん。生年月日は昭和 27 年 7 月 7 日、現在 67 歳でございます。

三輪さんは、平成 20 年 7 月に農業委員に就任し、現在まで 4 期 12 年、同委員として従事されております。住吉の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 51 号議案です。

議案書の 24 ページを御覧ください。

第 51 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町片岡 560 番地、氏名、高橋勝雄さん。生年月日は昭和 28 年 1 月 25 日、現在 67 歳でございます。

高橋さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。また、平成 23 年 7 月に農業委員に就任し、現在まで 3 期 9 年、同委員として従事されております。片岡の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 52 号議案です。

議案書の 25 ページを御覧ください。

第 52 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町川尻 3043 番地の 7、氏名、田中克佳さん。生年月日は昭和 29 年 3 月 30 日、現在 66 歳でございます。

田中さんは、20 代から永年にわたり農業に従事され、農業に対して豊富な知識をお持ちの方でございます。川尻の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 53 号議案です。

議案書 26 ページを御覧ください。

第 53 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉 276 番地第 1、氏名、大石文明さん。生年月日は昭和 31 年 12 月 25 日、現在 63 歳でございます。

大石さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者であります。住吉の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 54 号議案です。

議案書の 27 ページを御覧ください。

第 54 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸 2962 番地の 2、氏名、大川原洋子さん。生年月日は昭和 32 年 5 月 25 日、現在 62 歳でございます。

大川原さんは、ハイナン農業協同組合の正組合員でありまして、同組合からの推薦をいただいている方でございます。

第 55 号議案です。

議案書の 28 ページを御覧ください。

第 55 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町神戸 4197 番地、氏名、萬年敏明さん。生年月日は昭和 32 年 12 月 7 日、現在 62 歳でございます。

萬年さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。また、平成 29 年 7 月に農業委員に就任し、現在まで 1 期 3 年、同委員として従事されております。神戸の部農会から推薦をいただいている方でございます。

次に、第 56 号議案です。

議案書の 29 ページを御覧ください。

第 56 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町住吉 2171 番地、氏名、久米武志さん。生年月日は昭和 34 年 8 月 1 日、現在 60 歳でございます。

久米さんは兼業農家として農業に従事され、これまでの経験を生かし、農業の発展に取り組む高い意欲をお持ちの方でございます。住吉の部農会から推薦をいただいている方でございます。

農業委員会の委員における人事案件の最後となります。第 57 号議案です。

議案書の 30 ページを御覧ください。

第 57 号議案で御同意をお願いする方は、住所が吉田町片岡 3394 番地の 1、氏名、吉永貢さん。生年月日は昭和 45 年 1 月 7 日、現在 50 歳でございます。

吉永さんは、農業委員会等に関する法律に規定されている認定農業者でございます。また、平成 29 年 7 月に農業委員に就任し、現在まで 1 期 3 年、同委員として従事されております。片岡の部農会から推薦をいただいている方でございます。

以上、14 人の人格と見識は各団体から推薦をいただいておりますことから、農業委員会の委員として適任であると考えます。

ただいま御説明申し上げました第 44 号議案から第 57 号議案までの 14 人の任命につきまして、それぞれ議会の御同意をお願いするものでございます。

続きまして、第 58 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書 31 ページを御覧いただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております三輪春美委員が、令和 2 年 9 月 30 日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町といたしましては、引き続き三輪春美さんを入権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

三輪さんの住所は、吉田町住吉 2038 番地、氏名は三輪春美。生年月日は昭和 32 年 3 月 28 日で、現在 63 歳でございます。

三輪さんは、昭和 54 年から平成 26 年まで教員として県内の小・中学校に勤務され、うち平成元年から 8 年までは吉田中学校に勤務されており、その間、児童・生徒との関わりの中で、人権教育にも携わっておられまして、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。また、人権擁護委員として、現在 1 期 3 年と御経験を積まれている方でもあります。

また、三輪さんの推薦に当たりまして、前回の推薦時と同様に、地元、住吉区自治会からも強い推薦をいただいております、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

続きまして、第 59 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。議案書 32 ページを御覧いただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております大畑一松委員が令和 2 年 9 月 30 日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町といたしましては、引き続き大畑一松さんを人権擁護委員の候補として法務大臣に推薦したいと考えておりましたが、御本人から退任の申出がございました。

したがって、新たに後任として藪田省次さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

藪田さんの住所は、吉田町大幡 897 番地、氏名は藪田省次。生年月日は昭和 37 年 8 月 3 日で、現在 57 歳でございます。

藪田さんは、平成 25 年 4 月から社会教育委員を務められ、地域で子供を育む環境づくりに取り組みされている方であり、人権擁護活動に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。また、地域におきましては、消防団員として 29 年間務められ、その間の 3 年間は団長として吉田町の消防団をまとめられ、地域の実情にも精通されている方でもあります。

なお、今回の推薦に当たりまして、地元の北区自治会からも強い推薦をいただいております、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

以上、総務課から 17 議案につきまして御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、大石剛久君。

〔税務課長 大石剛久君登壇〕

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第 39 号議案及び第 40 号議案について御説明申し上げます。

本 2 議案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年 4 月 30 日に公布されたことに伴いまして、第 39 号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について、第 40 号議案は、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、お認めいただこうとするものでございます。

初めに、第 39 号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案 6 ページから 8 ページ、参考資料ナンバー 3 を御覧ください。

第 1 条、吉田町税条例の一部改正でございます。

附則第 10 条の改正は、中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の課税標準の特例措置を講じる規定を加えるものでございます。本年 2 月から 10 月までの間における連続する 3 か月間の売上高が前年の同期間と比べて一定の減少がある場合、固定資産税の課税標準を 2 分の 1、またはゼロとするものでございます。

附則第 10 条の 2、第 25 項は、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例措置に伴うもので、その対象資産に係る課税標準の特例率を 3 年度間ゼロとすることを規定するものでございます。

附則第 15 条の 2 の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を 6 か月間延長することを規定するものでございます。

附則第 23 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度に係る手続に関する規定で、徴収猶予の申請に不備がある場合における再申請の手続期間を定めるものでございます。

第 2 条、吉田町税条例の一部改正でございます。

附則第 10 条及び第 10 条の 2、第 25 項の改正は、法附則の条ずれによるものでございます。

附則第 24 条は、個人が中止等となった指定行事の入場料金等の払戻し請求権を放棄した場合、その金額については寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の規定を適用することとする規定でございます。

附則第 25 条は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和 16 年度分の個人町民税まで延長することを規定するものでございます。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行することとしまして、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行することと定めております。

続きまして、第 40 号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案 9 ページ、10 ページ、参考資料ナンバー 4 を御覧ください。

第 1 条、吉田町都市計画税条例の一部改正でございます。

附則第 15 項の改正は、中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋に対して課する令和 3 年度分の都市計画税の課税標準の特例措置を講じる規定を加えるものでございます。

本年 2 月から 10 月までの間における連続する 3 か月間の売上高が、前年の同期間と比べて一定の減少がある場合、都市計画税の課税標準を 2 分の 1、またはゼロとするものでございます。

第 2 条でございます。

附則第 15 項の改正は、法附則の条ずれによるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、第 2 条の規定は施行日を令和 3 年 1 月 1 日からと定めております。

以上、第 2 回吉田町議会定例会に上程いたしました議案 2 件につきまして御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第 37 号議案、第 41 号議案の 2 議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第 37 号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、国民健康保険におきまして、特別な理由がある被保険者に対し、地方税法第 717 条の規定に基づき、市町村はその判断により国民健康保険税の減免を行うことができることとされており、当町におきましても、吉田町国民健康保険税条例において減免の規定がされているところでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に係るものであり、国の補正予算が可決され、国費による財政支援の基準が示されたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の減免適用につきまして、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正することをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、議案書の 2 ページ、3 ページと、参考資料ナンバー 1 の新旧対照表を併せて御覧ください。

改正の内容でございますが、附則の第 15 項として、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が定められている国民健康保険税であって、新型コロナウイルス感染症により第 1 号の世帯の生計を主として維持する者が死亡、または重篤な傷病を負った場合と、第 2 号の世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少が見込まれる場合に減免を適用するものでございます。

また、第 2 号に規定しました事業収入等の減少が見込まれる場合につきましては、事業収入等のいずれかの収入の減少額が前年の 10 分の 3 以上であること、前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること、減少することが見込まれる所得以外の前年の所得の合計が 400 万円以下であることの全てに該当する場合に適用するものでございます。

第 16 項は、国民健康保険税条例第 24 条第 2 項中、納期限 7 日前までに減免申請書を提出しなければならないとある規定において、新型コロナウイルス感染症の影響による減免適用に限り、これによりがたい事情があると認めるときは別に申請期限を定めることができることとするものでございます。

次に、附則により、施行期日を公布の日からとし、改正後の附則第 15 項及び第 16 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用することとするものでございます。

次に、議案書の 11 ページを御覧いただきたいと存じます。

第 41 号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年 5 月 31 日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、マイナンバーを通知する紙製の通知カード及びその手続を廃止し、関係省令により、施行期日を令和 2 年 5 月 25 日とすることが示されました。

廃止後につきましては、通知カードの記載内容と住民票の内容が一致していれば、引き続きマイナンバーの証明書類として御利用いただくことはできますが、異動による住所変更などの通知カードへの記載事項の変更や、再交付は行わないこととされたことから、吉田町手数料条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、議案書の 12 ページと参考資料ナンバー 5 の新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。

改正の内容でございますが、別表第 2 条関係中、通知カードの再交付の項を削り、附則により、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上が町民課から上程いたしました 2 議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第 42 号議案、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 13 ページから 15 ページ、参考資料はナンバー 6 を御覧ください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、国の補正予算が可決され、国費による財政支援が行われる場合の基準が示されましたことから、保険料の減免取扱いについて同基準と整合性を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対し、保険料の負担軽減を図るため、吉田町介護保険条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

まず、附則の第 9 条に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等には保険料を減免することを追加するものでございます。

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が定められている保険料の減免について、次の 1 号、2 号、いずれかに該当する場合は、保険料の減免の要件を満たすものとして規定を適用することといたします。

1 号では、新型コロナウイルス感染症により第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと、2 号では、新型コロナウイルス感染症の影響により第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、ア、事業収入等のいずれかの減少額が前年度の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上減少しており、さらに減少することが見込

まれる所得以外の前年の所得の合計が 400 万円以下であることで減免規定が適用されることとなります。

そして、2 項では介護保険条例第 11 条第 2 項において、普通徴収のものは納期限の 7 日前までに申請しなければならないとあるものを、これにより難い事情があると認めるときには、別に申請期限を定めることができることとしました。

次に、附則により、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 9 条は令和 2 年 2 月 1 日から適用することとするものでございます。

以上、福祉課からの議案につきまして御説明を申し上げました。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

〔産業課長 中山孝宏君登壇〕

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課からは、第 43 号議案の 1 議案について御説明申し上げます。

第 43 号議案は、吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについてでございます。

議案書の 16 ページと、参考資料ナンバー 7 を御覧いただきたいと存じます。

先ほど、総務課長から吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての説明がありましたが、本議案は、農業委員会の委員の任命の御同意をいただく議案の前に上程させていただき議案でございます。

本議案は、農業委員会等に関する法律第 9 条第 1 項の規定により農業委員を募集した結果、認定農業者等の数が当町の農業委員の定数 14 人の過半数に達しなかったことに伴いまして、同法第 8 条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項の規定により、認定農業者等のほか、認定農業者の農業に従事、経営参画する親族などの認定農業者等に準ずる者を加えた数が委員の 4 分の 1 以上を占めるようにすることの議会の御同意をお願いするものでございます。

参考資料の 1 ページ、吉田町農業委員会委員候補者名簿を御覧ください。

表中の番号に丸印が付されている方々が認定農業者でございまして、5 人おります。そして、番号に四角が付されている方が認定農業者の農業に従事、経営参画する親族として 1 人より、認定農業者等に準ずる者に該当いたします。

したがいまして、委員候補者 14 人中 6 人が認定農業者とこれらに準ずる者として 4 分の 1 以上を占めております。

次に、参考資料の 2 ページを御覧ください。

農業委員の認定農業者過半数要件の例外でございます。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項の規定により、原則は認定農業者等が委員の過半数を占めることとなっておりますが、区域内の認定農業者の数が委員の定数に 8 を乗じて得た数を下回る場合には例外規定が適用されます。当町の認定農業者数は 32 人でございます。委員の定数が 14 人でありますので、定数の 8 倍を下回っており、例外規定の適用を受けることができます。

今回、委員候補者のうち5人が認定農業者であり、例外規定のAの緩和条件の適用により、これらに準ずる者1人を加え、6人となりますが、過半数要件である8人を満たさないため、さらにBの緩和要件の適用によりまして、委員の少なくとも4分の1以上を認定農業者とこれらに準ずる者として議会の御同意をお願いするものでございます。

以上が産業課からの1議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で、説明が終わりました。

◎第4号報告の報告

○議長（増田剛士君） 日程第28、第4号報告 令和元年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について報告を行います。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課から第4号報告 令和元年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、令和元年度の一般会計繰越明許費につきまして御報告申し上げます。

議案書の33ページ、34ページを御覧ください。

この報告は、令和元年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度、令和2年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、議案書の34ページを御覧ください。

令和元年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業は、繰越計算書の表内にあります3事業でございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、3款2項の保育園管理費でございます。

これは、保育園のICT化推進に係る工事請負費及び備品購入費として279万4,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の保育対策総合支援事業費補助金139万6,000円、一般財源139万8,000円でございます。

次に、8款2項の橋梁維持補修費でございます。

これは、東臨港橋及び大幡川幹線排水路2号橋梁の補修に係る委託料として2,730万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,501万5,000円、町債600万円、そして一般財源628万5,000円でございます。

最後に、10款1項の教育振興事業費でございます。

これは、小・中学校のWi-Fi環境整備に係る委託料及び工事請負費として1億3,152万5,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定

財源として国庫支出金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 2,702 万円、町債 1 億 410 万円、そして一般財源 40 万 5,000 円でございます。

以上が、令和元年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業の概要でございますが、これらの事業の翌年度繰越額合計額は、1 億 6,161 万 9,000 円となるものでございます。また、その財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金 4,343 万 1,000 円、町債 1 億 1,010 万円、そして、一般財源が 808 万 8,000 円でございます。

以上が第 4 号報告 令和元年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

これをもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 10 時 31 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 11 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（増田剛士君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内であります。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 大 石 巖 君

- 議長（増田剛士君） 12 番、大石 巖君。
〔12 番 大石 巖君登壇〕
- 12 番（大石 巖君） 12 番、大石 巖でございます。
私は、さきに通告をいたしました新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と議会との関わりについて質問をいたします。
新型コロナウイルス感染者が全国に広がり、政府の緊急事態宣言の下、不要不急の外出やイベント開催の自粛、学校休校などが呼びかけられました。町民の皆さん、行政、医療、福祉関係の皆さんなどの努力、協力によりまして、感染防止は一定の効果을上げています。町当局においては、別紙資料のように、2 月 28 日より対策本部を立ち上げ、国の補正予算に関連する町の補正予算は、町長専決で執行するなどの処理を行っております。
そこで、以下の点について質問をいたします。
1、町議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、常に町民福祉の向上と町の発展を第一義とする役割を担っております。対策本部での検討課題や対応策については、会議資

料や対応方針の文書配付はあったものの、5月18日まで議会への説明はなく、地域への影響状況や対策についての情報交換などの場がありませんでした。なぜ議会への状況説明などがなかったのか。議会との関わりについてどう考えるのか伺います。

2、資料2のように、近隣市では5月上旬に臨時議会を開催をし、国・県の補正予算に対応した補正予算を議決していますが、当町は5月18日の開催となっています。議会を開催し、審議することは、町民の皆さんにも町の施策・予算内容などが明らかになり、議論の経過も見えてくると思います。補正予算の専決処分後、速やかに臨時議会を開催することはできなかったのでしょうか。

質問の要旨に日にちの間違えがあり、申し訳ありませんでした。誠意ある回答をいただきたいと思えます。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と議会との関わりについてのうち、1点目の町議会は二元代表制の一翼を担う議事機関として、常に町民福祉の向上と町の発展を第一義とする役割を担っている。対策本部での検討課題や対応策については、会議資料や対応方針の文書配付はあったものの、5月18日まで議会への説明はなく、地域への影響状況や対策についての情報交換の場がなかった。なぜ議会への状況説明などがなかったのか。議会との関わりをどう考えるか伺うについてお答えをいたします。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、多くの人の命を奪い、経済に大きな打撃を与え、いまだ終息の兆しが見えないことから、まさに未曾有の災害であると認識しているところでございます。

日本国内では、4月7日に7都道府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には全国にその対象地域が拡大され、約1か月間にわたり外出自粛要請等がなされたことにより、日本中が緊迫した状況となりました。現在は、全国で緊急事態宣言が解除されておりますが、今後も予想される感染拡大の第2波、第3波に備える必要があり、引き続き予断を許さない状況下でございます。

町では、新型コロナウイルス感染症の町内発生に備えた対策を講じ、新型コロナウイルス感染症が町内で発生した際に迅速に対応するための吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報共有と感染症対策について万全を期すため、これまで10回の対策本部会議を開催してまいりました。

この対策本部会議では、国や県の動向を注視しながら、日々変化する状況に対応し、新型コロナウイルスへの感染を防止するため、小・中学校の臨時休校、公共施設の利用制限、飲食店等への休業要請といった様々な対策について検討し、決定してまいりました。

さらに、対策本部会議で決定した事項につきましては、町民の皆様にも迅速にお伝えするため、町のホームページ、スマートフォンアプリ「よしポケNEWS」、注意喚起文書の各戸配布など、様々な手段により情報を発信してまいりました。

このように、町といたしましては、住民福祉の向上を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてまいりました。

なお、議員の皆様に対しましても、対策本部会議で決定した事項につきまして、議会事務局を通じて即座に情報提供させていただいてきたところでございます。

加えて、より詳細な説明をさせていただく機会として、5月18日に開催いたしました町政連絡会及び町政懇談会におきまして、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する対応などにつきまして御報告させていただき、議員の皆様からの御質問にお答えさせていただいた次第でございます。

したがって、今回の新型コロナウイルスの感染が拡大しているような非常時における議会との関わりにつきましては、まずは住民の皆様への対応を最優先に行い、議会に対しましては、時期を逸することなく迅速に情報提供を行いながら、しかるべき時期に情報交換の場を設けさせていただくことが肝要であると認識しておりますことから、このたびの町の議会への対応は適切であったものと考えております。

次に、2点目の近隣市では、5月上旬に臨時議会を開催し、国・県の補正予算に対応した補正予算を議決しているが、当町は5月18日の開催となっている。議会を開催し審議することは、町民の皆さんにも、町の施策・予算内容などが明らかになり、議論の経過も見えてくる。補正予算の専決処分後、速やかに臨時議会を開催することはできなかったのかについてのご質問にお答えする前に、5月18日に開催されました令和2年第3回吉田町議会臨時会の経緯につきまして述べさせていただきます。

令和2年第3回吉田町議会臨時会につきましては、議員も御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補正予算（第4号）についてお認めいただくために招集をさせていただき、原案のとおり可決をしていただきました。

また、併せて地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分事項の承認を求める議案も上程いたしました。いずれの議案も御承認いただいたところでございます。

このお認めいただきました一般会計補正予算（第4号）につきましては、町の独自政策として実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に係る予算であり、早期に予算を成立させ、迅速に事業を実施する必要がございましたことから、臨時会を招集させていただいた次第でございます。

また、専決処分事項につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に関する案件で、国または県の制度に呼応し、国または県の補正予算の成立後、直ちに事業に着手する必要があり、議会を招集するいとまがない状況であったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたことから、同法同条第3項の規定に基づき御報告するとともに、御承認を求めたところでございます。

なお、議員の御質問にございます補正予算の専決処分後の速やかな臨時会の開催に関しましては、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分は、同法同条第3項において「地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない」と規定されておりますことから、専決処分後に開催される直近の議会において御報告させていただくこととなりますので、4月28日及び4月30日に専決処分させていただきました事項について、5月18日に開催された臨時会において御報告させていただいたところでございます。

したがって、補正予算の専決処分及び臨時会の開催は、地方自治法の規定にのっとり適正な事務処理であると認識をしております。

ところで、大石議員から今の最初の話の中で、町当局においては、これ、文書でございますね。3月28日というのを訂正して、2月28日という発言ございました。そして、申し訳ないという言葉もございました。

私、議員の皆様にお話し申し上げたいんですけれども、これ、非常に重要な問題でございます。これ、当然のことながら、議会運営委員会に当然のことながら報告されるわけですよ。提出されるわけです。当然、議会運営委員会でこれは目を通されるわけです。にもかかわらず、3月28日というものは全く変わることなく、今日までずっと来ております。なぜこれが恐ろしいことになるかという、もしこれが、この質問の要旨が仮にウェブ上でもし出されたという場合、吉田町の新型コロナウイルス感染症対策についてはこんなに遅いのかというふうな印象操作が起きる可能性があります。

これ、ある意味において、情報の世界に身を置いた人間にすれば、これ、決定的に怖いところでございまして、仮に大石議員が、恐らく単純な間違いだと思いますけれども、もし意図をしてやった場合は、これ、はっきり言って町当局、また、当然私になりますけれども、基本的にこの対策の遅れというものは町長がやったんだと。そういうことによって、町当局を窮地に追い込むということが出来ます。情報の怖さというものはそういうもんなんですよ。

皆さんも、ぜひともたった一つのこの「3月28日」という言葉が、2月28日、1か月前に当然のことながらうちは対策本部を立ち上げておりますし、その前にも、当然のことながら関係課長、当然のことながら副町長も交えて、このこれについてはどういうふうな形でやるかというのは、当然のことながら考えていました。この1か月の差というものが、もしこれが出た場合は、吉田町の対応の遅れというものが決定的になります、はっきり言って。そうしたときには、完全な印象操作、情報によるところの印象操作という問題が生じてまいります。

ぜひとも議会運営委員会の皆さんにおかれましては、これ、単純なことなんですけれども、単純なことであるだけに怖いということを、ぜひとも情報の観点から、この恐ろしいことが今後とも起きないように、ぜひとも慎重に御審議賜りたいと思います。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

冒頭でも申し上げましたが、コロナウイルスの感染拡大に対して様々な措置がされて、おかげさまで拡大が防止をされているという状況については、関係機関や、あるいは町民の皆さんの生活スタイルの改善に努力されたということで、そうした皆さんの努力が今の状況をつくっているんじゃないかなと、こういうふうに感じますので、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

この間、町民の皆さんからも様々な質問やそうしたお話をいただいておりますが、その都度、対策本部の対応方針を見比べたり、担当課に照会をしたりしているところでありますが、対策本部の検討状況について、私たち議員にも説明の場があれば、種々の問題にも対応できることが多々あるのではないかと思います。

対策本部は当局の職員で構成をされております。その中に、できたら私はオブザーバーとして議会議長や自治会、産業団体、そうしたところの代表者も参加をすれば、内容伝達の面でも有効な措置が取られるのではないかなというふうに考えておりますが、そうした町内のそれぞれの状況を把握している皆さんのオブザーバー参加などによって、対策本部の内容を充実するというので私は考えていますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、基本的にこれは当局の問題です。議会の皆様には議案等を審議してもらって、承認をしていただいております。それに基づいて行政が、私の言うところの執行権によってこの災害に対応しております。

一番我々がしなければならないのは町民に対する対応であって、基本的に災害等において、議会の皆様が様々な形で関与されていくということについては、それぞれの災害の事態において、ある意味においてはネガティブな要素をもたらす可能性があります。

そういう形で、当然のことながら、行政の長、私は時期を見て議会の皆様にお話すると、そういう機会を設けております。大体ほかのところも全てそうしています。北海道の災害の場合でもそうでございますし、災害対応の際に、議会が入ってくるのはぜひとも控えていただきたい。それはなぜかという、適切に素早く対応するには、まずはともあれ町民の皆様に対応するというのが一番でございますので、私のほうから議会の皆様に話をするまでは、しばらく我慢していただきたい。これまでも議長にはその都度もう話もして、了解しております。

また、各種団体、それとか町の様々な分野の方々を呼んだらどうかというわけでございますけれども、当然ながら自治会の会長については、必要な都度お話をし、対策本部の中で参加していただいております。

また、いわゆる商工業の関係において、どういうことが起きているかということについては、当然ながら商工会の皆さんとは、会長をはじめ、皆さんとは常に接触をして、どういう状況が起きているかというふうな情報については収集しておりますので、またそれについて対応しておりますので、それらについて御懸念ないようによろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

町長から、対策本部での情報については、やはり住民の皆さんへの対応ということを最優先というふうに考えているというふうな答弁をいただきました。

確かにそれがまず第一だというのは当然理解をいたします。ただ、こういうときに、先ほど回答にもありましたけれども、情報伝達というのが、ホームページ、あるいはよしポケニュース等でそういうその都度の会議の状況について報告がありますが、必ずしもその情報を見ている人だけではありません。

私は、こういう緊急時だからこそ、町民の皆さんとの町当局、全体で意識の共有、つまりこのコロナ禍での対応や3密を避ける問題、あるいは医療機関への受診の仕方など、あるいは外出の自粛、休校時の過ごし方など、種々対応策がありますが、そういう対応策についての伝達を意識を共有するという立場から、もう少し具体的に考えたほうがいいじゃないのかなというふうに考えております。

各戸への文書配布という話がありましたが、町内会への回覧の文書については私は見ましたけれども、それ以外に、やはりもう少し伝達方法というのがあったのではないかというふうに考えておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、議員のイントロ部分について、議員、認識が間違っておりますので、訂正をさせていただきます。

内閣、国の場合ですね。内閣は議員内閣制を取っております。議員内閣制の場合、内閣は首相以下連帯をして国会に責任を持ちます。国民に直接責任を持つわけではありません。これはお分かりですよ。

地方自治体の場合は大統領制です。基本的に大統領制の場合においては、今言ったように、議会というものは、基本的には議会活動を通じて、議員がここに書いてございますけれども、町民福祉の向上であるとか、町の発展に資すと、これは当然のことでございます。そのような形でございますので、議会に対して直接どうのこうのというのは、私は法律的には基本的にはないと思っています。

ただ、しかしながら、適宜情報は流さなきゃならないと、それはそう言って先ほど申し上げましたように、議長には適宜適切にお話をして、了解をいただいておりますので、そういうふうなことがありますので、それについて御理解を賜りたいと思っています。それでよろしゅうございますか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

今、町長の答弁については、先ほどいただいた答弁と中身はほとんど同じだと考えておりますが、私が今質問したのは、対策本部のそういう対応方針の中身を町民の皆さんと意識の共有、同じような認識を持っていただくための情報伝達、それをどういうふうな方法で行うのか、そこにやはりもう少し徹底をした方法があるのではないかという点について質問をしたわけです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 我々は、でき得る限りのチャンネルを通じて町民の皆さんに情報を伝達しております。それは、本当の細部まで行っているかどうか、それは検証しなければなりませんけれども、町民の皆さんには適切に情報を提供していると思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほども話をしましたが、よしポケニュース、あるいはホームページ、そしてSNSの内容について、私の周りではかなり高齢者の方が多いわけですがけれども、なかなかそういうところを見ていない方も多いわけですよ。そうした中で、やはりそうした人たちからいろいろな疑問や不安の声が聞こえてくるのは当然だと思います。ですから、そういう人たちにも分かるように、紙で伝達をする、あるいは声で伝達をする、そういうことも必要ではないのかなというふうに考えております。

そうした点で、今、町長については、できる範囲でのそうしたチャンネルを使ってという話がありましたが、私としては、自治会を通じて、あるいはPTAや産業団体、そうした

方々を通じて説明をする場を持つことが必要ではなかったのかなというふうに考えておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 必要があればいたします。しかしながら、それよりも何はともあれ、この災害というものをどういうふうに乗り切るかというのが私に課せられた最大の仕事でございますので、そこに重点を置きたいと思ってやってきました。

それと同時に、議員さんはそれぞれ皆さん議員活動をされておりますよね。むしろそういうふうなときこそ、当局から提供させていただいた情報等について、それをしんしゃくして、それぞれの町民の皆さんにその辺について説明をする。分からないところについては、こうこうこうだよとやって、これ、13人もいれば、物すごい数になりますよね。私1人でございますので、13人の方が縦横無尽にやっていただければ、そのような問題については、今、議員がおっしゃられたことについては、十分補足できると思っております。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

まさに今、町長言われたとおり、議員13名おります。ですから、その伝達の範囲も相当広いと私は思います。しかし、その内容が、文章あるいはホームページ上、そうした内容では、文書の中ではなかなか疑問点が解決できないという点がありますので、ぜひそうした点での意思の疎通というものを大事にさせていただきたいなと思います。

具体的に事例を申し上げますと、30万円の休業補償の問題、あるいは10万円の特別給付金の支給の問題、これらについては、4月28日、それから4月30日に町長専決ということで処理をされております。その内容については、5月2日の新聞報道で我々は知ることになりました。やはり町民の皆さんは、毎日そうした各市町の行政の動き、そうした状況、情報を見ながら、吉田町の動きを注目をしているということも、これは事実であります。そして、気持ちとしては、一日も早くこういう給付金や休業補償金、手元に届くようにということを願っているわけですし、そうした意味からも、専決処分をした後、速やかに臨時議会を開いていただければ、こうした問題も、やはり早めに解決するのではないかなと私は考えました。

もし5月18日の臨時議会の中で、先ほど町長が話をしました商工会のプレミアム商品券発行の補正予算の話、議案がなかったら、この専決処分の報告というのは、結局は次の議会、6月定例会になるということになったんでしょうかね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、発言に注意してもらいたい。休業補償なんて誰にもやってませんよ。休業補償、あれ、補償じゃないんですよ。休業をお願いして、それに対する協力金なんです。議員、言葉に気をつけていただきたい。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 専決処分の議会への報告につきましては、町長の答弁にありましておりでございまして、地方自治法におきまして、次の会議においてこれを議会に報告ということになっております。したがって、5月18日の臨時議会がなければ、当然のことながら6月の今定例会に報告するというということになったと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

資料2でもありますように、この吉田町を取り巻く周りの市の状況を見ますと、いずれも5月の上旬に臨時議会が開催をされて、同じような専決処分、あるいは国の補正予算に対応する議案が審議をされております。

ですから、そうした点でも、吉田町としても、そうした時期に速やかに臨時議会でそうした議論がされれば、私はより早く町民にそういうことが周知徹底できたのではないかということ、お聞きをしました。

今の副町長の答弁ですと、結局は専決処分の報告については、次の議会、6月定例会ということで、今の議会ですね。要するに1か月以上の後の議会になるということでは、これでは今の状況になかなか間に合わないんじゃないかなと私、考えますが、それでよろしいんですかね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 専決処分をすることについては、町の政策、町がこういうふうを考えますとか、そういうふうなものは入っておりません。国の法律が發布されて、それに基づいてやることであって、町がここをこんなふうに変えたとか、ここをこんなふうに変えるとか、そういうことはありませんので、いわゆる地方自治法に書いてあるとおりの専決処分をやるということになります。

そうでなければ、専決処分なんか私、しませんよ。当然のことながら、町の政策等が入る場合は、独自の政策等が入る場合は臨時議会を招集します。それは当然のことじゃないですか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

私、専決処分の内容について云々を言うことのみはありません。ただ、町民に対するこうした町の行政施策の速やかな実行、そして町民の皆さんが安心して暮らせるということでの速やかな、例えば休業補償……

○議長（増田剛士君） 休業補償はありません。

○12番（大石 巖君） ああ、そうか。失礼しました。

○議長（増田剛士君） 議員、発言を気をつけてください。

○12番（大石 巖君） 特別給付金の給付等ですね。そうしたものも、やはりいついつ手元に来るのか、今、どういう流れなのかということも承知をしたいわけですので、そうした点では、議会のそういう説明があれば、十分そうしたことも、町民もそういうことで理解が進むのではないかなと私は考えておりますけれども。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、そこまでおっしゃるんでしたら、町の施策等について、非常に問題が起きていると、そういう一つ一つの事例を挙げてください。担当課長に説明させますんで。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

私は、当局のそういう対策の施策に対して、やっぱり相手は吉田町民です。その中で、具体的に町民の皆さんがその内容を知る手段として、一つには臨時議会の開催があるということをお願いしているわけですし、その今の答弁ですと、町長は専決処分はそれはそれでいい。その行政手法としては、それはそれでいいんです。ただ、町民がそのことを知るのが遅くなればなっただけ、なかなか徹底しない、周知しないという結果になりますので、その点については、ぜひ速やかにしていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） プレミアム商品券について、単純な話、議会に可決をされる前に町民に話したら、議会の皆さん、何って言いますか。当然のことながら、そういうことについては、議会の同意を得なきゃならないわけでしょう。当たり前のことじゃないですか。

だから、いわゆるそのプレミアム商品券の事業が、商工会との間で事前調整を行って、議会にできる限り早くということで、5月18日とやったわけですから、何か問題がありますか。もっと早く前にやれと言うんですか。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 私が今、話を申し上げたのは、町長の専決処分の話であって、プレミアム商品券のことを話をしているわけではありませんので、その点はお間違えのないようにしてください。

町のホームページで、この新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へということで、徴収猶予の特例制度というホームページに載っています。この対象は、1年間の地方税の徴収の猶予を受けることができるという内容で、その対象となるのは、固定資産税や住民税など、ほぼ地方税の全ての品目が当たります。これは、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している、そうした人が対象ですよというふうなことが一例として挙がっております。

この制度については、ホームページ上に上がっておりますけれども、議案として、税条例の改正として議案に上がってきているわけではありませんので、私もホームページの中でしか承知をすることができませんでした。

この20%以上の減少ということに該当する事業者、あるいは商売をする人、納税者、かなり該当者が多いのではないのかなと思いますし、このことも具体的に周知をしていただければなと思いますけれども、こうした制度の周知も私はホームページ上でしかないのではないかと思いますので、その点も、もう少しやっぱり町民の皆さんに知らせて、こういう制度を利用していただきたいということでの情報伝達、大事だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

今の御質問の納税、徴収猶予の関係でございますけれども、今回の新型コロナウイルスの関係につきましては、もともとこの徴収猶予の関係につきましては、もともと町の条例についてもある制度でございます、それに今回の新型コロナウイルスの影響で特例措置があるというふうなものでございます。

そんな中で、今回の新型コロナウイルスの関係につきましては、先ほど来お話があるように、対策本部を設置して、町が一つになって対策をやっているという中で、そうした情報

のほうも一元化して、ホームページ上に、要するにここを見れば、どこの課に何を、所管するものがどこの課であって、そこに相談すれば、こういったものが聞けますよというような一覧をホームページ上に一元化して載せてございます。その中に、税に関しては税務課のほうにお問い合わせくださいというふうなことで、今回のこの新型コロナウイルスの対応につきましては、情報を一元化したものをホームページ上で町民の皆様にお知らせをしているというところでございます、今後も分かりやすい情報の提供について努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、大石 巖君。

○12番（大石 巖君） 12番、大石です。

先ほども申しましたけれども、やはりこうした特例制度を活用をする、したいという方がかなり多いんじゃないかなと思いますけれども、この点についても、なかなか情報が広がっていないんじゃないかなと私は考えます。

これ、私の見方ですので、あるいは関係者の事業、法人、個人問わず、営業されている方は、毎日ホームページを見て、新しい情報を仕入れている方も多くはいると思いますが、もう少し町民のほうに徹底をしていただければなと私、考えます。

今、議会のほうも、この間、3密の回避ということで、議会活動の障害が生じる状況ということで、会議の開き方や傍聴者に対する協力要請などの申合せ事項というものを議会のほうで策定をいたしました。

災害、あるいは感染症、こうした状況の中でも、議会活動が継続できるような事業継続計画、いわゆるBCPと言われておりますけれども、そうした問題を今後議会の中で策定をしていく必要があると考えますが、こうした緊急事態の中での当局と議会との関わりの問題について、また町民の皆さんからの暮らしや営業などの不安の声ですね、議会としてしっかり受け止めるそうした御意見について、これも当局と十分意思疎通を図った上で、対応をしてみたいと考えております。

そうした点で、今の町長の答弁では、私、なかなか納得いく面は少なかったわけですが、今後ともそうした意思疎通を図るという点で、ぜひ情報の伝達、そして町民の皆さんへの速やかな伝達、それから議会での速やかな議論の開催、そうしたものを要望をいたしまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で12番、大石 巖君の質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、5番、平野 積君。

〔5番 平野 積君登壇〕

○5番（平野 積君） 議長、5番。

私は、通告どおり、町民の知る権利についてと題して質問いたします。

3月8日付の静岡新聞には、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県内の15市町で議会の傍聴を自粛するよう住民に要請していることが7日までの静岡新聞の取材で分かっ

た。傍聴を禁止した市町はないが、インターネット中継を視聴するよう呼びかけるケースが目立つ。ただ、ネット中継を行っていないとして、住民の「知る権利」の確保のために傍聴自粛を求めない市町もあり、対応は分かれている」との記事が掲載されました。

吉田町議会はインターネット中継を行っていないことから、感染拡大防止のために、手の消毒、マスクの着用を含む咳エチケットの励行及び発熱時の自粛呼びかけの対応を図りました。結果的には、一般質問の傍聴者は数名にとどまりました。

つまり、今回のような感染症の拡大防止と町民の知る権利の二つの命題に対して、インターネット中継は有効な手段であると考えています。

静岡県では、35市町のうち23市町が録画配信による議会中継を行っています。また、全国的に見れば、791市のうち694市が、町では743町のうち239町が議会録画中継を行っています。つまり、静岡県の市では82.6%が、町では33.3%が、全国の市では87.7%が、町では32.3%が議会録画中継を行っています。加えて、全国の人口2万人以上の町では44.5%が議会録画中継を実施しています。

一方、国が非常事態宣言を発出し、外出の自粛を求めた状況において、町民からの議会ネット配信の要望が一層高まりました。

以上を踏まえて、以下の点について質問いたします。

1、町の方針、事業の進捗状況及び町の考え方をより多くの町民の皆さんに理解してもらうため、町民の知る権利の満足度を上げるため、町長の施政方針、所信表明及び議員が町の考えをただす一般質問の録画配信が効果的であると考えます。この考えに関する町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町民の知る権利についての御質問であります。

町の方針や事業の進捗状況及び町の考え方をより多くの町民の皆さんに理解してもらうため、町民の知る権利の満足度を上げるため、町長の施政方針、所信表明及び議員が町の考えをただす一般質問の録画配信が効果があると考えます。この考えに関する町長の考えを伺いについてお答えいたします。

通常、議会は平日の日中に開催をし、一般的にお仕事などをされている方につきましては、議会開催時間に傍聴することが難しい状況でございます。このような方がおられますことから、情報を必要とされる方がいち早く、いつでも情報を入手することができるという点のみを考えれば、録画配信は一つの方策であると考えられます。

しかしながら、町といたしましては、正確な情報の発信が最も重要であると考えておりますことから、議会の内容をお知らせする情報提供の方法といたしましては、私が議会の冒頭に述べる町長の所信表明や施政方針は、「広報よしだ」や町ホームページを活用し、活字において町の重要な方針や意思決定の内容につきまして、誤解を与えることがないように、正確な情報として発信に努めております。

また、この町長の所信表明や施政方針につきましては、議会開会日後、直ちに町ホームページに掲載いたしまして、町の方針や事業の進捗状況、また町の考え方につきまして、いち早く皆様にお伝えしているところでございます。

加えて、議会におかれましても、議員による一般質問につきましては、議員からの質問の内容とそれに対します当局からの答弁を議会だよりに掲載され、正確な情報を町民の皆様へ発信されていることと推察いたします。

また、議会の閉会後におきましては、施政方針、所信表明、一般質問を含めた全ての情報を網羅した議事録が調製をされ、正確な公の情報としても町ホームページにおいて公表されており、誰でも取得することが可能となっているところでございます。

一方において、録画配信における問題点でございますが、録画配信された情報は、その一部を切り取ったり加工したりすることもできますことから、本来の趣旨とは異なった全く別な情報につくり変えることが可能であり、誤った情報を拡散されてしまうおそれがございます。このようなことから、現段階におきましては、録画配信における危険性が大変大きいと認識をしております、実施すべきではないと考えております。

今後も、議会運営の在り方につきましては、様々な場面において議会と協議を行いまし、よりよい議会運営のために調整を図ってまいりたいと思っております。

平野さんがこの質問をされたわけでございますけれども、町のほうとすれば、こういうふうなものは、こういう一般質問の問題ではなくて、議会等ですね、静かな議会運営であるとか、そういう中において意見を交わしながら、お互いの理解を得ていくというふうなことが一番望ましいと思ったんでございますけれども、平野議員がこれ、取り上げてしまったものですから、ここでは私のですね、恐らく再質問等が出てくると思いますので、私の考え方をぴしっと言ってしまうので、そうすると、もうそれでエンドマークがつく可能性がございますんで、非常に当局としては困ったなと思っているのが実情でございますので、ぜひともその辺を御理解賜りたいと思います。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 答弁ありがとうございます。

ちょっと原稿を離れて、4年間、私、一町民でございまして、議会の中で議会中継といことを進めたいということで、町の皆さんと議論されているという情報は入っていましたが、その状況がどうなっているのかって全く分からんというのが一町民の思いです。

そういう中において、やはりなぜできないんだろう、世の中これだけ多くの議会が中継をやっているにもかかわらず、吉田町は何でそれが進まないんだろうかという思いで質問させていただきました。

周りからはやめておけという話もございました。それは正直に言います。しかし、やっぱりここはなぜ吉田町が進まないのかということは理解しておきたいという思いで、一般質問させていただきました。

1回ここで切りましょうか。

正確な情報ということと、加工して誤情報が流れてしまう。基本は正確な情報をいかに流すかというのが町の方針である。そこに関して言えば、世の中でこれだけ流れていて、そうい

う問題というのがどこまで起こっているのかなというのは、ちょっと正確には私もチェックしていませんけれども、それが起これば、やはり大きな問題になるのではないかなというふうに思っております、それがなかなか耳に入ってこないということは、そういうことがなかなかやられてないのではないかと。

町長の所信表明とか町政に関しましては、町長はもう映るだけですから、流しっ放しで問題ないと思いますし、即文書でホームページに載せられると、それは認識しておりますけれども、やはり私が思うには、町長のお考えというのを文字で見るよりも、映像や耳に入ってくることによって、それが理解されやすいのではないかと。見ることも重要だけれども、やっぱりそういう聞きやすい、理解しやすい状況で町長のお考えを皆さんに伝えるというのも一つの方法ではないかというふうに考えています。

一般質問に関しては、映って、どこかで操作されるのではないかとということもあると思いますが、まず最初の放映に関しては、お互いがそれをチェックしながら、ここは問題ないねと。じゃ、このまま行きましょうというような流れをつくれば、あんまりカットとかせずに、しっかりその流れを伝える。文章であれを読むよりも、やはり先ほどの一般質問とか面白かったじゃないですか。丁々発止。そういう、あれ、文字で読んだって分かりませんよ。しっかりああいう画像で映して、ああ、議員と町がしっかり議論されているんだなというのがしっかり伝わるのではないかなと思うので、やはり私としては、しっかりと映像で伝えることが、より町政、議会の理解につながるのではないかとというふうに考えている次第でありますけれども、ここまでで御意見ございますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のお立場からすると、そういうふうなことも当然のことながら主張されることはよく分かります。しかしながら、考えてもらいたいことがあるんですけども、なぜ私が録画配信、録画じゃなくても結構ですよ。自動、そのまま放映しても構わないです。それについてネガティブな考えを持っているかということ、例えば国語であるとか、算数であるとか、数学であるとか、それから音楽であるとか、理科、社会であるとか、絵画であるとか、そういうものは小学校1年生へ入ってから6年生終わって、中学校へ入って、高等学校ぐらいまで、常に文科省が出すところの学習指導要領をもって、いろいろステップを踏みながらやっています。そうすると、国語ってどういうもんだとか、そういうのよく分かります。しかしながら、この映像に関しては、どこにも教えるところがないんですよ。

映像の怖さっていうのは何かということ、例えば映像の撮影の角度、それから映像そのものが音であるとか、それからせりふであるとか、光であるとか、様々なものを持っています。そうした場合、それが視聴者の皆さんに届いたときに、その実際の本来的な文字でやっているところのものとは別なところでもって判断をされると。よくやっているじゃないかと。大したもんだと。何で町長はそんなふう、ある程度、攻撃的と言っては申し訳ありませんけれども、そういうところへ行くのかと。そういうのも別な判断、別な理解を生む可能性があります。

要は、映像リテラシーと言うんですけれども、映像を読み解く能力については、小学校からずっと我々は勉強する機会を与えられておりませんし、映像そのものを批判的に読み解くという映像リテラシーって、全く我々は身につけてないです。

だから、例えば、仮にですよ、そこで平野議員が拳を広げて、こうしろとやったときに、それを見た方が、おおっ、すごいと、そういう評価につながってしまう。また、町長はうんと下を見たとき、何かあるんじゃないかとか、別な判断を生む可能性があるということ、それでまずあまりそういうものについて、映像リテラシーというのは、普通の文字と違って、映像というのは情報量が莫大なんですよね。その映像量が莫大というものが本来のものと離れていく可能性があるというようなところで、非常にネガティブにする可能性がある。

人間みんな理性的な人間ではありませんので、やっぱり基本的には感情の動物でございますので、そういうところで非常に難しいものがあるというふうなことで、別なものとしていってしまうと。ある場面だけを取り上げて、おおっ、すごいとか、そういうふうなところで判断される可能性もあるもですから、それについてはもうやめてもらいたいと、こんなふうに思っている。それと同時に、百歩下がってそれをやったとします。やった場合に、ウェブであると、単純な話、動画であるとか、意見表明であるとか、音楽であるとか、そういうものが流されているときに、当然のことながら、議員御承知のように、コメントが来ますよね。コメントが来ます。そのコメントが、単純な話、議員も最近の事件で言うと、お分かりかもしれませんが、マツモトアイさんが誹謗中傷、本当に物すごい数でだっと出され、俗に言うところの炎上でございます。そういう問題が起きてしまった。

それはなぜかという、例えば我々は紙の本、議員も紙の本はたくさん読んでおられると思いますが、紙の本を読んだ場合は、これ、メアリアン・ウルフなんかがこの本に書いているんですけども、「プルーストとイカー読書は脳をどのように変えるのか?」、これ、有名な本でございますけれども、そこでは、文章を立ち止まって、また元へ戻ったり、そういうふうなものが人間の注意力を養成して、醸成して、よりよい人間の思考回路をつくっていくと、そういうふうな知見があるんですね。科学的に出てきております。

それと違って、デジタルの問題はまた別な問題が、マルチタスクの問題がありますんで、出てくるんですけども、そういう問題があったときに、普通は紙の本の場合は注釈がありますよね。みんな何か文章を書けば、そこに脚注であるとか出てきます。今言ったように、ウェブ上で流されたものに対しては、当然のことながらコメントが来ます。コメントがいわば一定のルール。紙の本の場合は、注釈とか脚注については、長い歴史があって、ルールが決まっています。制度化されています。しかしながら、この当たらしいソーシャルメディアに関しては、基本的にそういうようなルールがないんですよ。

ルールがないときはどういうことが起きるかという、例えばトロール等が起きます。トロールって御存じだと思いますけれども、コメントですけども、いわば単純な話、けんかを吹っかけるとか、気を悪くするようなコメントを書き込むとか、目立ちたいがためにうそのコメントをやるとか、そういうふうなことで、基本的に書物の場合の注解とか全然違ったものがあります。

したがって、新しいこのメディアについては、そういうルールが、書物の場合の脚注であるとか注解と違ったルールづけが今のところないということで、非常に問題があると。

だから、その脚注とか注解というものは、基本的にはコンピューター用語で言うところのいわばメタデータですよ。データの基になるものを書くというわけですけども、その部分がないわけです。ルール化されていないところが非常に問題があるというわけござ

いますので、それらについては、むしろ別なものをつくり上げてしまうというところがある
もんですから、そういうルールがないというところに非常に問題があると。

映像情報を読み解くリテラシーがまずないと。もう一点は、今、ルールがないと。そうい
うところで、気をつけなければならないと。

もう一点は、議員、こんな本を読んだことはありますか。P・W・シンガーであるとか、
エマーソン・T・ブルッキングとか、「LIKEWAR THE WEAPONIZATION OF SOCIAL MEDIA」、これ、日本語で小林由香利さんが「「いい
ね！」戦争」とやっているんですけども、結局ソーシャルメディアは、今の世の中において
何をやっているかという、例えばロシアがクリミアを併合した。それからさきのいわば
アメリカ大統領選挙において、ロシアが大統領選に介入した形で、むしろ兵器化しているん
ですよ。

これ、すごい有名な例ですけども、これはもう膨大な研究データが出てますけれども、
ソーシャルメディアを兵器に使う。攪乱する、偽情報を流す、そういうふうないろいろな
ものがありますので、そういうものについては非常に使う場合については考えなきゃなら
ないと思っておりますので、ぜひともそういうようなものについて平野議員も御理解を
いただければ、この辺については、ゆっくりと落ち着いた議論の中で答えを出していくのが
適切かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

ありがとうございました。

ちょっと長くて、大分抜けているところがあるんですが、まず画像に関して言えば、映
るのは、今のこの想定は、中継、ライブは考えていません。録画です。映るのはこここ
こです。課長さん方が町長の代わりに答弁されるとしたら、そこも映る。そうしたとき
に、まず光の加減とか、音声とか、そういうもので、リテラシーでしたっけ。そうい
う印象的に操作するということはどうすれば避けられるのかというのは、お互い、こ
う映っているわけじゃないですね。ここここここだけなんですけど、そこをどうす
ればいいのかというのは、お互いに議論して、そういう誤解が生まれな
いような映し方というのは、業者に依頼するとすれば、業者としっかりやっ
て、そこでどうしても議員も発言だけじゃなくて、こうやることもござ
います。下のほうを向くこともございますけれども、そこに関して言えば、よ
り映っているんだぞと、みんな見ているぞとしたときに、私がこうやったら
勇ましいと感じる人もいれば、こうやったらばかじゃないかと、偉そうに
と言う人もいる。そうしたときに、やっぱり議員として、どうい
う発言の仕方をすればいいのかということも、その議員の研さんにも
つながるというふうに思っております、それもよろしいのではないかと
いうふうに考えております。

もう一つ、画像において、コメント、画像そのものには画像が載せられないように
すればいいだけの話であって、その後、いろいろツイッターとか、そういうのが
出てくる可能性もあります。私自身が思ったのは、ポジティブに町長の
考え、議員の考えを皆さんに伝えようという思いで発言しているん
だけども、ちょっと町長はそこ、ネガティブを、首長だから、その
考えは必要だということも分かりますけれども、しっかりとポジ
ティブとネガティブ併せて、そうしたときに、一番最初におっ
しゃった仕事されている方に対しても情報提供す

るというような観点からすると、録画配信というのは私はいい方法ではないかなというふうに思って提案しております。

なぜ録画と言うかということ、傍聴に来れる方は来てほしいんですよ。来れない方に対して見てもらおうし、傍聴に来てくださった方も、私、傍聴したときに、ぱっと進んじゃうと、ああ、どうだったっけというのは、家に帰ってもう一回見れると。そうすると、ああ、理解が深まると。傍聴よりももっと深まるというようなことから考えて、そんなに悪いことではないのかなという思いがあります。

本であれば注釈がつくというお話がありましたけれども、会議録って今、注釈ないんですよ。発言そのものですよね。しっかりと注釈あればいいけれども、会議録見て、本当にそれを見て、読んだら、同じようにネガティブな発言出るかもしれない。それは会議録にしても一緒ではないかということ。

会議録は、大体3か月ぐらい後なんですよ。だから、やっぱり速報性、一般質問に対する速報性というのでは、やっぱり録画のほうがいいのではないかな。

いい話ばかりしているわけですが、だめな話では、後でゆっくり話そうかと言うんなら、まだそれでもいいと私、思っておりますが、少なくとも町が議会録画中継ということに対して、あまりやらないほうがいいのではないかということが、この一般質問で、少なくとも皆さん、これ、理解されたと。

じゃ、我々やりたいと思う人間からすれば、それをどうやって話をして、落しどころをつくっていくかということを考えていきたいと思っておりますので、ここで完全アウトということはないように、今後も議論を続けていくということによろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の思い、よく分かります。ただ、私はそういうふうなものではなくて、現在、アーティフィシヤル、AIの技術関係で、自然の言語、今話している言語が即座に日本語にどっと文字変換されれば、むしろそのほうが望ましいと。やはり政治のような問題は、あまりエモーショナルになるのはよくないと私は思っています。

だから、やっぱり基本的には文字で追っかけていくと。文字を追っかけていって、それを理解するというふうなことが私は一番望ましいと思っておりますので、むしろ映像ではなくて、今言った自然言語の即時翻訳というんですかね。すぐ日本語になっていくと。国会答弁は速記でやっていますけれども、それと同じようなことが自動的に機械でもってやれると、そういうふうなことを私は待ったほうが、その技術もかなり急速に今、発展してきておりますので、それを待ったほうがむしろ分かりやすいと。私は、やはり基本的には文字でもって追っただきたい、文字でもって理解してもらいたい、文字でもって反応してもらいたい、そんなふうに思っています。

だから、そういう点において、やはり私はいろいろな面において、議員の思いは受け止めますけれども、基本的にそういう実施については、やはり私についてはハードルが高いと私は思っています。その辺について、御理解賜りたいと思っております。

今、私が長々と言いましたけれども、要は科学的な問題が基本的に解決されていないんですよ。それから、いわばウェブ上で動画であるとか、いろいろなものが出された場合のコメントのいわゆるものについて、今、物すごいいろいろな問題が生じちゃって、炎上等がありま

すよね。そうした場合、例えばフェイスブックであるとかツイッターなんかで、このいわゆる投稿が適切であるか不適切であるか、物すごい今、問題が生じているんですよ。

そういうふうな問題が生じているものですから、うちのような小さな町においては、やはり静かにやはりお互いの、議員なら議員の質問であるとか、当局の説明であるとか、そういうものをやっぱり紙媒体と通じてやっていくと。紙媒体じゃなくても、デジタルでも結構です。デジタルでそこに文字があればいいわけですから、そういうふうなものを通じていくことが私、望ましいと思っておりますので、ぜひそれについて御理解賜りたいと思います。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 5番、平野です。

今の、もう一度確認します。AIなり何がしかで、今、こうお話ししていることが画像に文字として表れると。例えば、それを編集して、編集と言ったら、誤解のないように。そのまま例えばホームページに、あまり面白くはないけれども、文字がどんどん上がって行って、読んでいくと。ああ、じゃそれは速報的に、会議録が3か月後という状況、今、現状はそうなんですけれども、それが二、三日後に見れるような状況というのは、文字という観点でいけば大丈夫じゃないかと。ただ、そこに画像があって、人の顔が映ると、これはまずいという認識でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） いわゆる私の発言であるとか、議員の発言等を、いわば二、三日遅れではなくて、話したら瞬間に、もはやだっと文字になっていくと、そういうふうな技術が物すごい勢いで科学的に前に進んでいますよね。私はそんなに、その技術が確立されるまで、そんなに時間がかからないと思っています。それを私は待ったほうが、やはり冷静な、町づくりのことでございますので、やはり冷静にそれを理解してもらうには、やはりそれが一番適切ではないかと思っています。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 二、三日後というのはちょっと配慮した発言でして、こうやっていて、もう言っちゃいかんようなことを言う場合もあるじゃないですか。そうしたときには、それは削除しなきゃいかんから、編集という作業が必要なのではないかという思いで、1日か2日と、3日と言ったかもしれませんが、その編集が必要だという意味で、本当にいいのであれば、即、もうこの下でも流すことだっていいんじゃないかなと思っていますが、どうでしょうか。終わりませんので。

今のお考えというのは、理解し、文字媒体であれば、デジタル化して進めてもいいと、ではないかというふうにお考えであるということを確認したと。それを基に、やっぱり文字だけ、いや、正直言うと、文字をまたこう見るのも目が悪くなるし、音声と画像であれば、見なくても、音声が入ってくれば理解できるわけで、あっ、そのときに、文字とともに音声も入るということですか。

じゃ、音声も駄目だというお考えということで、考えとすれば、画像と音声で、ながらも聞いて、ああ、町長はこんなことを考えているんだ、こういうことを進めていれているんというふうなほうが皆さんには理解されやすいんじゃないかなという思いで、今後またお話を進めさせていただきたいと思っておりますので、そこはよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で5番、平野 積議員の一般質問が終わりました。
ここで暫時休憩といたします。
再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。
引き続き一般質問を行います。

◇ 中 田 博 之 君

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

〔4番 中田博之君登壇〕

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

私は、さきに通告したとおり、小・中学校の新型コロナウイルス感染症の対応、対策について質問いたします。

昨年12月、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスは、その後、世界各国に感染が拡大。日本でも感染者が確認される中で、2月27日、内閣総理大臣から全国の学校へ休校要請があり、当町も3月3日から休校措置が取られました。

その後も、全国各地で感染者が確認され、国民生活にも大きな影響を与える事態となり、当町では段階的な登校が始まる5月18日まで、数回の登校はありましたが、子供たちは約2か月間、家庭で自粛生活をしながら家庭学習することになりました。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変化していますが、この一連の流れを踏まえて、以下の点について伺います。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、いじめについて。

感染者・濃厚接触者及び医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許される行為ではない。再開後の学校で新型コロナウイルス感染症などをめぐる不安や恐れからの差別や偏見、いじめなどへの対応は。

(2) 児童は、長期にわたる休校で、学校の友達と会えないことや自粛生活で閉じ籠もりがちになり、ストレスが子供にかかっていた。今後、鬱的反応など精神面へ影響が心配される。再開後の子供のストレスケアは。

(3) 保護者から、臨時休校が長期にわたったことから、児童・生徒の学習の遅れを心配する声を聞く。児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることはないよう、文部科学省の通達に基づき、各学校において、児童・生徒に対し家庭学習のプリントや無料で利用できる学習コンテンツを紹介するなど、適切に家庭学習を課すことで対応を図っているが、当町における児童・生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られたか。

(4)家庭の事情で、休校中の過ごし方は一律ではなく、保護者と自宅にいる児童もいれば、学童保育を利用する子供や家で留守番をする子供もいる。親が付きっきりで習っていない勉強を十分見守ることは難しく、問題に対してどうやって子供に教えればいいのかと教え方に戸惑う保護者もいた。そこで、このような事例に対する対策は。

以上です。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 小・中学校の新型コロナウイルス感染症の対応と対策についての御質問のうち、1点目の新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見、いじめについて、感染者・濃厚接触者及び医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許される行為ではない。再開後の学校で新型コロナウイルス感染症などをめぐる不安や恐れからの差別や偏見、いじめなどへの対応はについてお答えします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、いじめにつながるような行為は、断じて許されるものではありません。当町におきましては、現在のところそのような行為は確認されておりません。

教育委員会といたしましては、先月18日からの学校再開に当たり、各小・中学校におきまして、新型コロナウイルス感染症に関わる不安や恐れを要因とした差別や偏見、いじめが生じないように、教職員の意識の共有を図り、児童・生徒への指導を徹底したところでございます。

その指導において、特に二つの点を大切にしております。一つ目は、差別や偏見を行わない倫理観を育成すること、二つ目は、不安や恐れを軽減する取組を行うこととでございます。

一つ目の差別や偏見を行わない倫理観を育成することの各小・中学校が実施した主な内容といたしましては、各小・中学校の登校再開初日に、それぞれの校長が全校集会において児童・生徒に対して差別と偏見の根絶を呼びかけました。また、各学級担任が児童・生徒の発達段階に合わせ、道徳や特別活動の時間に差別と偏見に関する指導を行い、児童・生徒の倫理観の育成に努めました。

二つ目の不安や恐れを軽減する取組の各小・中学校が実施した主な内容といたしましては、各小・中学校の養護教諭が、児童・生徒に対して感染症を正しく理解し、冷静に対応するための講話を実施したり、児童・生徒だけでなく保護者に対しても、感染症に係る分かりやすいたよりを作成したりといった啓発を行いました。

また、手指消毒用の薬剤を各教室に設置したり、学校内の機材を小まめに消毒したりするなど、児童・生徒や保護者が感染症に対して不安を感じないように、安心して学校生活を送ることができるための取組も実施しております。

今後につきましても、ただいま申し上げました取組に加えて、文部科学省から発出された各種資料を活用した保健指導や道徳指導を実施し、児童・生徒が感染症に対する正しい理解の下、差別や偏見を行わない行動を児童・生徒自らが取ることができるよう、引き続き指導を行ってまいりたいと考えております。

なお、いじめへの対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生にかかわらず、これまでもいじめの根絶を目指して継続的に指導を行っているところです。万が一、いじめ

が発生した場合は、いじめ防止対策推進法及び吉田町いじめ防止条例にのっとり、学校を中心として組織的に対応することとなっております。

次に、2点目の児童は、長期にわたる休校で、学校の友達と会えないことや自粛生活で閉じ籠もりがちになり、ストレスが子供にかかっていた。今後、鬱的反応など精神面へ影響が心配される。再開後の子供のストレスケアはについてお答えします。

教育委員会では、先月18日からの学校再開に当たり、まず長期休業明けの児童・生徒の状態を教職員が的確に把握することが大切であると考え、心のケアを中心とした「学校再開後の支援について」という資料を作成して各学校に配付し、児童・生徒の観察をこれまで以上に丁寧に行うよう、各小・中学校に指示しております。

特に、学級担任については、継続的に児童・生徒と関わり、その僅かな変化にも敏感に気づくべき立場にあることから、児童・生徒の観察に十分留意するよう指導しております。

また、保護者による気づきも児童・生徒の状況を知るための重要な情報であることから、日常的な連絡帳でのやり取りや面談等の機会を利用し、教職員と保護者との緊密な連携を取ることとしております。

具体的な対応としましては、学級担任や養護教諭が児童・生徒のふだんとは違う様子、いわゆるストレスサインを確認した場合は、声かけを積極的に行い、その生徒の悩みを聞き取り、生活リズムを整えるよう指導したり、時には休養させたりすることを通して、児童・生徒の不安解消に取り組むこととしております。

こうした学校の教職員の対応に加えて、各小・中学校にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員など、心理的な知識や豊かな対応経験を有した専門職員を配置しておりますので、教職員と連携し、それぞれの役割と児童・生徒の実態に応じた支援を行ってまいります。

今般の長期にわたる学校休業に伴い、児童・生徒の抑制的なストレスは、これまでになかったストレスサインが表れることが懸念され、そのサインを見落とさないよう、児童・生徒の気持ちに真摯に寄り添い、様々な不安を解消できるよう、ケアを実施していくことが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、教職員と共に児童・生徒が安心して学校で生活できるよう、心のケアを行う取組を充実してまいります。

次に、3点目の保護者からは、臨時休校が長期にわたったことから、児童・生徒の学習の遅れを心配する声を聞く。児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、文部科学省の通知に基づき、各学校において、児童・生徒に対し家庭学習のプリントや無料で利用できる学習コンテンツを紹介するなど、適切に家庭学習を課すことで対応を図っているが、当町における児童・生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られたかについてお答えします。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行により、町内の小・中学校は、昨年度の3月3日から春休みまでの臨時休業に引き続き、新年度を迎えた直後の4月8日から5月17日まで臨時休業となりました。

臨時休業期間は2か月余りとなりますが、その間の学力保障の手だてとして、各学校においては、休業期間中に学習する予定であった内容のプリント教材を作成し、全ての児童・生徒に配付いたしました。

教育委員会では、家庭学習の補助的教材として、インターネットを介したオンラインで実施するドリル「ミライシード」という教材の紹介や、文部科学省や経済産業省などから無料で提供された学習コンテンツを児童・生徒に紹介いたしました。

また、各学校が作成したプリント教材の課題について、教職員自らが解説した動画を学校ごとに学年や教科を分担して作成し、動画配信サービス「ユーチューブ」において公開いたしました。

これにより、プリント教材において児童・生徒がつまづきやすい内容について、ポイントを絞って解説することができ、インターネットを介して、御家庭において教職員の指導を受けることができる学習教材を提供することができました。

御家庭でインターネット環境が整っていない児童・生徒への保障といたしましては、オンラインで実施するドリル教材のプリントを別に用意して配付することに加え、配信した動画のDVDを作成し、希望者に貸出いたしました。

今般の休業期間中は、紙媒体のプリント教材だけではなく、オンライン教材や動画配信など様々なコンテンツを用意し、家庭学習の支援を行ったことから、児童・生徒それぞれが取り組みやすい学習コンテンツを選ぶ幅が広がり、紙媒体のプリント教材だけでは学習意欲が湧かなかつた児童・生徒に対し、意欲を喚起することができたという手応えを感じております。

しかしながら、各学校において配付した課題プリントについて、教職員がどの程度学習内容が定着しているのか確認を行いましたところ、未指導部分であったこともあり、児童・生徒によって個人差があり、個に応じた支援が必要であることが分かりました。

このため、現在、各学校の授業において、家庭学習の課題として取り扱った内容について、さらなる学習内容の定着を図っているところでございます。

次に、4点目の家庭の事情で、休校中の過ごし方は一律ではなく、保護者と自宅にいる児童もいれば、学童保育を利用する子供や家で留守番をする子供もいる。親が付きっきりで習っていない勉強を十分見守ることは難しく、問題に対してどうやって子供に教えればいいのかと教え方に戸惑う保護者もいた。そこで、このような事例に対する対策はについてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、臨時休業期間中における学力保障の手だてといたしまして、児童・生徒に未指導部分のプリント教材を配付したことに加え、オンラインドリル教材の紹介や各学校の教職員が作成した課題プリントのポイント指導を行う動画の配信など、家庭学習への支援をしてまいりました。

議員御指摘のとおり、御家庭によっては、家庭学習の問題に対して、課題解決の道筋や解答などをどうやって子供に教えればいいのか、教え方に戸惑う保護者もいたのではないかと推察いたします。

こうした状況への対策といたしまして、今回作成した動画は、プリント教材の課題の中で児童・生徒がつまづきやすいポイントについて、授業の形式で解説するものですので、家庭内で教え方に戸惑う保護者を助けるツールとしても効果的であったと考えております。

今般、各学校はこうした動画を作成するノウハウを獲得いたしましたことから、今後再び休業措置を取ることとなった場合におきましても、積極的に動画配信サービスを活用するとともに、さらに一歩進んで、学校側からの一方向の発信だけではなく、児童・生徒との双方

向のやり取りができるICT環境を整えることで、保護者の家庭学習に対する不安を取り除く一助なるよう研究してまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

まず、1点目、差別やいじめについてですが、答弁にもありましたように、新型コロナウイルス感染症は誰でもかかり得る病気で、児童・生徒に道徳などで勉強、授業で教わると思われていますが、先ほどお話にもありましたように、保護者にも情報共有するということが、それによって保護者が医療機関に足が運びやすくなるのではないかと考えております。その取組によって、いじめや差別の解消にもつながり、早期発見につながると思われていますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今、議員おっしゃられたとおり、いじめや偏見、差別について、学校だけでの取組では十分ではないかなというふうに思っています。大人の我々がどうやって関わるかということが非常に大切で、各学校においては、例えば保健だより等を通じて養護教諭が差別のことについて親向けにも伝えたりだとか、学校だより等を使って周知をしたりだとか、そうした取組をしておりますので、これはもう地域の大人がみんな総がかりで対応することが大切だなというふうに感じております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 私も、今言われたように、地域で子供のためにも保護者が差別や偏見などについて考えることが必要だと思います。

次に、2点目の子供のストレスケアですが、答弁にもありましたように、関係機関が子供のストレスケアを行うということで、再開後の子供のストレスケアには、やはり先ほどの答弁にありましたように、担任の教師の役割が非常に大きいと考えます。

新型コロナウイルス感染症による長期の休校、外出の自粛により、全ての子供がコロナによる影響を受けている可能性があり、中でも保護者がコロナにより経済的に逼迫した状況にあった場合や、医療従事者だったり、家族、親族、知人等に感染者が出た場合、子供への影響は大きくなります。その結果として、子供たちのメンタルの悪化により、いじめや暴行行為、不登校、ひきこもり、依存などのリスクが高まる可能性があります。

そこで、子供たちを守ろうと考えたとき、保護者支援は非常に重要になります。保護者が困っていることに寄り添い、適切な支援を受けられるように援助することが重要だと思います。

吉田町子ども・子育て支援事業計画の案の中にアンケートがありまして、気軽に相談できる相談先として、祖父母や友人、その次に担任の教師の割合が33%ありました。もちろん保護者が抱える問題は多岐にわたるので、学校ができることには限りがありますが、しかし、子供のメンタルケアを成功させるためにも、保護者が困っていることに寄り添い、適切な支援を得られるようにするために、担任の先生の役割は非常に大きいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） おっしゃるとおり、最も関わりが強いのは学級担任ですので、学級担任との信頼関係をどうやってつくっていくかということが非常に大切だなというふうに思っています。

学校で起こったことが家庭のほうにどうやって伝わるかというのは、いろいろなたよりの方法もありますが、実際には子供の口から親に対して、今日こんなことがあった、自分は今日こういう思いをした、そうしたことを子供の口から聞くことというのがとても大きな情報だと思っています。

そうした意味では、日頃の中で担任と子供との信頼関係をしっかりつくっていくこと、そのことが担任と保護者との信頼関係にもつながっていくというふうに思っていますので、いろいろな情報が入りやすいように、常日頃からコミュニケーションをしっかりとっていくというようなことが大切だなというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 私もコミュニケーションが大切だと考えます。

やっぱり、そこでですね、休校が長期にわたることから、授業日数の確保や遅れてしまった学習を取り戻すことが重要しがちですが、だからこそ、子供のメンタルヘルスに注意し、必要な関係機関と連携を図ることで問題のリスクを減らすことが、結果として学習の集中力や意欲を高めることにつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） いろいろな相談の機関、相談の場所があるということを周知していることで、そうした不安も取り除かれていくなというふうに思っています。

先ほど答弁しましたとおり、学校には担任だけではなくて様々な教職員がいますし、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等、相談できる窓口がありますので、そうしたことをきちんと周知することで、よりコミュニケーションを取れるようにしていくと。困ったことがあったら、いつでも相談できる場所があるんだというようなことで対応していくというふうに考えています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） おっしゃるとおりで、周知はとても大切だと思います。特に、この今の時期、困っている方、保護者だとかたくさんおられますので、ぜひとも周知の方法について、さらに検討していただいて、迅速かつ正確な情報を保護者の皆さんに伝えてほしいと思うんですが、その周知の方法は、ホームページや学校だよりのほかに何かございますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 各学校においては、家庭との連絡において、担任によって学級だより等を発行しているケースがありますし、学年だより等を発行しているケースもあります。そうしたいろいろなたよりを作ることで、担任が思っている思いというのをきちんと伝えるというのも一つの方法かなと。それを確実に子供から保護者に伝わるように指導していくというようなことも大切かなというふうに思っております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうですね、子供から保護者にとということも大切だと思います。

では、また2019年における静岡県の教職員の精神疾患が2年連続で増加傾向とこの間新聞報道でありましたけれども、今回の新型コロナウイルス感染症で教師もコロナへの安全対

策や日々の授業などで多くのストレスを抱えている可能性がありますので、教師だけで問題を抱え込まないように、関係機関との連携を図ったり、教師のストレスケアも必要だと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 教員のストレスケアに関しては、養護教諭もそうした部分について職員会議等に関わることができます。

それと、学校においては、ちょうどこの年度当初の時期に校長と教職員の面談がございます。ですので、そうした機会を通じて、校長も教職員の状況を把握するということができますので、もしそうした悩み等がある場合には、そこを聞いて、即対応できるというような体制は整えております。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 今、この3月から5月、6月にかけて、とても大変な時期だと思いますので、教職員のストレスケアにも十分に配慮して、対応していただきたいと思います。

次に、(3)番の学力定着のことについてですけれども、今回、学習の定着についてですが、定着にはまず問題に対する理解が必要だと思います。休校中の家庭学習では、保護者により教え方に違いがあり、問題に対する子供の理解が必ずしも同じだとは限らないと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 基本的には学習内容については、学校の責任において教職員がするものだというふうに思っています。

保護者に教えてもらうということで、任せきりになってしまっただけとはいかないというふうに思っておりますので、保護者によって、子供が学年が上に行けば行くほど、確かに関わるようなときに、内容が難しくて教え切れないというようなことがあるのではないかなというふうに予想されますけれども、基本的には学校においてそのことを補助をしていくというようなことがベースかなというふうに思っています。

そうした中で、教育委員会、学校としても、様々な対応の中で、課題プリント等を出しておりますけれども、そのことを出したことによって、学力が定着するというふうに思い込んでしまっただけではないだろうなというふうに思っておりますので、そこは子供の状況をちゃんと確認をしながら、学校の授業において個別に対応していくというふうにすることが大切ではないかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

先ほど確認することが大事だということで、恐らくテストや補習の授業などで補っていくこととは思いますが、例えば、仮に今年2月のように、突然の休校で、そのまま春休みになって、結局未学習になってしまったことも考えられるんですけれども、そういったときに、理解している内容とかを確認する方法については、何か今ありますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 休校措置をどこまで取るかということによって、臨時登校日をどの程度設けるかということの判断があるかだと思います。

今、学校においては、休校になった時点で、それぞれの子供に課題プリントを提出をして、登校日にそれを回収をして、確認をしているというような方法を取っているんですが、今、文科省のほうからの通知を見ましても、臨時登校日を適切に設ける。複数日設けることによって子供の状況を把握する。これは健康状況も含めてですけれども、状況を把握することと、今申し上げた課題を確認をするというような機会になっていきますので、臨時登校日を適切に設けながら、今度の登校日までこのことをやってきなさいというような形で、小刻みに組んでいくことで、子供との関わりも増えていくのではないかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） そうですね、しっかりと確認が取れていく中で、プリント、あと臨時登校日、多分、分散登校とかも考えていると思うんですけども、そういうところで確認するということは必要だと思います。

5月18日、再登校するちょっと前なんですけれども、動画の配信が行われましたけれども、学校の先生がつくられたユーチューブはよくできていると感じました。仮に休校になった場合にも、家庭学習でああいう支援必要だと思うんで、継続するということだったので、いいと思いますし、あれ、予習や復習も使えると思うんで、とてもいい動画なんですけれども、その今回の続きという部分についての制作とかは考えていらっしゃいますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 基本的には、学習指導をするときには、教員と子供が対面のできるのが一番いいだろうというふうに思っています。そうした中で、今回臨時休校が長引きましたので、そのあたりをポイントを解説するという意味で、今回動画配信をしました。これは、子供たちが学校に来ないという期間の中において動画配信をしたわけですけども、学校の授業が行われているときに、こうした動画配信をするかどうかについては、現在のところは考えていません。

ただ、今回、休校になったことによって、動画を作成するというノウハウを教員が勉強したもんですから、もし今後、休校措置が取られるというような状況になったときについては、こうした方法を取り入れながら、どんな内容でやるかというようなことも、さらに一歩進んだ形になるだろうというふうに思いますし、一方向、動画を見るだけではなくて、今後、例えば双方向のやり取りができるというようなことも、一つの研究材料としては、こちらのほうも勉強していかなきゃいけないかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

今、対面で、双方向とか、いろいろ研究されるということですけども、やっぱり今回のユーチューブなんかは、家庭学習がもう終わりの時期に近かったので、できるだけ早い段階、もし休校が決まったら、もうその段階からもう既にスタートするぐらいのほうが家庭での学習には効果があると思うので、ぜひそこはよろしくお願いします。

次に、4点目、教え方に戸惑う保護者もいたということのことなんですけれども、子供の支援に当たっては、保護者と先生の相互の連携が大切です。先ほど答弁されたとおりだと思います。

今回のコロナ感染症では、休校中の家庭学習のフォローアップやフィードバックがちょっと少なかったように感じます。なので、授業ができない未学習の単元などについては、自学だけでは厳しい子もいましたし、また保護者も大量のプリントを教えることが家庭への負担になっていました。

そこで、災害や感染症による臨時休校などの緊急時において、子供たちの学びの保障ができるICTの活用をしたZoomなどのオンライン授業を望む声もありますが、先ほど、今後は双方向での研究をしていくということだったんですけども、これ、研究していく中で、どのくらい早くそれが実現できるかというのは、今の段階で分かることはありますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今年度、GIGAスクール構想の中で、1人1台端末という動きがあります。年度当初の予算の中では、当初、3年計画で1人1台端末をとというようなことで計画をしておりましたけれども、国のほうも、こうしたコロナの影響で、本年度、その補正予算のほうを獲得していくというようなことで、前倒しをして、本年度中に全ての子供に1人1台パソコン、失礼しました。1人1台端末ですね。というような形で対応していく。そのことについて、当町におきましても、本年度中に全て対応できればなというようなことを今、検討して、予算取り等ができるかどうかも含めて検討しているところです。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） GIGAスクール構想については、国のほうも8月のほうで目指しているとかいうことを目にはしています。

ただ、やっぱりこのコロナ感染症、いつ感染が拡大するかちょっと分かりません。オンライン授業の研究で、実現までもしかしたら間に合わないということも考えられるので、今できることとして、やっぱり児童、保護者の連絡手段というところを考える必要があると思います。

そういったときに、教師が勉学についてフォローアップできるように、学校専用のメールやLINEなどといったものを利用し、双方向でちょっと分からないところとかを聞けるような、勉学の、学びを支えるようなことが必要だと思いますけれども、そういう連絡ツール、双方向で連絡ツールというのはお考えはありますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今の段階で、家庭も、実は全ての家庭に例えばWi-Fi環境が整っていたりだとか、そして端末があるかということ、全ての家庭に準備をされているわけではありません。そうした意味では、先ほど言ったGIGAスクール構想の中で、1人1台端末というような形になれば、貸出しもすることが、持って帰ることも可能になってくるだろうなというふうに思うんですけども、今の段階で、例えばLINEあたりをとというようなことになると、そうしたLINEの情動的なものをどう扱うかだとか、そうしたこともありますので、どこまでそれができるかということについては、研究をしていかないと、安易にというようなことはちょっと難しいかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

今回、家庭学習をしている中では、やっぱり先生に相談したいとか、そういったケースも聞きましたので、できるだけ電話による相談もしようと思えばできると思うんですけど

も、やっぱり保護者も生活があつて、仕事をしていて、そういう電話をするにも、やっぱり先生のほうも、受け取る側としても、ちょっと大変ではないかと。頻繁に電話がかかってくると思ったら、やっぱり支障を来たすと思うんで、例えば本当に先ほども言ったように、メールだったら、保護者がちょっと分からないところが、夜中勉強していて、分からないところがある。そんなときに、このところが分からないので、いついつまでに連絡して、例えば休校中だった場合、時間を合わせて教室でちょっと勉強を教えようという考えもあると思うんですが、そういうふうな使い方とかはできないでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 学校には学校のメールアドレスがありますので、メールはもう一般的に周知されているメールアドレスがありますので、それを使って保護者が学校のほうに要望等を出すことは、今現在でもできる状態にはなっています。

ただ、当然そこにはタイムラグが出てまいりますので、先ほど言った電話等というのは、即時対応については、電話等のほうが即時に対応できますし、やり取りが双方向でできますので、どんなところに悩みを持っているかということは、聞くことがより適切にできるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

今回、新型コロナウイルス感染症ということで、これまでになかった未曾有の危機と呼びましょうか。やっぱり学びを止めるわけにはいかないということで、家庭でも保護者と児童、そして担任の先生が一丸となって、この学びの保障を守っていかなければならないと思うので、より一層、今言われた双方向の授業に対しても、早急に検討していただきながら、コロナ危機を乗り切っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（増田剛士君） 以上で4番、中田博之君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時00分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午後 1時00分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 福 世 義 己 君

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

〔1番 福世義己君登壇〕

○1番（福世義己君） 1番、福世です。

私は、さきに通告しましたとおり、新型コロナウイルス感染症蔓延時の避難所運営について質問いたします。

昨年は、台風19号により吉田町でも浸水被害が発生し、避難所が開設され、避難する事態が発生しました。また、日本各地で地震が頻発しています。それに加えて、今年には新型コロナウイルスの集団感染が発生し、緊急事態宣言が出される事態となりました。新型コロナウイルスはいつ終息するか見通しが立たず、秋には第2波の流行があるのではないかと危惧されております。

このような状況の中で、台風による浸水被害や地震などにより避難所開設の事態となったとき、避難所は人が集中して3密状態になりやすいので、避難所運営には大変難しい対応を迫られることが予想されます。

そこで、以下の点について質問いたします。

1、避難所内での感染症の蔓延を防ぐため、3密の状態を避けるための対策はどのように考えていますか。

2、感染リスクを低減するために、大規模な避難所より、避難所の規模を小さくして数を増やし設置する分散型避難をする考えはありますか。

3番、それでも避難所が不足する事態となった場合に備えて、町の施設以外にも民間の建物、例えばホテル、社宅、神社、寺などを利用させていただく考えはありますか。

以上、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新型コロナウイルス感染症蔓延時の避難所運営についての御質問にお答えする前に、これに関連し、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての基本的な考え方が示された国からの通知等がございますので、御説明させていただきます。

初めに、本年4月に避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての要点が示された通知がございました。その主な内容としましては、「可能な限り多くの避難所の開設」、「親戚や友人の家等への避難の検討」、「自宅療養者等の避難の検討」、「避難者の健康状態の確認」、「手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底」、「避難所の衛生環境の確保」、「十分な換気の実施、スペースの確保等」、「発熱、せき等の症状が出た者のための専用スペースの確保」、「避難所が新型コロナウイルス感染症を発症した場合」の9項目が留意事項として示されました。

さらに、国が作成した「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」の案内によりますと、「「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう」、「新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です」としながら、「避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません」、「避難場所は小・中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えましょう」、

「マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行してください」などといった避難行動のポイントが示されております。

このような国が示した基本的な考え方を踏まえた上で、町としての対策について、議員からの御質問にお答えします。

初めに、1点目の避難所内での感染症の蔓延を防ぐため、3密の状態を避けるための対策はどのように考えているかについてでございますが、新型コロナウイルス感染症の終息の方向性がいまだ見えない状況の中、避難所の運営につきましては、感染症拡大防止に対応した対策が必要と考えております。

そこで、町としましては、本年4月、主な避難所の現地調査を行い、新型コロナウイルス感染症対策に対応した暫定的な避難所運営マニュアルを作成いたしました。

マニュアルの具体的な内容は、「避難者の受付時に手指消毒及び体温チェックを行う」、「発熱や風邪症状がある方がいた場合は個室での避難を行う」、「各避難所内の個室スペースが不足となった場合は、別途専用の避難所を開設する」、「避難所ではマスク着用、手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットを行い、3密を避ける啓発を行う」、「定期的な換気を行う」、「避難スペースはおおよそ2メートルの間隔を空けるよう指導する」といったものでございます。

併せて、各避難所の啓発案内用の表示、非接触型体温計、消毒液、手洗い洗剤、個人で入手できなかった方用のマスク、避難間隔を空ける目安とするための2メートル置きにマークを入れたロープなどを避難所用備品として新たに用意いたしました。

なお、このマニュアルは、現時点では暫定的なものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大や終息、国や県の指針などの状況に応じて修正をしていく予定でありますが、現在、県が新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインを作成中と伺っておりますので、そのガイドラインが正式に公表された際には、内容を反映し、適宜見直しを行っていく予定でございます。

そして、国から示された避難行動のポイントや、県が作成中のガイドライン案の内容を踏まえまして、町民の皆様がいま一度、新型コロナウイルス感染症が終息しない中で災害が起きたらどうするか、避難行動を考えていただくために、「新型コロナウイルスの感染が心配される中での避難行動について」としまして、町のホームページで御案内をいたしております。

内容としましては、「自宅の災害の危険性の把握」、「自宅の安全の確保」、「在宅避難の検討」、「必要な物資等の検討」、「避難所以外への避難の検討」の5項目の呼びかけと、避難所における注意事項、ハザードマップや避難所などの情報も併せてお知らせしております。

今後も、この内容につきましては、「広報よしだ」や防災メールなどでも引き続き町民の皆様へ呼びかけを行っていく予定でございます。

このように、避難所内での3密状態を避ける対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所運営マニュアルに整備と必要な備品の配備、町民への広報を継続して行ってまいります。

次に、2点目の感染リスクを低減させるために、避難所の規模を小さくし、数を増やして設置する考えはあるかについてお答えします。

町の地域防災計画では、24か所の避難所及び福祉避難所を計画をしております。

近年において開設しました避難所は、台風などの影響による大雨や強風、洪水などの被害によるものであり、その場合は、町内4地区に1か所ずつ避難所を開設することを基本とし、状況に応じて避難所を増設し、対応してまいりました。

過去の実績から、最も避難者数の多かった令和元年10月に発生しました台風第19号では、この台風の影響により多くの町民の皆様が避難行動を取られ、避難所に避難されてきた方は、最大で263世帯、591人で、その内訳としましては、住吉小学校体育館92世帯、192人、中央小学校体育館78世帯、190人、片岡会館44世帯、97人、自彊小学校体育館49世帯、112人でございました。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、今のところ1人当たりの必要面積の明確な基準はないものの、一定のスペースの確保は必要なことから、仮に2メートル掛ける2メートルの1人当たり4平方メートルと、さらに1メートルの通路部分の間隔を設けた3メートル掛ける3メートルの1人当たり9平方メートルの避難スペースで収容可能人数を算定したところ、この4施設の廊下部分などを除くアリーナやミーティングルーム部分などの避難可能面積部分に1人当たり4平方メートル避難スペースを割り当てた場合は約800人、1人当たり9平方メートルの避難スペースを割り当てた場合は約300人が収容可能でございました。

さらに、この4施設に吉田中学校体育館、吉田町総合体育館、吉田町特別支援学校体育館を合わせた7施設の避難可能面積部分に対しまして、同様に1人当たり4平方メートルの避難スペースを割り当てた場合は約2,400人、1人当たり9平方メートルの非難スペースを割り当てた場合は約1,000人が収容可能でございました。

このように、大雨や強風、洪水などによる避難所の開設につきましては、今年の台風第19号の際の最大避難人数を想定した場合に、仮に1人当たり4平方メートルまたは9平方メートルいずれの避難スペースを割り当てた場合においても対応できることから、これらの避難所を活用することにより、ソーシャルディスタンスを保つ避難が可能と考えておりますので、当初から多くの避難所を開設するのではなく、段階的に避難所の開設をしていく予定でございます。

ただし、地震などの大規模災害の場合におきましては、状況が大きく異なりますので、県が作成中のガイドライン案の内容などを踏まえまして、学校の教室の開放も含め、多くの避難所の開設を検討していかなくてはならない場合と考えております。

次に、3点目の避難所が不足する事態となった場合には、町の施設以外にも民間の建物（ホテル、社宅、神社、寺など）を利用させていただく考えはあるかについてお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、大雨や強風、洪水などによる避難所の開設につきましては、最も避難者人数が多かった今年の台風第19号と同程度の災害が発生しましても、町が指定している避難所において避難者の受入れが可能であると想定しておりますので、民間の建物の利用につきましては、今のところ考えておりません。

しかしながら、大規模災害時におきましては、状況も大きく異なってきますことから、今後作成される県のガイドラインの内容などを踏まえまして、避難所の不足が見込まれるので

あれば、民間の建物や、町民の皆様の身近な施設としまして利用されております町内会の集会所を活用させていただくなど、必要に応じ検討してまいります。

福世議員の質問でございますので、題名が新型コロナウイルス感染症蔓延時、吉田町の蔓延時ってのはどの程度あれですか、感染者がいる状況を言うんですか。そういうふうなこともちゃんとデータを取って、ある程度のことを言わずに、蔓延時だと言うと、物すごいことになりますんで、うちとしても、蔓延している中での避難行動をどうするか。本当に我々自身が恐らく対応できない状況になると思います。

したがって、むしろ新型コロナウイルス感染症が終息していない段階において、そういうふうな題名であれば、我々も非常に応答しやすいと思いますので、その辺について、考えてやっていただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） ただいまの御答弁の中で、面積的にはかなりの人数が収容できるということになっていましたけれども、その中に感染した人がいた場合、あるいは感染しているだろうという人が交ざっていた場合、入り口でチェック等すると思いますけれども、そうした場合に、この人数が減ってくるという、そういったことがあるかと思うんですけれども、その場合の対策、元気な人、少し調子が悪い人、発熱、せきのある人、それを振り分けていった場合の収容人数の違いといたしますか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今の御質問の答弁になるんですけれども、避難者が感染された方、そういう方が来られた場合に、避難所のスペースの配分がどういう形になるかということになるんですけれども、はっきりした想定でどれぐらいかということも、やはり避難者の数によってもまた変わってきますし、その方の発熱されている状況とか、そういうものでも変わってくるような形になりますので、一概にどれぐらいのというところでの答えはお持ちにはしてはいないんですけれども、まず受付時に町としまして体温の測定をさせていただくと。その中で、発熱があるような方につきましては個室の部屋のほうに行っていただいて、避難の健常者と言いますか、普通の方と離すような形を取らせていただくというような方法で考えております。

また、その方がですね、避難される方の中で発熱者、そういう方が多くなった場合は、他の避難所を開設するような形で、町のほうは避難所の確保というようなことをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の質問が間違っています。感染者が運び込まれるということはありません。感染者はもう隔離されていますから。そういうことでしょうか。感染者はあれですか、町に蔓延して、その辺に住んでいる状況であれですか、災害が起こった状況を言っているんですか。

基本的に感染者は、PCR検査で感染確認された者は、この町にはその時点でいませんから。そうでしょう。だから、議員の質問が間違っていますので、その辺をよく考えて御質問していただきたい。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 感染が疑われている人はいますよね。感染者と断定はできなくても、感染が疑われる人、または無症状の感染者もいますけれども、それは分からないものですから、熱が出ているとかせきが出ている人、そういう人は個室に入れて、入れてと言うとあれですけども、個室に案内して、それで多くなった場合には別の避難所に行くと、そういった解釈でいいかと思うんですけれども、そして個室の部屋というのが、例えば体育館になると、個室の部屋というと、学校であれば教室に案内するとかっていうのはあるかと思うんですけれども、体育館の場合はどういったところを想定していますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、感染者に疑われる方になるんですけれども、発熱された方とか、そういう方を避難所のほうにですね、行く場合、体育館のところでどうするかというような話かと思えます。

体育館の場合ですと、2階にミーティングルームとか各会議室等がございますので、その部屋の中のほうにまず入っていただくということで対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 体育館の中でも、そういった個室がいっぱいになった場合、いろいろなケースを考えちゃうんですけれども、焼津市や藤枝市とか、各自治体で考えているのが、体育館の一部を段ボール製の間仕切りで仕切って、そこに体調の悪い人を案内するとか、室内用のテント、ワンタッチテントの間仕切りのようなものを用意して、そこに案内するという、そういう対策も取られているんですけれども、吉田町ではそういったものを用意する予定はありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

先ほどお話がありました間仕切りの話なんですけれども、当町のほうにも備品としまして間仕切りのほうも確保のほうをさせていただいておりますので、そういうものも活用のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） たくさんの避難所を用意する、取りあえず4か所用意して、それで足りなければ、避難所を増やすということで御答弁ありましたけれども、そして避難所が増えていくと、全ての避難所に町の職員が対応するということが難しくなりますし、その運営となりますと、どうしても地元の自主防災会の人であるとか、そういった町民自らが運営していく、そういったことが必要になってくるかと思えますけれども、自主防災会の人たちと連携した避難所訓練、そういったものを開催する予定はありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

自主防災会との避難所の運営のお話なんですけれども、小学校のところの中では、運営の協議会等もお持ちいただいております、その中で自主防災会、各自治会長とかはじめ、町内会長の皆様お越しいただいております、その中でも運営訓練の話とかもさせていただいております。

新型コロナのほうの関係になりましてということになりますと、まだその中ではお話のほうは出てはいないんですけれども、今後そういう各場面におきまして、話合いの機会を持たせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 避難所訓練では、よくHUG訓練と言いまして、図面上で避難所を開設する訓練等行われているんですけれども、そういった訓練は、出席者は数はそれほど多くない。それを訓練を受けて、それを自主防災会に持ち帰って、もう一回訓練をやってみるということがなかなか行われていないわけなんですけれども、HUG訓練とかはいいんですけれども、実際にそれを体育館において避難所の運営訓練と言うんですか、そういったものを作って、さらに図上の訓練と実地訓練と両方やってみることによって、そこに新たな問題点を発掘して、それをまた改善につなげるという、そういったことが必要であるかと思うんですけれども、そういったことをやる予定はありますか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

HUG訓練以外にも、実施における訓練のほうをやったらどうかというようなお話かと思っておりますけれども、またそこにつきましては、各自主防災会とも相談をさせていただきながら、どのような形でやるのが有効かというところも踏まえまして、検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかにありますか。

1番、福世義己君。

○1番（福世義己君） 基本的には、町民の人たちが自分の住んでいる場所がどういった危険があるのか、避難の必要がある場所であるのかないのか、そういった自覚が必要であり、そして避難が必要であれば、ちゅうちょなく避難していただいて、また避難所へ行くと、そこで何か感染症にうつるのではないかという、そういった心配のないような対策が必要になると思っておりますので、そういった避難訓練ですね、十分に検討していただいて、来るべき台風シーズンに備えていただきたいということを希望して、質問のほうはこれで終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で1番、福世義己君の一般質問が終わりました。

◇ 盛 純一郎 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

さきの通告に従いまして一般質問を行います。

前回定例会において、3月の学校休校措置について質問させていただきました。その時点においては、2月下旬から3月上旬のこととございますが、そのときには、そこからの休校がまさか2か月以上の長きに及ぶということは多くの方、私も当然想定しておりませんでした。現況こうなってしまいました。その当時は、4月からの学校再開に向けて、学習不足が生じているのをどう補うかというような内容について質問させていただいた記憶がございます。

3月3日から、ともあれ5月18日まで、一部期間を除き継続的に休校の状態が続いておりまして、5月18日にそれが解除、学校再開という形になっております。町内小・中学校におきましても、再開が5月18日なので、既に3週間近くが経過して、徐々に日常が取り戻しつつあるのかなということがございます。

今後、社会生活はもちろん、学校教育、あるいは学校生活においても、感染への予防及び新たな生活様式の実践、これに十分留意しつつ、様々な課題対応、大変だとは思いますが、求められていくことだと思っております。

今回は、5月15日付の文部科学省初等教育局長の通知、添付資料の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」、これを添付資料とさせていただきます。文部科学省の基本スタンスを理解して、共有した上での質問が効果的だと思ったためでございます。

これを参照しつつ、当町の小・中学校の教育や学校生活等の現時点における今後の対応方針、こちらについて、以下質問したいと思います。

また、文部科学省からは、これ、5月15日時点の話なんで、その後、この通知に対するさらに、恐らく質問があったんでしょう。留意事項ですとか、あるいは新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、また児童・生徒の学びの保障、総合対策パッケージなどが先週の末までに次々と出されていて、受け取る現場も大変かなと思っております。

一つ目として、今年度の吉田中学校のスケジュール、年間教育について質問させていただきます。

関係の添付資料としては、3ページ及び4ページを参照いただければと思います。

3月の全学年の学び残し分、また4月から5月中旬に及ぶ学習の不足分をカバーするため、当町としては夏休みの短縮などを計画しておると聞き及びました。しかしながら、学習の絶対量、あるいはまた万が一の今後の感染などによる休校のリスクを考えた場合、果たしてこれで足りるのであろうかという懸念が私にはございます。

そんな中、年度の学習時間確保の工夫として、文部科学省から出されているものとしては、夏休み短縮のほか、授業時間も少し短縮して、1日のこま数を増やせばどうかとか、あるいは土曜の半日学習、これを活用してはどうかとか、そういうものも出されております。私もそうしたもの、有効だと思っておるんですが、当町教育委員会において、そうした検討はされているのかということについて伺います。

二つ目として、既に修正した年間スケジュール、特に吉田中のものはすごく早くて、よく分かるもんですから、ちょっと参照させていただきました。同じく学校の行事の重点化という表現がございました。要するに、取捨選択と言いますか、これはやってあげたいとか、こ

それはちょっと今年無理だねとか、そういうことだと思うんですが、その学校行事の重点化として、各行事の実施可否ですね、やるやらない、その判断基準、あるいはいつまでに判断するかそういうもの、全てにおいてではないですが、基本的な姿勢を伺いたい、これが二つ目でございます。

三つ目としては、添付資料の6ページを参照いただきたいです。今後に備えるICT活用ですね。この休校期間中にも、いろいろな御意見とか、各事例などもよく見ておいたつもりなんですけど、ICTに関しては、昨年質問させていただいた中では、最適なものを吉田町なりにゆっくり整備していけばいいのではないかなというようにも申し上げたんですが、状況が変わりました。活用の環境整備をかなり加速度的に上げていかなければねというのも文部科学省から出ております。今年度導入計画において、こうした現状を受けて、仕様ですとか、あるいは私としては持ち帰りのタブレットなどがやっぱり必要ではないかと思っているんですが、そうした優先度の変更あるのかということですね。

そして、せっかくハードを整えても、ソフト部分として使える人が効果的に使えないと意味がないものですから、学校運営において、今後効果的活用が必須と見込まれる現場の教職員、このITスキルアップ、これを教育委員会さんとしてどのような支援をされるかについてお尋ねいたします。

最後は、四つ目として、またちょっと別の視点なんですけど、学校が再開されました。学校に通うのを楽しみにしていた子がいて、今、元気に学校に通っている児童が多いかとは思いますが、その一方、町内生徒児童の不登校及び不登校傾向の実情、これが今、ここ数年で私、かなり増えていると実は実感しているんですが、その現状ですね。これがコロナ感染予防以前から既に増加傾向にあると思われそうですが、直近において、当町小・中学校がどのような状況にあるのか、そしてそれについての対応策について伺いたいと思います。

以上、御答弁願います。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 学校再開後の町内小・中学校の教育についての御質問のうち、1点目の今年度の学習時間確保の工夫として、夏休みの短縮のほか、授業時間短縮を伴った1日こま数の増加や土曜の半日学習などが有効と考えるが、そうした検討はについてお答えします。

先ほど吉田中学校という限定のお話がありましたが、事前通告において、町内小・中学校というようにございまして、小・中学校を総括しながら答弁をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に係る町内小・中学校の教育活動の概況につきましては、議員御承知のとおり、町内小・中学校は、3月3日から春休みまでの臨時休業に引き続き、新年度を迎えた直後の4月8日から5月17日までの期間を臨時休業といたしました。この2か月余りの臨時休業により生じた教育課程の大幅な遅れへの対応といたしまして、現在、町内小・中学校が計画している教育課程の変更につきまして御説明申し上げます。

まず、夏季休業についてでございます。当初、小学校は7月23日から8月23日まで、中学校は7月23日から8月24日までで夏季休業期間として設定しておりましたが、町内全て

の小・中学校において、8月8日から8月23日までに短縮し、小学校で10日、中学校で11日の授業日を生み出すことといたしました。

次に、週当たりの授業時数についてでございますが、当初は、小学校4年生以上の授業時数を1日5時間、週25時間で計画をしておりましたところを、1日6時間の授業日を週2日、時期によっては週3日実施し、1週間の授業時数を27時間から28時間とする計画を立てております。また、中学校につきましては、当初、5時間授業日を週3日、6時間授業日を週2日の週27時間で計画をしておりましたが、6時間授業日を週3日、時期によっては週4日実施し、週28時間から29時間実施する計画を立てております。

当町では、TCPトリビンスプランにより、6時間目を極力設定せずに、放課後の時間を生み出すことによって、ゆとりの中で、より質の高い授業を行うことを目的として、授業日の平準化を図るように努めております。したがって、児童・生徒に過重な負担がからないように考えた上で、計画的に6時間授業日を設定し、授業時数を確保してまいります。

現在、こうした方法に加え、学校行事の見直しも図る中で、文部科学省が示す標準授業時数を確保することができると見通しを立てております。

議員の御質問にあります1単位時間の授業時間の短縮につきましては、小学校において検討をしたところですが、授業時間を短縮する場合、授業の組立てや進め方、技能教科における学習内容の充実等の課題もあるため、現段階では実施する方向には至っておりません。

また、土曜の半日学習につきましては、土曜日授業を実施することにより、教職員の勤務を振り替えなくてはならないことなどを踏まえ、現段階では実施する方向には至っておりません。

次に、2点目の学校行事の実施可否の判断基準や判断の期限はについてお答えします。

学校行事を含む教育課程は、学校教育の目的を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校計画であり、学習指導要領の総則において、各学校が編成するものとされ、その編成権は校長にございます。

学校行事は、児童・生徒の学校生活に潤いや秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施するものであります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に教育課程を組み直さなければならないことから、各学校では、運動会や宿泊体験活動、修学旅行といった行事の見直しを行っております。

現段階では、各学校により学校行事の計画が異なりますので、実施可否の判断や開催時期、判断の最終期限など、一概に申し上げることはできませんが、どの行事においても、新型コロナウイルス感染症防止対応を優先し、教育的意義や児童・生徒の心情等にも配慮しながら、実施の可否について検討しているところでございます。

次に、3点目の今後に備えるICT活用の環境整備としての本年度導入計画について、現状を受けての仕様や優先度の変更は。また、教員のITスキルアップの支援策はどのようなものかについてお答えします。

まず、ICT環境の整備に係る本年度の当初の導入計画と現状につきまして御説明いたします。

議員御承知のとおり、当町では、現在、国が進めておりますGIGAスクール構想に関連いたします文部科学省の補助金を活用し、計画的にICT環境の整備を進めているところでございます。

具体的には、令和元年度文部科学省補正予算を活用し、ネットワーク施設の整備を進めております。

まず、4月21日に吉田町立小中学校Wi-Fi環境整備工事設計業務委託契約を締結し、現在、各小・中学校のWi-Fi施設の整備に係る設計を行っております。当該業務委託は、7月の月上旬の完了に向けて順調に進んでいるところでございます。

設計業務完了後、速やかに工事の契約事務に移行してまいります。所定の手続に若干の時間が必要となりますことから、9月中の契約を目指して進めていく予定でございます。当該工事の完成につきましては、令和3年2月の予定でございます。

このほか、1人1台の端末整備につきましても、ネットワーク施設の整備同様、令和元年度文部科学省補正予算を活用し、本年度中に全児童・生徒数の3分の1の台数であります約800台の端末を整備する予定でございます。現在、導入する機種を選定作業を進め、9月中の契約締結を目指しております。

以上が当町における本年度当初の導入計画でございますが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、本年4月30日に成立しました令和2年度文部科学省補正予算において、令和5年度までの児童・生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速を図るための予算が盛り込まれましたことから、当町といたしましても、児童・生徒1人1台端末の整備につきまして、令和2年度からの3年間の整備計画を前倒しして本年度中に整備し、ICTの活用範囲を広げていけるよう、前向きに検討を進めているところでございます。

次に、教員のITスキルアップの支援策はどのようなものかについてお答えします。

先ほど、町として計画的にICT環境の整備を行っていることについて述べさせていただきましたが、教育委員会としましては、ICT環境の整備だけでは児童・生徒の確かな学びにはつながらないと考えております。そのため、環境整備と同時に、児童・生徒の情報活用能力の育成や、議員御質問の教員のICT活用のスキルアップにつきましても併せて進めてまいります。

本年度は、まず小学校の教科書改訂に伴い、指導用デジタル教科書の導入を行いました。臨時休業期間を活用し、活用方法を研修した学校もあり、校務用のパソコンを授業で活用する教員が大幅に増えております。

教員のICTスキルアップの支援策につきましては、令和2年度の計画として三つ考えております。

一つ目は、各学校の情報教育担当者を集め、年間3回、教育の情報化推進研修会を開催し、学校間の情報交換や民間企業の専門家を講師とした研修を行ってまいります。

二つ目は、昨年度開催いたしました吉田町プログラミング教育研修会において講師を務めていただいた信州大学の佐藤和紀先生に、本年度は情報教育アドバイザーとして、プログラミング教育やICTの授業における活用の演習等を行っていただく予定でございます。

三つ目は、民間企業への委託によるICT支援員の各校への派遣でございます。ICTを活用するに当たり、教員間でICTスキルに差がありますことから、各校にICT支援員を派遣し、授業で活用するための機器の準備はもちろん、教員に対して、授業におけるICT

の効果的な活用についてのアドバイスや活用事例の提示、授業案作成の手伝いや職員研修等を行っていただき、学校におけるICT活用のさらなる推進を図ってまいります。

教育委員会といたしましては、ICTの活用により、児童・生徒の学びを支えていけるよう、引き続きハード面・ソフト面の両面より支援してまいります。

次に、4点目の学校再開後の不登校及び不登校傾向の児童・生徒数の実情とその対応策はについてお答えします。

不登校及び不登校傾向の児童・生徒数の実情にお答えする前に、不登校の定義について御説明します。

文部科学省では、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しないまたは登校できない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を除いたもの」を不登校の定義としております。

この定義に該当する不登校児童・生徒数でございますが、現時点ではおりません。これは、新型コロナウイルス感染症対応に伴う休業措置により、登校日が30日に達していないため、定義で定められた30日以上欠席の要件を満たす児童・生徒はいなかったということでございます。

しかしながら、本年度の在籍者の中で、昨年度不登校であった児童・生徒は、小学校で19人、中学校で28人おり、学校再開後に休みがちな不登校傾向を示す児童・生徒についても、小学校で3人、中学校で10人おりますので、今後も継続的に支援を行う必要があるため、本年度の様子を丁寧に把握していかなくてはならないと考えております。

次に、不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対する支援策についてお答えします。

不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対する支援は、児童・生徒が自らの生き方を主体的に考え、社会的に自立することを目標に行うことが重要であり、これまでも児童・生徒の状況に合わせ、学業の遅れや進路選択上の不利益が生じることのないよう、柔軟かつ粘り強い支援を実施しているところです。

不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対する支援は、継続的に実施することが重要であることに加え、今回、長期にわたる臨時休業が児童・生徒の生活に与える影響が懸念されたことから、これらの支援策を確実に実施するよう、改めて学校に指示したところです。

具体的には、生徒指導アンケートの実施や学級担任による欠席児童に対する電話連絡や家庭訪問、スクールカウンセラーによる児童・生徒及びその保護者を対象としたカウンセリング、町教育相談員やスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員による教育相談、児童・生徒を対象としたケース会議、町適応指導教室「ステップ」における適応指導を行っております。

さらに、悩みを抱えた児童・生徒が相談しやすい環境を整えるために、学校外の相談機関を紹介した「一人で悩まないで」を作成し、各学校再開時に全ての児童・生徒に配付いたしました。

教育委員会といたしましては、引き続き児童・生徒が不登校に陥らない環境を整えるとともに、不登校及び不登校傾向の児童・生徒が再び学校で学びたいと考えることができるような魅力ある学校づくりを支援してまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 丁寧な答弁いただきました。幾つか追加の質問をさせていただきます。

一つ目の学習時間の確保のところでございますが、綿密なというか、現時点での計画を立てられているようで、今のところ、何とかそれで夏休みをうまく利用して、授業短縮や土曜などはやらなくていいのではないかという認識と推察します。

もちろんそれはそれでうまくいけばと思っておるのですが、やはり万が一の例えばこの秋からの台風による休校、そしてやはりコロナウイルスのまた感染の予防の厳密化とか、あるいは冬のインフルエンザによる学級閉鎖、こうしたことを考え合わせた場合、やはりプランBといたしますか、もしこれがうまく、大きな休校時間などができた場合はどうしようというところまで、やはり教育現場としては考えておかねばならないのではないかなと思っておるんですが、そのあたりの認識は教育長、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今後、第2波、第3波というようなことも考えられますし、インフルエンザの学級閉鎖等も考えられるというふうに思います。現時点で確保している時数に関しては、標準時数ぴったりではなくて、若干の予備も含めて今のところでは確保できているというふうに考えています。

特に、上級学年のほうが時間数確保が非常に難しいというところがございます。先ほど、時期によっては6時間目の日数をちょっと増やさなくてはいけないというふうに話をしましたが、今後のケースによっては、3学期に入っても、そうした6時間目で授業時数を確保しなくてはいけないというようなことも生じてくるかもしれません。最悪の場合、長期間にわたる休校措置等が取られる場合には、今、文科省が示しています例えば最上級学年は上位校に進級しますので、何とか本年度中に終わらなくてはならないんですが、下級の学年に関しては、次の年度、その次の年度も通して授業内容をきっちり教えていくというようなことも一つの方法としてあり得るというようなことを示していますので、そのときの日数の状況に応じて対応策を考えていかなくてはいけないというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 私もほぼ同じ認識というか、どうしても休校など急変があった場合、ずれ込みはある程度、最上級学年を除いては、致し方ない部分あるかなと思っております。

また、次の学校行事に関しましても、これは正直私どもがあれこれ言うよりは、現場のやっぱりどれを優先してあげたい、これは無理だ、子供たちのためにという目線でやってあげたいもの、ただ一言申し上げますと、ちょっと年間の中学の予定をいただいている中では、10月に詰め込み過ぎかなという気もしておるんですが、それもまた適時こなしていただけることかと思っております。

では、もう一つの質問です。今回ちょっと資料添付間に合わなかったのですが、文部科学省6月5日の通知「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について」、留意事項がございまして、その3ページ上段辺りに、児童・生徒の学習状況を適切に把握、これはやっておられると思います。

その際、児童・生徒の学習状況に応じて、必要な場合には個別の指導を行う等の配慮を行うこと。また、家庭学習に関しては、家庭事情に鑑み、家庭での実施が困難と思われる児童・生徒について、学校で個別に指導を行う等の配慮を行うこととあります。

町として、小・中学校でこうした学校に呼んでの個別指導、こうした取組実施のお考えはあるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） ただいま議員御指摘の文書でございますが、6月5日付の「学校の学習活動の重点化に係る留意事項等について」という文書かというふうに認識しております。

本文書に関しましては、学校の学習活動の重点化に関する内容というような形になっていきます。この通知の趣旨につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症により、臨時休業によって授業時数の確保が困難になった地域があるというようなことで、授業で扱う内容と授業以外で扱うことができる内容、それを教科書会社が参考資料として作成したというようなことに対して、その重点化における扱いについて留意事項としてまとめたものでございます。

今回のここに書かれている内容については、どうしても授業確保ができないというような状況で、学校以外の場で行うものと学校の中で行うものという特例的な対応を取る場合について、こうしたことに注意をしなければいけないというようなことが書かれている文書でございますので、現時点では、吉田町においては標準時数も確保できるというような見通しを立てておりますので、今回この文書に関して、直接的に全てのことをこちらのほうで満たさなくてはいけないというようなことではないというふうに認識しております。

ただ、個別の指導に関しては、標準時数が確保できたとしても、行わなくてはいけないことであるというふうに思っておりますので、そこについては、丁寧に対応していく必要があるというふうに認識しております。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） この件については、実はその注釈があることを私、あえて言いませんでしたので、そうであろうなというところです。了解いたしました。

もう一つお願いいたします。

同じく6月5日、先週の通知の学校運営ガイドライン及び学びの保障総合対策パッケージによりますと、人的、物的体制の緊急整備として、教員の加配、学習指導員、スクールサポートスタッフの追加配置及び感染症対策や学習保障のため、迅速かつ柔軟に活用できる経費、これを1校当たり100万円から、規模によって500万円で支援という打ち出しがされております。

これらを第2次補正予算に計上とあります。仮に、今、国会やっておりますが、これ、予算通った場合、町としてこれらの予算をどのようなものに利用しようとするつもりかをお教えいただきたいです。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） ただいま御指摘がありましたこのガイドラインについてですが、今御指摘のとおり、まだ今、国会で審議中というようなことで、第2次補正予算案が成立をしております。

私も、ネット等で、こうした総合パッケージについても、詳細についてちょっと見させていただきましたが、この中で人的支援と物的支援という両面が書かれておりました。人的支援については、国が3分の1、県が3分の2の負担割合の中で人的な支援をするものですが、ここは県の教育委員会が直接的なやり取りをしておりますので、町としては、その配備計画に従って対応するものと思っています。

物的支援について、先ほどお話がありました学校によって100万円から500万円という数字が載っておりましたけれども、これについては、ほかの資料には、国立の学校については10分の10の支援、公立の学校については、国と市町がそれぞれ2分の1負担というような状況に載っていて、学校の規模によって、金額についてもそれぞれ違うというようなことが情報としては載っておりました。

ただ、先ほど申しましたように、まだ予算が成立しておらず、その細かな詳細について、私たちどもに通知が届いていません。ですので、どのようなものに使えて、一体幾らくらいまでが可能なものであるかというようなことが詳細が今、分かっていませんので、今後、その詳細の通知が来たところで、具体的に何ができるかということについては、改めて検討していきたいというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、成立してない予算に対しては何も言えないというところだと思うんですが、一つちょっと確認というか、これはいかがというところで、これからやっぱり夏に向かって気温がぐんぐん上がって、特に熱中症の懸念があります。そんな中、マスクしての登校、あるいは授業を受けるという形で、非接触の体温計ございますよね。ちょっと頭の近くでぴっとやると温度が分かるやつですね。あの導入を御提案といいますか、今、現状がどうで、それを例えばこういうものを、仮に成立したら、こういうものを導入すればいかがかと思っておるんですが、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 非接触型の体温計につきましては、町のほうでも何とか用意をして、学校のほうに配置をしたいというふうに考えておりましたが、なかなか手に入る状況ではないという状況があります。

ただ、現状を見ますと、四つの小・中学校のうち、2校については1台ずつ持っているという状況です。その代わりに、今、非接触型ではないですが、接触型の体温計を豊富に用意をして、対応できるようにというような形で今、対応していますけれども、非接触型の体温計が用意できるような、市場に出回っていけば、何とかそうしたものの確保も考えていきたいというふうには思っています。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

ありがとうございました。

では、ちょっと次の質問になります。

オンラインによる家庭学習がこの休校期間中にかなり、地域によってそれぞれ差はありますが、注目を浴びたというか、実際運用しているところ、まだ手がついてないところ、いろいろあると思います。

これも先ほどの総合対策パッケージの中からちょっと見させていただいたんですが、オンラインによる家庭学習の確立策として、各家庭の環境が今、ばらばら、まちまちで、具体的には経済的な事情などでWi-Fiが設置されていないような家庭もあると。そうした端末、またモバイルルーター等を、特に家庭で子供向けに優先配置してほしいというような打ち出しがありました。これに関しての町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 実際に今回、動画配信等の支援もしたわけなんですけれども、必ずしも全ての家庭でWi-Fi環境が整っているわけではなく、しかも、端末が全て用意されているというような状況ではございませんでした。そうした意味で、今後の第2波、第3波も考えますと、そうした準備をしていくというようなことは、とても大切なことであるかなというふうに思っています。

ただ、仮に機器だけを準備したとしても、そこに伴って、先ほど言ったWi-Fiの環境については、その通信費に係るランニングコストがかかってきますので、そうした問題等も考えながら、どうやって課題がクリアできていくかということも併せて考えながら、対応していかなくはないだろうというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 分かりました。

では、次の、あと幾つかです。すみません。

先ほどの四つ目ですね。町内生徒児童の不登校及び不登校傾向の、今、直近の先ほどの事情によると、今年度はゼロだと。昨年度ではあの人数だということでした。

私、常々思っておるのは、この不登校及び不登校傾向の生徒、ちょっと一つ耳に挟んだエピソードがございまして、ある学校の先生がオンラインで宿題を出したらしいんですね。回答はオンラインでくださいと。非常に熱心に提出した生徒、一番熱心に提出した生徒が、実は不登校の生徒だったというようなエピソード、要するにこの子は、ああ、勉強したいんだなど、学校に来て授業を受けたいんだなど。ただし、先ほどな要因、恐らくは対人関係だったり、そういうところだと思うんですが、やっぱり学校に来れない子も実は勉強したいんだよということを、学校のある先生がちょっとそういうことを言っていて、ああ、なるほどなというところがございました。

こうした不登校及び不登校傾向の生徒さんでも、授業を受けることができるという意味で、そういうオンラインの配置をそうした生徒にこそ優先してやるというような、実際そういう事案が発生したときに、こういう形で授業に参加できるよというような取組も必要かと思うんですが、これに対して教育長のお考えはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 不登校、不登校傾向の子供だけではなくて、全ての子供に対して、個に応じて支援をしていくというのは、とても大切なことだと思いますし、特に学校になかなか来れていない子供が学習が遅れていってしまうというようなことについては、何とか避けなくてはいけないというふうに思っています。そうした意味で、ICTを使った支援策を持っていくというのは有効な策の一つであるというふうには思っています。

ただ、できることならば、例えば学校の別室であっても、町の適応指導教室であっても、そうしたところにちょっと足を運んで、直接対面をしながら、子供とコミュニケーションを

取りながらやることができれば、一番それがいいんだろうというふうに思っていますので、最初から引き籠もりがちな子供に対して、ICT機器での対応ありきで対応するのではなくて、まずは子供とのコミュニケーションを図るといようなことで、子供が集団との関わりが持てるようにしていくといようなことに関わりを持っていく、それがまず第一にあつて、その上で、学力保障の一つとして、ICTを使いながら対応したりだとか、先ほど言った別室等にでも1日でも来れるのであれば、そうしたときに対面での指導をするだとか、そうしたことも考えていかななくてはいけないのかなというふうには思っています。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） この件については、私、実はもうちょっと先のことを考えてまして、今、なかなか学校で集めて授業をやるという形態、これ、教育現場では必ずイエスとはならないと思うんですが、もうそれにどうしても適応できない子も、やはりもう少なからず出てきているのかなというのは、民業で学習塾やっていて実感しております。

そうした子が、いつかはやはり社会に出ていくに当たって、そうした交流の場には出なきゃいけないんですが、そこでどうにかして、もう学校に来させるありきも、それはそれでまたちょっと問題があるのじゃないのかなと。

少し前では、学校へ行けばいいじゃないかと思っていたんですが、そうもいかないような事情もあるみたいなので、そこについては、また改めてお話しさせていただきます。

すみません、あと一つにさせていただきます。

これもちょっとニュース記事からの引用なんですが、私なりにこの吉田町で何か子供たちのためにいいことを何か御提言というか、御提案できないかなという中で、5月29日の毎日新聞の記事です。

登下校が、今、マスクして登下校している子が多いと思うんですが、これから気温がぐんぐん上がっていく中で、もうマスクをして登校するということが、熱中症のリスクのほうはるかに高いんじゃないかという子もいるかと思うんですね。

そんな中、愛知県の豊田市のある小学校では、傘、日傘ですね。日傘、雨傘を差して登校してくれれば、その登下校中にはマスクをしなくていいよという指導をしているという記事がございました。

校長先生の話としては、傘をすることによって、いわゆる人と人とのある程度一定の距離が保てる。そして、当然その距離が保てれば、その登校、下校中に関しては、もうマスクは要らない。そして、さらに日傘によって、直射日光、これを防いで、体感温度としては5度から9度ぐらい差があると。熱中症のリスクが随分軽減できるので、もうそのように、マスクをして登校するのでもいいんだけど、それがきつい子は、傘差してくれればマスク要らないよという指導をしているということでもございました。非常に理にかなっていると思います。

ただ、デメリットとして、傘を持つということは、視界が遮られたり、あるいはどうしても手を1個使ってしまうので、そういう部分もある中で、逆にそうした直射日光を避ける、距離を保てる、息苦しくないといようなところとか、あるいは車から傘を差すことでよく発見できて、実は交通の安全にも寄与しているんじゃないかと。

これをですね、例えば吉田町でも、小学校及び中学校でそのような形で選択させて、マスクが苦しい子は、傘差すことで、ちょっと一定の距離保ってくれば、登下校はマスク要らんよというような指導ができないものかと。これも教育長の意見を伺いたいと思います。

○議長（増田剛士君） 議員、ちょっと趣旨から外れているように思うんですが。

○3番（盛 純一郎君） あっ、そうですかね。

○議長（増田剛士君） はい。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 子供たちの学びという部分で、登下校で、やはりちょっとかなりこれからきつくなるんじゃないかということまでちょっと考えが至ったものですから、この部分に対して、ちょっとお考えをいただくというか、進めていただくことができないかなというお願いでございます。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） ただいま御提案ありました日傘の件についてでありますけれども、実際に今、4小・中学校、日傘を使用することについて全く否定はしてございませんで、学校によっては、通知等でそうしたことも申し出てくれれば可能ですよというような対応を取っています。

4小・中学校とも、保護者が出てくれれば、そのことについては可能ですよという状態にあります。

先ほども議員おっしゃったとおり、感染症の予防についても、熱中症の予防についても、子供を守るというようなことからのことでございますので、どちらも大切なことだろうなというふうに思っております。

そうした意味で、今年の夏も大分暑くなるというふうなことでするので、例えば日傘を活用するというのも選択肢の一つとして認められていますし、それからマスクの着用についても、実は文科省のほうから通知のほうでは、先ほどガイドラインが示されているという話をしましたけれども、学校の教育活動においては、基本的には常時マスクを着用することが望ましいが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応するというようなことが示されています。これは各学校のほうにも通知文が行っています。

ですので、外で行う活動等については、マスクを外してというようなことも状況によってしなさいというようなことで示されていますので、これ、登下校についても同じような考え方の中でやれるというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 少し本論からずれるようなところもあったかと思いますが、そのようなお考えで進めていただければと思っています。

特に、低学年の子ですね。小学校の1、2、3年生ぐらいの子は、マスクしなきゃだめだよと言うと、自分がどんな状態であれ、ずっと我慢していると、結果熱中症の発見が遅れるとか、倒れちゃうとか、そういうような事例があると聞いておりますので、そうしたものを未然に防ぐための現場の努力を期待したいと思います。

では、これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

- 議長（増田剛士君） 以上で3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。
ここで暫時休憩といたします。
再開を2時20分といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は13名です。
引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

- 議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

- 9番（山内 均君） 9番、山内でございます。

何となくあまり長くやれない雰囲気が出ていたような気がして、できるだけ簡潔に行きます。

私は通告のとおりです。

質問の趣旨としては、新型コロナウイルス感染症が世界を震撼させている。日本は、世界の感染状況と比較すれば、かなり少ない患者数が報告されているが、終息をしたわけではない。新型コロナウイルス感染症は、第2波、第3波の発生が危惧されている。町を守るための対応と備えについて質問をする。

1、新型コロナウイルス感染症の発生、パンデミックという流行に対し、国は飲食、宿泊施設などに休業要請を行い、事業者支援に休業協力を要請して決定をした。県は、休業要請する施設に対して、感染拡大防止協力金として20万円を支給する。吉田町は、県の休業要請を受けた業者に事業者に対して10万円を協力金として上乘せ支給する。しかし、町には新型コロナウイルス感染症の影響で仕事がなくなったり、減少した事業所が要請を受けたもの、例えば行事などの中止により影響を受ける事業者が多くある。町は、そのような状況に置かれたものの調査をして、支援をする必要があると思うが、どのように考えているか。また、調査を行う予定はあるか。

2、働き改革が起きている。テレワークによる仕事の継続、テレビ会議による安全の確保など、人から人へと感染の危険性を回避する形で行われてきた。大津市役所でのクラスター発生、青森県陸奥市でのテレワークによる行政の業務の確保、吉田町議会でも、指定された会議以外は極力開催しないように申し合わせている。町はインターネットを利用できるWi-Fiの施設などの環境を備える準備はしないか。

3、静岡空港の海外の他都市からの感染拡大可能性について、吉田町が対応できないことは十分承知しているが、最も感染の危惧が心配される税関は清水や名古屋に頼っている。安全が確保されるよう、国や県に働きかけていただくことはできるのか。

以上、お願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 新型コロナウイルス感染症の町の対応と備えについての御質問のうち、1点目の新型コロナウイルス感染症の発生、パンデミックの流行に対し、国は飲食、宿泊施設などに休業要請を行い、事業者支援に休業補償を決定した。県、町は休業要請する施設に対して感染拡大防止協力金として30万円を支給する。しかし、町には新型コロナウイルス感染症の影響で仕事がなくなったり減少した事業者、例えば行事などの中止により影響を受ける事業者が多くある。町はそのような状況に置かれたものの調査をして、支援をする必要があると思うが、どのように考えるか。また、今後調査を行う予定はあるかについてお答えをいたします。

まず初めに、休業要請について、事実と異なった解釈を基に御質問されていると見受けられますことから、その内容について御説明をさせていただきます。

休業要請につきましては、国ではなく、静岡県及び吉田町が行ったものであり、静岡県ではカラオケボックスやパチンコ店などを対象に4月25日から5月6日まで、吉田町では飲食店や宿泊施設を対象に4月29日から5月6日まで、感染拡大防止を目的とした休業要請を行い、県の休業要請に応じた事業者に対しましては、県から20万円、町から10万円の合わせて30万円、町の休業要請に応じた事業者に対しましては、町から30万円を協力金として支給することといたしました。当町及び県内を含めた多くの事業者に御協力いただきました結果、新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与したものと認識をしております。

さて、議員の御質問にもございましたとおり、町内におきましても多くの事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている状況でございます。

そのような中、町では、4月6日から新型コロナウイルス感染症の影響を受けて必要となる設備資金や運転資金に対する県の制度融資に協調をし、実質1年間無利子となるよう利子補給による支援を行っており、5月末現在で45件の申請がございます。

また、5月からは国と県の新たな制度融資も始まりましたが、融資の申込みに当たっては、町が売上げ減少の認定事務を行うこととなっており、その認定事務につきましては、迅速に対応するよう努めております。現在までに認定した事業者は、先ほど申しあげました県と町の制度融資と合わせて延べ200事業者を超え、業種につきましても、製造業をはじめ、サービス業、小売業など多岐にわたっている状況でございます。

このほか、国では売上げが大きく減少している事業者に対しまして、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくための持続化給付金などの支援策が講じられていると承知をしております。

町といたしましても、事業者からの支援策に関する問合せに対しまして、持続化給付金のサポート会場などの各種窓口を御案内しているところでございます。

さらに、吉田町商工会が4月下旬に町内の中小企業の状況を探るべく、会員に対して現状調査を実施したとの報告を受け、その調査結果を基に、吉田町商工会と支援策に関する話し合いを行ってまいりました。

その結果、吉田町商工会から、事業者のみではなく町全体の活性化に資する方策が必要との意見があり、事業者への直接給付ではなく、事業者、消費者双方にメリットがあるプレミアム付き商品券事業を実施したいとの要望を受けましたことから、町といたしましても、本事業が町全体の活性化へとつながる施策として有効であると判断をし、支援することといたしました。

議員も御承知のとおり、このプレミアム付き商品券は、2,000円で3,000円分の商品券を購入できるものであり、プレミアム率は50%と、本町でこれまでに実施しましたプレミアム付き商品券に比べて、大変高いプレミアム率となっており、販売初日となりました5月31日から多くの皆様に御購入いただき、完売をいたしました。

7月31日の使用期限までに一枚でも多くのプレミアム付き商品券が使用され、事業者のみではなく、町全体の活性化への一助となることを期待するところでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束の方向性がいまだ見えない中ではございますので、今後、事業者の状況調査につきましては、吉田町商工会と協議してまいりたいと考えております。

次に、2点目の働き方改革が起きている。テレワークによる仕事の継続、テレビ会議による安全の確保など、人から人への感染の危険性を回避する形で行われてきた。大津市役所ではクラスターが発生し、11人の感染が判明した。20日から140人を自宅待機とし、2交代勤務を始めたが、4月25日から5月6日までは全面閉鎖し、業務を停止した。青森県陸奥市役所では、緊急事態宣言を受け、4月20日から5月31日までテレワーク（在宅勤務など）および時差出勤勤務をけれども低した。吉田町議会でも、指定された開議以外は極力開催しないよう申し合わせている。町は感染症対策のためのテレワークやテレビ会議が可能となる環境を整える準備はしないのかについてお答えします。

初めに、当町の行政事務におけるテレワーク導入のための環境整備についてお答えします。

議員も御承知のとおり、ICTを活用したテレワークの導入は、時間と場所に捉われない多様で柔軟な働き方を実現できる働き方改革の一つでございます。

テレワーク環境に必要な設備といたしましては、自宅などの離れた場所から職場の業務データへアクセスすることができ、かつ外部からは接続が遮断されたネットワーク網を構築し、併せて持ち運びが可能なパソコンやタブレットなどの端末を準備する必要がございます。

このネットワーク網を整備することにより、自宅やサテライトオフィスでのテレワーク勤務が実現した場合には、育児や介護などの家事と仕事の両立が可能になるとともに、家族と一緒に過ごす時間や趣味に費やす時間などが増え、ワーク・ライフ・バランスの充実が図られるものでございます。

加えて、大規模災害等の発生時においては、事業継続性の確保につながるものでございます。

このような利点がある一方、当町にテレワークを導入することにつきましては、幾つかの課題が挙げられます。

まず、基礎自治体である当町では、国や県と比べ、窓口業務などお客様と直接対面して行う業務が多く、町民の皆様からのお問合せや御要望への対応など、テレワークで行うことができない業務が数多くございます。

また、テレワークを行う職員に対しましての適正な労務管理や業務管理の在り方などを検討する必要もございます。

さらに、個人情報扱う業務の割合も多いことから、情報の漏えい防止など強固なセキュリティ対策が必要となり、テレワークを安全に実行するための環境整備の費用負担が重くなることも想定されます。

これらの課題や費用対効果を考えますと、拙速に導入できるものではなく、現段階ではテレワークを導入することは考えておりません。

なお、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、テレワークの導入を推奨する主な目的は、通勤時の人と人との接触機会の削減であり、当町の職員は車両での通勤が主体となっている実態等から鑑みても、感染拡大防止対策としては効果的ではないと考えております。

ただし、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、国が新しい生活様式としてテレワークを推奨しているところであり、今後における当町の働き方改革の施策の一環としてのテレワークの導入に関しましては、国や県、他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

続いて、テレビ会議のための環境整備についてお答えいたします。

当町では、このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部の会議室においてテレビ会議が可能となるよう環境整備を行いました。

この整備によって、移動制限などにより会議の出席者が一堂に会することができない場合におきましても、会議を開催することが可能となりますことから、緊急事態宣言の発令期間において、テレビ会議の積極的な活用を図ったところでございます。

また、今後につきましても、移動にかかる時間や経費の削減、また業務効率の向上等の利点も大きいことから、外部との会議や説明会などにおきまして、テレビ会議の活用を図ってまいります。

次に、3点目の静岡空港は外国や他地域からのウイルス感染拡大の危険性を持っている。吉田町が対応できないことは十分承知しているが、感染の危険性に対し、空港での防除と安全確保ができるよう、国や県に働きかけていただくことはできないかについてお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、政令により検疫法第34条の感染症の種類として指定をされました。この指定により、全国の検疫所では、水際対策の抜本的強化が図れております。

具体的には、海外から入国、帰国される方に対して、健康状態に異常がない方も含めて、検疫所長が指定する場所で入国日をゼロ日として14日目まで待機していただき、空港等からの移動を含め、公共交通機関を使用しないことが依頼されております。

また、入国の際に、検疫官によって、入国後に待機する滞在先と空港から移動する手段について検疫所に登録することに加え、特定の国や地域に滞在歴のある方につきましては、全員にPCR検査と保健所等による定期的な健康確認が実施されることとなっております。

一方、静岡県の空の玄関口である富士山静岡空港では、ターミナルビル内の感染症予防対策として、保安検査場前の待ち列の間隔の確保をはじめ、手荷物受取所での待機スペースの分離、フードコート及び休憩スペースの座席の削減、空港内スタッフのマスクやフェースシールドの着用、アルコール消毒液の設置、館内清掃時の除菌など、最大限の感染症の予防に努めていると伺っております。

また、現在、一部運航を再開しております航空会社におかれましても、機内での感染症予防対策、空港での感染予防対策を徹底されていると伺っております。

このように、検疫所や富士山静岡空港などにおいて、適切な感染症予防対策等が講じられていると承知しておりますことから、現時点において、町が国や県に対してさらなる対策の働きかけをする予定はございません。

なお、議員が御心配されております新型コロナウイルス感染症に対する空港の防御と安全の確保について、議員御自身が強く対応を要望されるのであれば、地方自治法第99条に「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されておりますことから、議会において御対応いただくことも一つの方法ではないかと存じております。

さて、議員、一般質問はある意味において議員の一つの見せどころでございますよね。議員は時間があると思いますので、今回の質問においても、特措法の第45条第1項、第2項、第3項、それから出口戦略に関して、西村経済再生大臣と大阪の吉村知事との間で出口戦略について意見等を交わされました。そのときにおいて、知事の休業の開始、それから廃止について、知事に権限がありますので、その辺をよく理解した上で、ぜひとも御質問されたほうがよろしいかと思っております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

今、町長が最後におっしゃた件に関しては、私は実はSARSのときからありましたね。SARSのときから非常に危険性を感じていまして、そしてその危険性に関して、県会議員の方とかいろいろな人たちに働きかけをしてきたんです。ところが、なかなか今言った何か前へ進む条件が整わない。自分の中でもそうですけれどもね。

そういう面で、実はそれをずっと考えていて、そして今回これが起きていて、そして日本の島国の中での水際作戦が一番取りやすい状況で、なかなか入ってこない。それと、今、テレビ報道で言われているアジア人の独特の体質かもしれないですね。それも含めて、恐らくこういう細菌って、多分進化してきますよね。その進化に対して、私、一番心配をしていることなの。

それで、本来なら、静岡空港に一番近い榛原病院、そこにああいう施設を大々的に造って、そしてそこに受け入れるような体制ができればいいなと。現在、静岡市立病院かな、あそこだけが大大的に持っていますよね。パンデミックに対する感染症の対応をする病院での

感覚をね、そういうのをぜひね、そういう形で、先ほど言われた形で、自分ができるものがあればやりたいと思います。

それと、もう一つは、実はこれやることによって、私、ずっと心配していて、先ほども県会の方にもいろいろ話をしたんですけども、これ今日やることによって、私の中で半分になりました、責任が。それがあったもんですから、一つやらせていただきました。また、その辺はひとつ進んでいきます。

それと、一つ前へ戻ります。今回、確かに町長から答弁があったプレミアム商品券に関しては、私もいいことだと思っていますけれども、ただ残念ながら、北区に関しては、それを入れてくれる人が少なかった。何件か言ったんですけども、それが、でもそういう形で、もうちょっと時間と余裕とあればできるんじゃないかと思います。

それと、そういうやつはまた、今回の質問にはちょっとそれとは違って、先ほど言っていた国の中の今回の感染症に対する役割、県の役割、県は、資料を頂きましたけれども、こういうものの協力金に対する役割、それと吉田町でもその役割。吉田町は、私は県の役割としては、県内の休業要請の一覧表に掲載された休業要請の対象となる施設、そういうものを県が指定をしてくるでしょう。そこまではいいですね。それに対して、町は感染症拡大防止の影響で仕事がなくなったり減少した事業者に対し、きめ細かな寄り添った町を守るための施策を取ることが町の役割だと思っているんですね。

役割だと思って私は定義をしていますが、今のこの感染症に対する国・県、特に町の役割として、町のほうで考えている、私の考えを補足するようなこと、そういうものが町でお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 質問の趣旨がいまいち明確ではないんですが、答弁でもう答えているとおりにさせていただきますが、国が持続化給付金などの対策を取っておりまして、町では、国が取っている以上、町でさらにその上乘せとか、それを補完するようなことは考えておりません、町ではそういう相談があれば、そういったところの窓口を案内するとか、そういった形のソフト面できちんと対応させていただいてまして、きめ細かな対応というのは何をおっしゃられているのか分からないので、今の答えで答えになっているかどうか私も、分かりませんが、町としてはそういう対応を取っております。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） まず、きめ細かな対応、それに関して、私、今回の質問の一番の趣旨なんですけれども、実は私が証明写真を撮るために吉田町にあるフォトスタジオへ行きました。写真をです。証明写真ですから1,500円ですよね。ところが、行ったときに最初に言われたのが、コロナのこの影響によってイベントがなくなる、いろいろなものがなくなったときに、全ての仕事がそこでストップしていますよと。ストップしちゃったんですね。町で、例えば町でも飲食店が休業することによって、町にある小さな酒屋さん、そういうところへいろいろ入っていた方たちも、ほとんどもうそこからは入らなくなったんですね。

ここに書いてあった花屋さんもそうですよね。結婚式、葬式、いろいろなイベントがなくなってきた。それによって、仕事がなくなるんですね。塾も多分そうでしょう。議長の職業であるお菓子屋もそうでしょう。私のうちも周りもいろいろありますけれども、やっぱりそういうものに関して、大工さんもそうなんですけれども、実を言うと。そういうものに関し

て、それがきめ細かなやつで、吉田町のそういうやつを調査していますか、調査していただきたいんですよという話なんです。

これ、私も設計事務所をやっていますから、一回何かあって仕事がなくなったときには、再起できないんですよ。なくなっちゃうとね。その点が私の一番の懸念だということで、この質問をさせてもらったんですけども、そういう意味でのきめ細かなということですけども、その辺は分かっていますか。優しい町になっていただきたいです。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） きめ細かなというのは、調査をすることがきめ細かなという趣旨の御質問ですか。

じゃ、すみません、私、ちょっと今の質問の趣旨が理解できませんので、もう一度お願いします。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 調査をして、対応してくれることですよ。

実は、県のこの頂いた20万円に関しては、1,000平方メートルがネックでしょう。そうですね。そうすると、例えば吉田町でフォトスタジオであるとかそういうところ、1,000ないんですよ。ないということは、もう対象外ですから、どこからも補助されないんですね。そういう意味で、私は細かな優しいやっぱり町になってほしいと。できたら対処していただきたいということなんですけれども、その辺はあれですか。まだ分かりませんか。

○議長（増田剛士君） 議員、これまで国・県・町がやってきたもの以外、ある意味、いろいろな対象の業者があったわけけれども、それ以外の業者にもという意味での細かいということでしょうか。

○9番（山内 均君） そうそう。町全体ですよ。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今のは休業要請に対する面だけを捉えておっしゃっているような気がしたんですが、県の1,000平米以上云々かんぬん、そういうことになりますよね。そういう御質問でしたよね。1,000平米のその対象にならないところがあるから、そういうところをどうするのかという御質問だったということなんです。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今言ったそれによって、吉田町で本当に仕事困っている人たちも、補助って言うていいの、何ですか。協力金とは言わないですね。助けるための補助ってないんですよ、吉田町にはね。残念ながら。

ところが、その中には、例えば藤枝市は、市内中小企業への独自支援策として、全業種を対象に一律10万円を給付すると。藤枝でやっています。

焼津も、一つは水道料金を全額免除と。水道基本料金を全額免除と。それと、新型コロナの影響で経営が悪化した市内の小規模事業者に対して、業種を問わず最大20万円を給付する。これ、焼津です。

島田です。島田は、小規模事業者に対し一律10万円を支給です。

こうやってやっているとところがあるんですね。そういうものに関して、吉田町でもこういうものの考えを持っていただけませんかということなんです。どうですか。趣旨分かっていたけましたか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 近隣市町は、各それぞれ事情があると思いますが、繰り返しになりますが、吉田町といたしましては、一律の支給とかそういったことではなくて、先ほど休業要請に対する外れたところがあるとか、そういうのは一定の基準があってやっていることでございますが、そもそもの休業に伴うものについては、持続化給付金とかそういった制度もございまして、何らかの形でいろいろな形の手当てはできているかと思いますが、町独自で一律の支援ということは、吉田町では今のところ考えておりません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今、例を挙げました。一律、今のところ考えていませんということですけれども、これからはどうですか。考えませんか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 現時点では考えておりません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 分かりました。考えないということですね。

今、いろいろな情報が出ています。ここにユニバーサル・ベーシックインカム、このことは知っていますか。ユニバーサル・ベーシックインカム。

この資料によると、僕も初めてこういうのをある人から勉強しておけと言われて、調べました。イギリスの例を取っていくと、この中には、そういう10万円の支給を3か月くらい続けて支給をする。本当に困っている人たちを助ける。ドイツではもっと早かったですね。ドイツもやっていますね。ドイツの、NHKでやったときに、給付金が3日に出て、それを3か月くらい、30万円をやっていく。要するに、ヨーロッパではあれだけひどい状況があって、そしてもう外へ出れない。みんな死を待つのではないけれども、うちの中から出れない状況で、どんどん閉塞感の中に閉じ込められていく。そういう事例があって、そして、そういう事例に対して、こういう状況があるらしいんですね。

こういうのをやっていっていただかないと、これから先、心配している第2波とか、第3波とか出てきたときに、どういうふうな形で我々は対応すればいいですかという、それが非常に難しいことなんですね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 副町長が答えましたんですけれども、それに付け加えると、今、議員がおっしゃっているのは、基本的にはベーシックインカムでございますよね。ベーシックインカムやっている、始めたところがあるのは聞いております。

しかしながら、うちの町で国債を刷って資金を調達することはできません。実際にこのコロナ感染症の問題が終息する、本当に終わるという意味です。終わる。終わるのは、基本的にはワクチンが発明されて、みんなに行くか、それとも60%から70%の人間が集団感染をするか、それしか方法はないんですよ。現在の時点において、住民の60%から70%感染しているかどうかなんていうのは、全然そんなことをやる力もございません。

それと同時に、一体いつまでそれをやらなきゃならないか。それをほかの町では一律10万円やっていますよと。1回でしょう。それをいわゆる終息時までやらなきゃ、何の意味もないわけですよ。そんないわゆる財政力に堪えられる町がありますか、はっきり言っていないでしょう。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私としては、それはひねること、出すことできると思っているんです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員がそこまでおっしゃるんでしたら、データを示していただきたい。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私がずっと追っかけていた下水に関して、やっぱりやっていったときに、やっぱりその辺は、やっぱりどうしてもそういう形での私の中での紹介になっていくわけです。それ、できる、やるやらないは当局の問題ですから。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、データを伴わずに、いわば無責任な形で言われるのは、非常にやめていただきたい。

一体全体ですね、例えば単純な話、うちの町で事業をやっている方が困っているということは聞きます。しかし、それは現実に我々には税務調査もできません。そうですね。私は入れませんから。見れませんから。それと同時に、一般の方も非常に困っている方もおられるかもしれません。それについても、具体的なデータは私のところにはありません。

そういうものをいわゆる踏まえて、ある程度蓋然性を見込んだ上で、もしいわゆる現金給付をするといった場合、議員が今おっしゃったように、一体そのデータ、いわゆるうちの町で幾らあればやるんですか。終息時までやらなきゃ何の意味もないですよ、ベーシックインカム的に。そういつたときに、一体幾らやればいいのか。議員、案を示していただきたい。単なるそういうふうな言葉だけでやるのはやめていただきたい。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 案といいますと、やっぱり示すことはできると思いますよ。ただ、僕がちょっと今紹介したのは、近隣ではこういう形でやってくれていますよという話です。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度も言うのは、本当に私も嫌になりますけれども、じゃほかの町で10万円やりました。うちの町で10万円。終息時までやらなきゃ何の意味もないでしょう、はっきり言うと。終息まで、この先どこまでいわゆるこの流行、感染症の問題が終息まで時間がかかるか分かりませんよ。その間、町が、町のいわゆるお金を毎月毎月どんどん払って、その事業者が事業を継続できる状況にしていく。お金ありませんよ。議員、どっかからお金もらってください。うち、国債印刷できませんから。印刷できるんだったらやりますよ。そんなものへでもないですから。しかしながら、そういう権限はありません。

それと同時に、町の今、予算については、当然来年度のことも考えてやらなきゃなりませんので、単に現在の時点だけを考えてやることはできませんので、その辺についてはぜひごとも御理解していただきたい。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 分かった上で言っていますよ。こういうことも周りでやっていますので、町ではきめ細かな優しいあれは考えませんかということです。考えないって言えば考えないでいいですよ。ただそれだけの話ですよ。

私としては、そういうイメージで、そういうものを大事にしたいなと思っている。大事にしていだきたいと思うし、実際に会ったときに、本当に困っている人たちが目の前にいるわけですから、カウンターの内側の理論だけではなくて、外へ出た理論もやっぱり現実の中での見ていだきたいと思うのが今回の趣旨の、質問の趣旨なんです。分かっていたらなければ、しょうがないです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） こんなことを言って申し訳ございませんけれども、小泉進次郎議員のようなポエムを言うのはやめていただきたい。

○議長（増田剛士君） 発言を求めてください。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 繰り返しになりますから、これでやめますけれども、私の思いはそういうことなんです。

いいです。飛行場も含めて、やっぱりやれることがあるんじゃないですかということ言いたかったですね。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、私は議員は議会の一員でございますし、先ほど申し上げましたように、地方自治法第99条によって意見書等を出すことができます。非常に早い段階で、武漢で今回の新型コロナウイルスが発生した時点というのは、もう非常に早い段階で日本に来ていますよね。そういうときに意見書を出せば、吉田町議会っていうのはすさまじいわゆる脚光を浴びたと思いますよ。そういうことでしょう。

だから、議会としてそういうようなことを皆さんでお話しされて、やられたことあるんですか。ないでしょう。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） その点は反省をします。私もやれることはこれからやりたいと思います。

ただ、一つ、飛行場に関しては、実は現実的にコロナの、12月の中旬にコロナウイルスが大々的に見つかったでしょう。そして、飛行場を止めたのが2月の中旬ですよ。知らないかもしれないけれども、2か月間は飛行場周辺は中国人すごかったです。本当ですよ。要するに、そういう心配をしているということですよ。

言ってください、言ってください。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それを見越しているんだったら、早い段階で、今申し上げた地方自治法99条に基づくところの意見書を議会としてやれば、出していけば、すさまじい形で吉田町議会も脚光浴びましたよ。議員、何でその時点でやらずに、今の時点で言っているんですか。そういうのを時期を失すと言うんですよ。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 田村町長だからやってくれないかと、分かってくれないかと思っているわけです。本当ですよ。やっぱり力のあると思っているから、私はぜひ分かっていたらいい。それは分かっているけれども、お願いできませんかという形を取ったわけです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が町内の事業者であるとか、それから困っている方に対してきめ細やかな対応と。当然のことながら、我々としてもできることは考えます。

しかし、当座だけではなくて、その先も見なきゃなりません。そうしたときには、最終的にはお金がなければ、この問題というのはなかなか対応できないところがありますので、お金の問題についても、できることはいたします。それから、国との様々な問題についても、私ができることはいたします。

単純な話、あれでしょう。このコロナウイルスの問題がある程度早い段階で、私なんか自分のいわゆるチャンネルでもって、国のほうといろいろ様々話をしていますよ。こんなこと当たり前のことですから。

だから、議員だって、先ほど何回も申し上げますけれども、12月の末の時点なんかでやっていけば、すさまじいいわゆる脚光を浴びて、吉田町議会に山内ありなんて、まさに天下にその名をとどろかせたんじゃないですか。その時期を失して、今頃言ったって、何の意味もないでしょう。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） それが行動力かもしれないですね。

それと、もう一つ、ちょっと話題を変えますけれども、あとは、私も先ほどあった……

〔発言する人あり〕

○議長（増田剛士君） 私語は慎んでください。

続けてください。

○9番（山内 均君） テレワークとかそういうもので、非常に先ほど町長のほうからの答弁があったもの、大災害時、そういうものに関して、今回コロナのこういう大感染が起きてきて、同じような形が、大災害、地震を含めたね、地震、天災を含めた大災害が起きたときに、やっぱりそのときにこそ、このネットワークが欲しくなってくるでしょうし、そういう大災害の緊急性があるときには、特に3・11の津波を見ていると感じますけれども、もしインターネットがあって、そして、そういう会議の場にアクセスする。見せていただける、臨場感を持ってすぐ見せていただけるということができれば、やっぱりもっと日本に対しては非常に安全なまちができるじゃないかと。そういう意味で、このテレワークとか、ウェブ会議とか、テレビ会議とか、そういうやつを勉強しながらやりたいな、できればと思っているわけです。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、大災害って今おっしゃったけれども、それは単純な話、関東大震災であるとか、東日本大震災であるとか、そういう事態を想定しているわけですね。

○9番（山内 均君） そうだね。

○町長（田村典彦君） そういうことですね。当然そういうときは、国が緊急展開いたしますので、通信部隊も含めて、自衛隊が緊急展開しますので、それについては何の問題もございません。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内ですけれども、それがやっぱり建築として、都市計画としてやっているときに、専門としてやっているときに、駿河湾から九州まで、東日本、西日本、東日本が全部やられたときに、来ますよね。東海地震、南海地震、東南海地震。そのときにそん

なこと言われてられないです、絶対に。私はそう思っていますので、その違いはあるかもしれない。見解の違いはあるかもしれないけれども、私はそう思って、そういうものに対しては大事じゃないかなと思っています。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 実際に想定を基に話をしているわけじゃありませんので、何の話をしても何の意味もございませんけれども、単純な話、南海トラフの巨大地震が起きて、神奈川の辺りから沖縄辺りまで全滅にやられた。そうなれば、もうどうにもならないでしょう。そんなとき、単純な話、町がテレワークがあろうがなかろうが、そんな問題じゃないでしょう。議員、ちょっといろいろなことをちょっと間違えているんじゃないですか。町がそんなことできるだけの能力はありませんよ、はっきり申し上げて。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 今言っているのは、町にやってくださいと言っていません。言っているんじゃないくて、そういうシステムができれば、補助を出してもらって、そういうシステムができれば、そういう形、防災に関して、大災害とかそういうものに関しては対応できるんじゃないですかという話です。できますよ。絶対できますよ。絶対できますよ。

この中に、今日ですね、昨日の朝日新聞でちょっと見つけたことがあったんですね。私、こういうの趣味でやっていますからね。

エクスペクト・ジ・アン・エクスペクティッドという言葉が、初めて、私も勉強してないから、この中で覚えたんですけれども、想定外の事態を想定せよ。我々は建築サイドではやりますよ。想定外をやりますよ。想定外って、想定外に考えていくことをね。

そういう意味で、別に文句を言おうと思っているわけじゃなくて、そういうものに関して、やっぱり吉田町がこういうコロナとか、こういうのがあったときに、やっぱり優しくきめ細かくやってくださいということなんです。優しくってできないですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員と話をしているのがもう嫌になるんですけれども、こんなこと言うと本当に申し訳ないですけれども、大災害で議員は今、おっしゃっているんですよ。いいですか。新型コロナウイルスがまだ全然終息をしていない。東日本大震災級の地震が来た。それから、大雨豪雨で大井川が氾濫した。北朝鮮が核ミサイルを打った。そんなとんでもないことって、複合災害ではあり得るんですよ。そんなのに対して、吉田町がちょろちょろしたような、そんな通信施設を造ったところで、何の意味もありませんよ、はっきり言って。

大事なことは、もうそういうことではなくて、ある程度、もし話をするんだったら、議員は想定されたところやデータを示した上で、こういう場合にはどんなふうにされますかとか、そういうふうな具体的なことを話をしなければ、単なるあれですよ。何と言ったらいいいんですかね。寄席をやっているような問題ですよ。そんな話はやめたほうがよろしいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） あまりやりませんけれども、やってもしょうがないから。でも、そういう意味で、私の言っているのは分かりませんか。分かりませんか。やっぱり……

○議長（増田剛士君） 明瞭簡潔に質問をお願いします。

○9番（山内 均君） さっきから質問しているんですけどもね。

例えば、どういう形で、どういう想定しているの、そういう今言った。私の言っていること通じないかな。

○議長（増田剛士君） 当局が具体的に答えができるように、答弁を求めるようにお願いしたいと思います。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 一番最初の質問の中に、吉田町ではこういう感染症が起きて、本当に仕事がなくなった人たちが大勢いる、困っている人たちが大勢いる、それは分かりますよね。そのくらいは分かりますよね。

そういうものに関して、やっぱりしっかり調査して、町としてのできることはやっていただけませんかということなんです。私の趣旨はね、今回の。

別に今、大災害を並べられましたけれども、それは今、町長のほうで自分でつくっていることだけだから、私としてはそういう意味は持っていません。そこまでは飛躍はしていませんので。

そういう、自分としては、こういう、そういう考えで、大事にするものが何かということとは、やっぱり町を大事にしたいなと思っていますので、そういう意味で質問させてもらいました。

これはだんだん、今言われたみたいに、具体的な形は出していこうとは思いますが、今日は後がありますので、私の質問としては、もう終わることにします。

以上です。

○議長（増田剛士君） 以上で9番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎議案第60号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 町長から、第60号議案 令和2年度消防ポンプ車の取得について、第61号議案 令和2年度防潮堤整備工事（その2）請負契約の締結について及び第62号議案 令和2年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約の締結についての3件の追加議案が提出されました。

会議規則第35条の規定により、日程第2、第60号議案から日程第4、第62号議案までの3議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和2年第2回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回追加上程いたします議案は、物品の取得について1件、契約の締結について2件の合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第60号議案は、令和2年度消防ポンプ車の取得についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、消防ポンプ車1台を一般競争入札により、契約金額2,194万5,000円で株式会社日消機械工業、代表取締役、深沢英雄と売買契約を締結し、取得することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、令和2年度防潮堤整備工事（その2）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、防潮堤における整備工事につきまして、一般競争入札により、契約金額1億5,829万円でたむら建設株式会社、代表取締役、田村久枝と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、令和2年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、総合体育館における空調設備の設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額2億4,145万円で株式会社橋本組、代表取締役、橋本勝策と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程する3議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、防災課長、お願いします。

防災課長、柳原真也君。

〔防災課長 柳原真也君登壇〕

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

本議会に上程いたします第60号議案 令和2年度消防ポンプ車の取得について御説明いたします。

提出議案の1ページ、2ページと参考資料ナンバー8を御覧ください。

本議案は、令和2年度消防ポンプ車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する品目は消防ポンプ車、契約の方法は一般競争入札による契約、契約の金額は2,194万5,000円、契約の相手方は静岡県焼津市道原704番地の3、株式会社日消機械工業、代表取締役、深沢英雄と契約しようとするものでございます。

参考資料ナンバー8の1ページは、入札結果表でございます。

令和2年6月5日金曜日、午前10時から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、当該消防ポンプ車の制限付き一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、株式会社日消機械工業が金額1,995万円で落札しましたので、落札価格に100分の10を加えた金額2,194万5,000円で6月9日に仮契約を締結しております。

資料参考ナンバー8の2ページは、消防ポンプ車の概要でございます。

事業名は、令和2年度地震・津波対策等減災交付金事業吉田町消防団消防ポンプ車整備です。

事業目的は、消防団の老朽化した消防ポンプ車の更新を行い、消防団の災害対応能力の向上を図り、地域住民の人命の確保及び減災を推進するものでございます。

事業内容は、吉田町消防団第2分団の消防ポンプ車1台を更新するもので、令和3年3月24日までに吉田町役場防災課へ納入することとしているものでございます。

以上が第60号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課からは、追加上程いたします第61号議案 令和2年度防潮堤整備工事（その2）請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページを御覧ください。

本議案につきましては、地方自治法第234条の規定に基づき、制限付き一般競争入札に付した令和2年度防潮堤整備工事（その2）請負契約の締結につきまして、契約の金額を1億5,829万円、契約の相手方を静岡県榛原郡吉田町住吉1964番地の1、たむら建設株式会社、代表取締役、田村久枝とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー9を御覧ください。

1ページにつきましては、入札結果表でございます。

令和2年5月20日水曜日、午後1時30分から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加資格委員会において資格確認がされた4社による制限付き一般競争入札が執行されました。この入札の結果、たむら建設株式会社が1億4,390万円で落札し、5月22日、落札額に消費税及び地方消費税相当額である10%を加えた金額であります1億5,829万円で仮契約を締結しております。

なお、この工事の工期につきましては、令和2年6月16日から令和3年3月3日までと設定しております。

次に、参考資料の2ページ、工事等概要書を御覧ください。

工事名は、令和2年度防潮堤整備工事（その2）、工事箇所は、吉田町川尻地内でございます。

次に、工事内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の3ページの図面も併せて御覧をください。

今回の工事は、防潮堤整備工事川尻工区におきまして、土砂を高さ11.5メートルまで盛土をし、陸側と海側ののり面に植生を施工する内容が主なものでございます。

まず、吉田漁港多目的広場までの間、約3万立方メートルの盛土を行い、それに併せまして、県営吉田公園大井川河口方面に向かいまして、陸側と海側ののり面両側に約4万4,000平米の芝を貼っていきます。その間には、階段工を陸側に3か所、海側に4か所の合計7か所設置する計画でありまして、陸と海をつなぐこととなります。

また、施設の維持管理面も考え、大井川河口寄りに附帯道路工として、幅員4メートルの車両昇降路も施工をいたします。

以上が第61号議案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、内田宏一君。

〔生涯学習課長 内田宏一君登壇〕

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、追加上程いたします第 62 号議案 令和 2 年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 5 ページ、6 ページを御覧ください。

本議案につきましては、地方自治法第 234 条の規定に基づき、制限付き一般競争入札に付した令和 2 年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を 2 億 4,145 万円、契約の相手方を静岡県焼津市栄町 5 丁目 9 番 3 号、株式会社橋本組、代表取締役、橋本勝策とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー 10 を御覧ください。

1 ページにつきましては、入札結果表でございます。

令和 2 年 6 月 5 日金曜日、午前 10 時から吉田町役場 2 階町民ホールにおきまして、入札参加資格委員会において資格確認がなされた 4 社による制限付き一般競争入札が執行されました。この入札の結果、株式会社橋本組が 2 億 1,950 万円で落札し、6 月 8 日、落札額に消費税及び地方消費税相当額である 10%を加えた金額であります 2 億 4,145 万円で仮契約を締結しております。

なお、この工事の工期につきましては、令和 2 年 6 月 16 日から令和 3 年 3 月 10 日までと設定しております。

次に、参考資料の 2 ページ、工事等概要書を御覧ください。

工事名は、令和 2 年度吉田町総合体育館空調設備設置工事、工事箇所は、吉田町住吉地内でございます。

次に、工事内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の 3 ページからの図面も併せて御覧ください。

今回の工事は、総合体育館において、アリーナ、武道場及びロビーに LP ガスを燃料とした対流式空調設備を設置するものでございます。

まず、1 階部分でございます。

参考資料 3 ページを御覧ください。

アリーナでございますが、アリーナ側面に天つり型の室内機を片側に 9 台、合計 18 台設置いたします。これに伴う電源自立型の室外機につきましては、6 台設置いたします。

また、アリーナにつきましては、空間が広いことから、効率的に空調効果を高めるため、エア搬送ファンを片側に 8 台、合計で 16 台設置いたします。

次に、ロビーでございます。

ロビーにつきましては、天井埋め込み型の室内機を 10 台設置いたします。これに伴う電源自立型の室外機につきましては、2 台設置いたします。

続きまして、2 階部分でございます。

参考資料 4 ページを御覧ください。

まず、アリーナ空間の空調を補助する目的といたしまして、観覧席後方通路部分に床置き形の室内機を片側に12台、合計24台設置いたします。これに伴う室外機につきましては、2台設置いたします。

次に、武道場でございます。

武道場につきましては、天つり型の室内機を柔道場と剣道場にそれぞれ6台ずつ、合計で12台設置いたします。また、これに伴う電源自立型の室外機につきましては、2台設置いたします。

次に、ロビーでございますが、天井埋め込み型の室内機を5台設置いたします。また、これに伴う電源自立型の室外機につきましては、1台設置いたします。

なお、空調機器の設置のイメージにつきましては、参考資料5ページ、6ページに断面詳細図を添付してございますので、御確認ください。

その他の設備といたしまして、空調設備の燃料となるLPガスの貯槽庫として、980キログラム容量のガスバルブ貯槽を3台設置いたします。

参考資料7ページにつきましては、電気設備関係の配置図でございます。

まず、非常用発電設備でございますが、総合体育館が避難所として指定されておりますことから、停電時にも町民の皆様が安心して避難生活を送っていただけますよう、避難所開設時に使用を想定する部屋の照明、空調設備、コンセントが使用できる容量の非常用発電設備への更新を行ってまいります。

また、それに併せて、高圧受変電設備内の切替え回路の改修が必要なことから、老朽化したキュービクルの更新を行うものでございます。

以上が第62号議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました日程第2、第60号議案 令和2年度消防ポンプ車の取得についてから日程第4、第62号議案 令和2年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約の締結についてまでの3議案につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。

議案審議は、15日の本会議で行いますので、よろしく申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時27分

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 15 日目、最終日であります。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第 37 号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） これから議案審議に入ります。
日程第 1、第 37 号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。
質疑はありますか。

5 番、平野 積君。

- 5 番（平野 積君） 本議案に関しましては、厚生労働省から、5 月 1 日に国保税の減免に対する国費での財政支援の基準が示されていますので、やろうと思えば 5 月 18 日にやれたのではないかなど、臨時会でですね。それに加えて、令和 2 年 2 月 1 日から適用することですので、前年度分からの還付というのもあり得ることからすると、その方々に対して支援をするという観点からすると、5 月 18 日の臨時会でやるべきではなかったかなというふうに私自身思うんですけども、なぜこの 6 月の定例会にこれを上程してきたのでしょうか。そこについて説明をお願いします。

- 議長（増田剛士君） 町民課長、門田万里子君。

- 町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

議員おっしゃったように、5 月 1 日に厚労省から財政支援の基準についてまず示されておりまして、その後にこの概要は通知をされたんですけども、じゃ、実質の事務については申請書がどういう形のものでないと用が足りないのかとか、そういったところが 5 月 11 日に厚労省から Q & A が出されますという報告があったものですから、その Q & A を待って、県内各市町相談をして、その Q & A を基にこの条例改正と、あと申請書の作成などに取りかかって、その結果、18 日にちょっと間に合わないと言うと変ですけども、18 日にはでき

なかったものですから、21日の全員協議会で報告をさせていただいて、その間に条例改正を進めていたということになります。

以上です。

○5番（平野 積君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第38号議案 吉田町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第39号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今般の税条例一部改正に伴う町としての対応について幾つかお尋ねしたいと思います。

この改正につきましては、昨今の消費増税あるいはコロナ禍に対応して、納税者への影響の緩和を図るため、全国的に行われるものでありますから、その分については理解しております。吉田町としてこうした特例措置を今現在困窮下にある方々へ知らしめる。該当する可能性のある方の多くに申請利用をしてもらう周知策をどのように考えているかをお尋ねします。これはこの後の都市計画税条例に関しても同様なので、こちらでやらせていただきますが、特に税務に明るくない個人事業主やフリーランス、それからパート収入等で生計を立てている方の中で特に様々な納税に関してこうした特例措置を知り、相談したり、申請を行うべき方が一定数いらっしゃると思っておるからです。この周知策、どのようにお考えでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

今回の税条例改正に伴います町民の皆様への周知策というところでございます。今般の件に関しましては、コロナの対応というところで町全体でホームページ上に支援策であるとか、こうしたものを一元化してホームページ上で何の相談内容であれば、どこに聞けばいいのかというようなところを全て載せてもらっております。それに加えて、広報よしだのほうにも個々の情報を載せてもらっているというところでございまして、今後もこうして、そうしたところも含めまして、丁寧な周知をしていきたというふうには思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 広報よしだの話が出ましたので、広報よしだで発行されている情報ボックスの中に無料税務相談を毎月実施しているというのがございます。これは毎月第4水曜日午後に、役場2階会議室にて東海税理士会の協力で、事前予約制にて2時間程度相談を受け付けているとのことですが、今年度以降、例えば町民の相談の件数がどの程度なのか。それに対して今後、今のままで充足しているのか、回数や時間あるいは人員などの増加の必要はないか、それについてお伺いします。

そしてまた、こうした税務に関する相談が直接役場窓口に来た場合、混雑等のおそれがあるかもしれません。来庁して、直接窓口に来られるようなケースは今増えているのでしょうか。その受付体制についてもお伺いしたい。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

税務相談の件でございますけれども、税務相談、議員おっしゃるように、毎月1回行っているというところでございます。3月から今年度に入りまして、このコロナの関係で税理士の方々がやはりこちらに来て相談をするということはなくなってまして、電話相談であるとか、相談に来られれば職員が対応する、あるいは税理士のほうに電話をして相談をするというような状況が続いております。件数につきましてもふだんより増加をしているという状況ではないという傾向です。もちろん町民の方が来れば、職員が対応しているというところから、税務相談のほうにつきましても、この7月から改めて税理士の方々がこちらに来て、相談が通常どおり再開されるということになっておりまして、この件につきましても6月の広報でお知らせをさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） では、あと1つ伺います。先ほどなるべく困った方が自分がどの対象で、こういう申請ができ得る可能性があるというところを一元化するとして、分かりやすくホームページ等というお話がございました。タイミングとしては、例えばホームページ、広報紙を毎月定期的に当然熟読される方も多いかと思うんですが、その一方、やっぱり広報紙が届かないというか、自治会に入ってなかったり、目を通されない方もおられる。そういう方って主にやはりホームページを見て、その税制の内容などの把握をされると思うんですが、それはどのぐらいのタイミングを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

先ほどの話もありましたけれども、周知につきましては、税に関する相談は全て税務課へというようところで今ホームページ上で流させてもらっております。あと、細かい個々には広報よしだでも先ほどおっしゃったように、載せてもらっておりますけれども、それを引き続き周知をするというようなことで考えております。また、場合によっては自治会連合会を通して、また改めて町民の皆さんにお知らせをしたりとかと、そういったことも含めて周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） すみません、今の関連なんですけれども、外国人労働者とかもいらっしゃるんですけども、その外国人への対応についてお伺いしたいんですけども。

○議長（増田剛士君） 何についてですか。

○4番（中田博之君） すみません、相談に来られた方の外国人の対応についてお伺いします。

○議長（増田剛士君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

昨今、多文化共生という意味でサポーターの方2名いらっしゃいますので、その方々が外国人のお客様に対しまして丁寧に通訳といいますか、相談に乗っていただいていると、職員を通じてですね。そんな形で対応させていただいているという形でございます。

以上です。

○4番（中田博之君） 了解です。
○議長（増田剛士君） ほかにございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第40号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第41号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第6、第42号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第43号議案 吉田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

43号議案ですけれども、農業委員の推薦募集ということで伺いました。それで、案内状をちょっと拝見したんですけれども、募集内容に認定農業者と、またはこれに準ずる者を特別お願いしているという様子がちょっとその文面には見当たらなかったんですよ。募集推薦をお願いするとき、そこに認定農業者等またはこれに準ずる者というものをお願いしますと、ちゃんと示してあれば、多少なりともこの認定農業者またはこれに準ずる方という人の応募や推薦があったのではないかというふうに私は思います。したがって、担当課としてはこのことをどのように考えているか、ちょっとお伺いします。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

募集推薦のときに関しまして、部農会のほうに出向いて、今回コロナのほうで会議のほうを行うことができませんでしたので、部農会のほうに1件ずつ出向いて通知を持っていかせていただいた状況です。それに募集の要項、案内をつけて訪問させていただいた中で、今議員御質問の認定農業者であるとか、これらに準ずる者ということで丁寧な説明をしてお願いをしまいたったわけでございます。あと、農業団体に関しましても同じような形で訪問させていただいて、募集、推薦のほうをお願いしておりました。あと認定農業者さんにつきましては、直接通知のほうを発送して、併せて依頼をしたという状況でございます。

以上です。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 今回の農業委員の中での認定農業者の比率についての同意を求めるといことなんですが、その分母の農業委員の数についてお伺いします。農業委員会等に関する法律には、委員の定数は農業委員会の区域内の農業者数、農地面積、その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めると記載されています。農業委員1人当たりの農業者数、農地面積を静岡県内で調べてみますと、農業委員の数は静岡県の町の中で一番多い14名であると。また、耕地面積を農業委員の数で割った数、つまり1人当たりの農業委員がどれだけの耕地面積を担当するかということでいきますと、吉田町より少ないのは1町しかない。経営農業者数を農業委員の数で割ると、それより少ないのは町では4つぐらいしかないというような状況であります。そういう観点で農業者数とか耕地の面積等を考慮して14にしているというようなことなのか、全協で聞いたときには旧制度とその地域性という

ことで決めましたというお答えだったんですが、そういう法律に従った考え方ということで14になったのかと、その辺のちょっと説明をお願いしますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今議員御質問の農業委員の定数14人ということでございます。法律で農業者数、それから農地面積において当町におきましては14人が上限だよというふうに示されている中で、旧制度と比較しましても、旧制度は農業委員さん17人ございました。そういった中で、会長職は地域を持たないといいますか、そういった状況でやっております。町内、そのときには16の地区で旧制度ではやっておりました。新制度になったときに、そういった農地の状況、農業者の状況等を考慮しまして、4つ減らして、16から12地区に見直しを行った状況でございます。あと新制度で新しく利害関係のない者ということで1名を入れるということと、あと会長職ということで、合わせて上限の14、法律の上限と同じ数になったわけでございますが、当時も吉田町の状況を見ますと、その14が適正と、最適であるということ町としては考えて、14にしたという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 旧制度から新制度に変えたときに、農地利用最適化推進委員、4人選んでますよね。まとめれば18になっているわけですよ。今の答弁の中で14が妥当だという説明が何かびんとこないんですがね。何で14が妥当なのか。ほかの市町、結構減らしているところがあるにもかかわらず、14が妥当であるとおっしゃったのをもう一度ちょっと具体的に説明していただけますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

旧制度では16の区割りにさせていただいておりました。それを地域の状況を見まして、住吉が5つの区割りから3つの区割り、2つ減らした状況でございます。川尻につきましても農地の状況、農業者の状況等を鑑みまして、3つの地区を2つにさせてもらった状況でございます。あと、もう1地区としまして、大幡、これ2つだったのを1つにしたということでございます。そのときの農地の状況、農業者の状況等を考慮して、14から12という区域割りに設定をさせて減らしているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、平野 積君。

○5番（平野 積君） 16を12に減らした。それであればもっと減らすことだって可能なんじゃないですか。農業者数も減っているし、耕地面積も減っている。大幅には減っていないんですけども、減っているという状況からすると、それをもう1回見直して、委員の数を選ぶということも可能なんじゃないかなというふうに思ってます。ちょっと並行線になるんです。例えば農業委員が14人だったからこそこれはできたんだというような活動面という観点ではどうなんですかね。予算とか決算見ると、農業委員会費ですよ。そこの職員の残業を見ると、結構ほかの部署に比べて多い。だから、職員の方が非常に頑張ってくださいんじゃないかなと私は思っているわけです。要するに農業委員会というのは町当局の承認機関でしかないんじゃないかなという気がしてます。先日配っていただいた活動計画とか評

価とか、そういうのをもう職員の方が一生懸命つくって、これでいいですね、これでいいでしょうというような形になって、本当に14要るのかという思いがあるわけです。そうしたときにもう1回農地の区割りを見直せば、減らすことは可能だというふうに思うわけですが、そういう考えはないですか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと私のほうから補足的にお答えさせていただきますが、議員御存じのように、この農業委員会に関する法律は3年前に大幅に改正されまして、農業委員についても議会の同意を得ると。今まさに議案にあるような認定農業者の割合についても特例を適用する場合は議会の同意を得るよということ、議会の関与が強くなったというか、ありていに言えばちゃんと議会の声を聞けよということになったんだと思います。そういった意味から、今平野議員から御意見いただいたというのは我々も大変貴重な御意見だというふうに思っております。今回14人という人数につきましては、今産業課長が答えたとおり、我々今回この14人というのは適正だと考えておりますが、3年後また見直しの機会がございますので、その際には今の御意見も踏まえて、そこはきちんと検討していくべきだろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○5番（平野 積君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

私は、この規定の中で、まず大前提の各号に上げるものが過半数を占めるようにしなければならぬと、そういう部分についてちょっとお伺いをします。昨今、農業業界そのものが機械化とかICT化が進んできて、そして、その中で従来とは違った意味での農業の重要性、発展性、そんなのが出てきていると思うんですよね。その中で、今言われた人数に関してはさることながら、本来はこういう精通をした人、それと同時に、つなげてくる人が大事でしょうけれども、新しく起きてくる若い人たちのそういうものを考えている人たちが必要と思っているんですよね。多分これからそういうことが必要になってくると思うんですけれども、そういうことに関して、先ほどから募集であるとか、そういうものを一通り的な形でやっていると思うんですけれども、途中ではいろんな募集の仕方があると思うんですけれども、私としてはそういう意味で農業を大事にするのであれば、そういういろんな分野から、いろんな方面からアプローチをしてお願いをするような形が必要だと思うんですけれども、その辺の実際の人数をこの14人を決めていく中での行動として産業課が起こした行動というのはほかにはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今回農業委員さんを募集、推薦するに当たって、産業課のほうで動いたこと、行動ということでお答えさせていただきたいと思っております。それこそ募集、推薦に関しましては、町のホームページに掲載をしたのが1つございます。あと、先ほど申し上げましたが、部農会会長への文書を持っての依頼、あと農業団体、ハイナン農協、大井川土地改良区、県中部農業

共済組合等に足を運んでお願いしたという状況、それから、あと自治会にも足を運んでお願いを申し上げたという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 山内です。

確かにいろんな方面から行っていると思うんですけども、今日ちょっとテレビなんかの情報を見ていると、農業の機械化によって非常に亡くなる人が多くなってきた。そういうのを含めて、やっぱり実際に選ぶ中で、実際にやっている人、そういう人たちが主体としてやっていくということが重要だと思うんですけども、その辺で全体の過半数がいくような形をこれから向かって、吉田町ではどのように考えますかということをお願いを最後にちょっとお聞きをしたいと思いますけれども。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

確かに認定農業者の数につきましては、前回38名いらっしゃいました。今回が32名ということで、6名減っている状況でございます。認定農業者を解消、やめられた方の理由につきましては、やはり高齢であるとか亡くなられた方ということで9名いらっしゃいました。新規にこの3年間で認定をされた方3名いる状況でございます。ただ、地域としてはやはり片岡とか神戸、北区方面に集まっているといいますか、そういう状況でございますので、今後におきましては、住吉、川尻等々にも農業をやっておられる方がいらっしゃいますので、そういった方に認定農業者というところで、町としても広くちょっとそういった農業者を探して、1人でも多くの方に認定農業者になっていただきたいということで思って今後行動していきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私は、先ほどから言うとおりの、農業委員会のICT化や、機械化のスピード、それと特に生産管理であるとか、品質管理が本当に強く求められる時代に入ったものですから、ぜひそういうものを含めて、イノベーションも多分これから起きてくるでしょう。そういう中で求めて、しっかりとした、また多方面からの募集であるとか、そういうものを農業の発展のためにやっていただきたいというのが私の意見ですので、意見として聞いていただければと思います。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第8、第44号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

第44号議案から57号議案まで人事案件で、農業委員のことですけれども、その14議案が関連していますので、ここでまとめて聞いておきたいと思いますが、全員協議会において頂いた資料によりますと、農業委員会等に関する法律抜粋の中で、委員の任命、第8条7項に市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとありますが、私は特に性別について著しい偏りが見られるんじゃないかなというふうに思います。この任命に当たって年齢、性別についてどのように考えているのかちょっとお伺いいたします。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ募集、推薦依頼のときに、今議員おっしゃられました法律に基づきまして、年齢、性別が偏らないということがございますので、依頼をする際にはそういったこと、やはり女性が少ないということで、それは吉田町に限ってはではありません。県内見ますとどこも2人くらいの女性の委員しかいないという状況でございます。そういったところで依頼をしに行った際には、そういったところを踏まえて、丁寧をお願いして、そうしたところ、推薦等の結果で今回女性2人の候補者のみになったということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

結果は女性2名になったよということで今御答弁、大体そんな感じでしたけれども、私が伺っているのは、著しい偏りが生じているか、いないか。14名のうち2名の女性ということで、私としてはちょっと女性が少なく偏っているんじゃないかというふうに思ったものですから、その辺を伺っているんですけども、いかがですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ委員候補者14名中2人ということで少ないということでございます。これまで決して女性は数名ということで多くない人数でやっておった状況でございますが、推薦の

際にはそういった女性の候補者の登用ということで丁寧をお願いしている状況でございます。繰り返しになりますが、結果でこのような形になったということではありますが、今後に向けてそういった女性の農業者というものを育てたりということでは、ちょっと何かいい方策がないかということで町としても検討していかなければならないということでは感じております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今後どうしていきますかというのは後で聞くかと思って言いましたんで、あれですけども、私が今聞いたのは、14分の2という女性の数が偏りがあるかないかということのを伺ったんですよ。素直に教えてください。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

確かに14名2人ということで偏りといいますか、少ないというふうに感じておりますが、現在も女性2名ということでやっております、農業委員会を運営するに当たっては支障がないというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） じゃ、偏っているということで受け止めてよろしいですね。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

はい、少ないということで感じております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 少ないと偏っているは違いますからね。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） いま一度伺います。偏っているということでよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

やはり14名2人ということで少ないというふうにお答えをさせてもらっておりますが、偏っているというのと、やはり極端に少ないということで、そういうことであると思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 町として、じゃ、偏りというのはどういう定義を持っていますか。何人中何人だったら偏っているとかという、そういったところで、今回はそれに達しないから少ないとかというのはあるんですか。

○議長（増田剛士君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 偏っているかどうかという御議論ですけども、そもそもの分母といえますか、農業者の数というか、その中の分母というか割合の問題もあろうかと思えます。それに対してある意味これは比例的ではないかという感じもするんですが、ただ、農業委員としてはできるだけ年齢層、性別ということで、ある程度偏りがないようにという御趣旨はそのとおりだと思いますが、現実問題、我々もそういった形で偏りがないように努めて

いるというところですが、そういう分母の問題もあって、多少そういう偏りというものがやむを得ず生じてきているというのが実態ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 実際、過去においては議会から農業委員を依頼してあれするというのがあったものですから、そういうので女性の方とかもお願いしていた経緯もあって、非常に農業委員自体をお願いすることが大変であって、ましてや女性をお願いするというのはすごく大変というのは自分も実感して分かっているわけです。ですけれども、一応こうして法でこういうふうに定められているものですから、その辺で14人のうち2人しか今いないということで、今いないというか、これまでもそうだとお話をしましたが、これがもう少し女性が増えたらいいなという気持ちで偏っているんじゃないかということをお伺いしたわけですよ。なもので、大変この女性が少ないということは、本当に自分もそれは理解できるものですから、今後、ですから、先ほども案内を出すときに、そこへ認定農業者とか、そういうものも文書に文言を入れたらどうかということをお伺いしましたが、その中でもまた女性の推薦とかあれをお願いしますとか、実際担当課がそこへ伺って、言葉で女性をお願いしますとか、認定農業者をお願いしますと言ったのは分かりますが、それが実際案内状というか、それにちゃんとうたってあれば、またそこで1つ違った感覚になるんじゃないかなというふうに私は思ったものですから、こういうどうしようもないことだと思ってしまうことを聞いたと、どうしようもないこととか分かりませんが、何とか努力すればもう少しよくなるんじゃないかなというように気持ちで質問させていただきました。

今副町長からもちょっと偏っているというような言葉が出たものですから、これを少しでも偏りを減らすためにも、減らすというかなくしていくためにも、今後やっぱり努力していかなければいかんと思うんですよ。先ほど来言っていることもあります、とりあえず次回にかけてどのようなことを行って、少しでもこの偏りをなくしていくかということをお願いしたいんですけれども、ちょっと伺います。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

次回に向けてということでございます。今議員のほうからございました青年、女性の登用についてのところ、推薦、募集要項、そういったものに抜けていたと、記載がなかったということでもあります。そういったことも含めてもう一度、次回に向けては分かりやすく伝わりますように、そういったことを記載をするということ。それから、やはり認定農業者、女性の農業者、あと家族経営協定等であるべく認定農業者になっていただくということで、女性、青年につきましては、今後も引き続き積極的にそういった行動を町として起こしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

女性については了解いたしました。あと、年齢的に一番若い方で昭和45年生まれなもので、50歳ですか。50歳になった方ですよ。なもので、年齢的にも自分が64だと思えば、かなり高齢というか、年齢が高いかなというように思うんですよ。それで、先ほど言ったように、若い人もなるだけ登用していかなければいけないということで、よそから吉田町へ農

業の研修というか、農業をやりに来ている人もあるわけですね。ですから、若い方が来るものから、そういう方ももしこの応募とか推薦に当てはまるようなら、そういう人たちを何とかお願いしていくとか、あるいは当てはまらなければ、その辺はちょっとまた変更して、そういう方が、若い方が農業委員としてなってやれるような、そういう方法を考えていたらどうかと思います、それについてはいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今議員おっしゃられとおり、若い農業者の方が吉田町に来て、またはこちらに戻ってきて農業をされているという方がいらっしゃいます。そういった方につきましては、将来的に認定農業者になってもらって、その後、そういった農業委員さんになってもらうということも可能であると思います。やはり若い方、認定農業者を育てていく、なってもらうというような形で町として県がやっている事業、町に来てもらって、そういった研修を受けるプランもございますので、そういったものを今後も活用して、吉田町で農業をやっていく若い方を増やしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

認定農業者と、それに関する方が過半数から4分の1ということになったものですから、特別吉田町へ来ている方が認定農業者という者をちゃんと取らなくても、農業委員としてももうそれに参加できるようでありましたら、そういったふうをお願いをしたいなというふうに今思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

基本的に農業委員さんは認定農業者が過半数を占める、またこれに準ずる者等とございます。そういった中で若い農業者の方、これから吉田町で農業をやっていただける方を広く募集といいますか、声かけを行いながら認定農業者を増やして、将来的には農業委員になっていただいて、吉田町の地域農業を引っ張ってもらうということで考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 水を差すようで悪いんですけれども、認定農業者と、それに関係する方の農業委員が過半数から今4分の1ということで、先ほど皆さんが異議なく可決したと私は思ったものですから、それで4分の1ならいいよということで、数が14分の、四四、十六、最低4人ですか。関係者がいればいいというような形になると思うもので、そうすると特別認定農業者でなくても、できればここへ農業委員として名前が上がってきてくれればないなというふうに、そういうお願いをするということでしておきます。

それはそれで今お願いをして終わりますけれども、あと、今のこの委員の任命というここには地域的なことがうたっていないんですね。それで、川尻とか片岡は今この委員の名簿を見ると、それぞれ2名ずつで、ちょっと少ないんじゃないかなと。先ほどからのお話を伺うと、少なくても当たり前というふうにも思いますが、地域的なことが触れられておりませんが、この辺についてはどのように考えておるか伺います。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

町内における地域の関係ということで、現在、住吉につきましては、先ほども申し上げましたが、旧制度5つから3つに減らした。川尻についても2つを1つ、失礼しました。住吉を2つ減らしたということでございます。そこには農地の状況、農業者の状況、やはりあと認定農業者の状況等を考慮して地区割りを減らしたという状況でございます。今後につきましてもこういった状況を考慮して、地域の状況を見ながら選定のほうをしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

ちょっと聞いていることに対する回答がどうかと思ったんですけども、じゃ、現在、川尻と片岡、それぞれ2ということは妥当だということではよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

議員おっしゃるとおり、この区割り、数が妥当である、適正であるというふうには町は考えます。

以上です。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第9、第45号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第10、第46号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 11、第 47 号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第 48 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 12、第 48 号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第13、第49号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第14、第50号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第15、第51号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第16、第52号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第17、第53号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定いたしました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第18、第54号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第19、第55号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第20、第56号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第21、第57号議案 吉田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第22、第58号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。
-

◎議案第59号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第23、第59号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。
-

◎議案第60号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第24、第60号議案 令和2年度消防ポンプ車の取得についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第25、第61号議案 令和2年度防潮堤整備工事（その2）請負契約の締結についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第26、第62号議案 令和2年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) ちょっと耐震に対する配管等の接点について全協でちょっとお聞きしました。その中で、最終的にまちづくりセンターという話が出てきたんですけども、構造に関して、多分まちづくりセンターの役割としてちょっと違うような気がしたんですけども、実際にはどのような形で関係をしていただいているんですか。

○議長(増田剛士君) 議員、契約についての質疑をお願いします。

9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 山内です。

契約についての議長に対してちょっとお伺いしますけれども、まず契約をしますよね。そのときに契約というのは物をつくるため、工期を含めてやるわけでしょう。やりますよね。その中に契約するから終わったわけじゃなくて、物を最終的に安全に完成するまでやるわけです。契約の中には当然そこに出てくるいろんな問題点が、私はプロとしてやりますから、その中で出てくるんじゃないか。こういうものがあるんじゃないかと。それに対して非常に重要なことが欠けているとまずいですから、そういうやつをとということでやるわけですね。当然それはもう管理にしたって中に入っていることなんですね。契約をするということは当然完成までをしっかりとした中で安全に対策をしながらやるわけでしょう。そのときにやっぱり一番大事な部分、私にとって実はこれ耐震の補強をやっていききましたよね。体育館のね。それによって本当は同時にやるのが一番いいんですけども、そのときにそういうものが重要な部分を占めてくると思っていますので、それは私の中では聞かなければいかんということなんですけれども、どうですか。いいですよ。

○議長(増田剛士君) 9番、山内 均君。

○9番(山内 均君) 生涯学習課の課長のほうにお願いしますけれども、目的はそれではないものですから、それが全協のときに言われたものですから、ちょっと私のちょっと認識が違うということでお聞きをしたわけです。それはちょっとまた分かってますので、いいです。

ただし、その中で今言った完成まで行く間に、施工の中で管理をどういうふうな形で計画をしますかということをお聞きしたいんです。せっかくここにやった耐力壁をつくってくれた。そして、その中に全部配管でコア抜いて、穴あけて配管通しますよね。そのときにどうしても出てくるのが鉄筋の切断であるとか、いろんなことが考えられるときに、その一番重要な部分をどうやってクリアしていくか、管理体制をどうやっていくかということでお聞きをしているんです。安全を守るためにそれしか方法がないものですから、もちろん鉄筋を切ったときには、業者ですから分かっていると思いますけれども、補強方法があります。そういうのを含めてこれから聞いてきて、あえてじゃ、次の質問にしますね。管理の…

○議長(増田剛士君) 議員、明確にお願いしたいと思います。

○9番(山内 均君) 管理はどのような体制を取ってますか。

○議長(増田剛士君) 今回の議案の契約というのは、1つとして契約の目的、2つとして契約の方法、3つとして契約の金額、そして4つとして契約の相手方、これに関して質疑をお願いします。

9番、山内 均君。

○9番（山内 均君） 私は地方分権一括法の一番大事な部分がそこにあると思うんですね。三位一体の方式あったでしょう、2000年に地方分権一括法。その中では今までは国から出てきたものを、提案されたものを承認する機関であったものが、地方分権一括法によって承認ではなくて、議論をして、しっかりと結論出ささいというやつが法律上決まっているんですね。だから、確かに契約が、じゃいいか、悪いかだけの話ということになると、議論する必要ないじゃないですか。

○議長（増田剛士君） そんなことありませんよ。この契約について皆さん審議をいただいているんです。

○9番（山内 均君） 反対と賛成しかないでしょう。

○議長（増田剛士君） そうですよ。基本的に全てそうです。

○9番（山内 均君） すると、何をしようが結局そこだけじゃないですか。

○議長（増田剛士君） あなたの考えを述べる場所じゃないんです。この契約についてお願いしたいと思います。

○9番（山内 均君） その部分が信用できないという、もう反対しかないわけですね。

○議長（増田剛士君） はい。

○9番（山内 均君） 分かりました。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

9番、山内 均君。

〔9番 山内 均君登壇〕

○9番（山内 均君） 9番、山内 均でございます。

ただいまの令和2年度吉田町総合体育館空調設備設置工事請負契約に関して、反対の立場というよりも、むしろ必要なものをやっていない……

○議長（増田剛士君） 反対討論をお願いします。

○9番（山内 均君） 私はあえて反対しますか。

分かりました。工事契約のことについて反対の立場というよりも……反対をする立場ではないんですけれども、そこに対する一番重要なしっかりとしたものを受け入れてもらうためのちょっと意見を言わせていただきたいと思って……

○議長（増田剛士君） 意見を言う場ではございません。反対の討論をお願いします。

○9番（山内 均君） 反対ですか。工事請負契約の締結について、分かりました。すみません、取り下げます。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第 27、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第 71 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和 2 年第 2 回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 今山内議員のよく分からない話を聞いて、議長が本当に議事運営としての確にその差配をされたことに対して敬意を表したいと思っております。ありがとうございました。

この定例会は、コロナ禍の下で行われた 15 日間でございますけれども、当局の提案したものにつきまして皆様から十分な御審議をいただきまして、全て可決していただきました。ありがとうございました。

1 回生の議員の皆様は、私がそれ以前について大体議会の閉会の挨拶ではかなり厳しいことも申し上げてありますけれども、今期においては基本的にいつも穏やかで御苦労さまでございましたという形で議員の皆様は謝意を表して終わっていたわけでございますけれども、

今回はちょっと気にかかることがございましたので、穏便な形ではございますけれども、皆様にお話しして、よろしく留意していただきたいと、こんなふうに思っております。

全てこれは山内議員の一般質問とか、そういうものに関わるものでございますけれども、実は皆様のほうから議会で、これは吉田町議会における新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止対策に係る申合せ事項という形でここには出ていることは皆様御存じでございますよね。それに関して当然のこと、これは令和2年3月27日決定でございますけれども、それ以前はどんなふうになっていたかちょっと分かりませんが、1つは、まずこれは山内議員の一般通告書に書いてあるんですけども、1項にちょっと書いてありまして、しかし、町には新型コロナウイルス感染症の影響で仕事がなくなったり減少した事業者、例えば行事などの中止により影響を受ける事業者が多くあると。町はそのような状況に置かれた者の調査をして支援をする必要があると思うが、どのように考えるか。また今後調査を行う予定はあるかということでございますけれども、議会は2つの総務文教と産業建設の委員会がございまして。このようなことについては、まさに私は議会が町民の皆さんの中に、また小規模事業者の皆さんの中に分け入って、それぞれ調査活動をされると。そうすれば議会として当然のことながら、様々な委員会であるとか、また全体としての現在どういうことが起きているのかと。当然1月からずっとでございますけれども、町民の間、それからまた小規模事業者の間においてどんなことが起きているのかと、皆様それぞれ行って、具体的に当然のことながら予防については細心の注意を払わなければならないと思いますけれども、皆様が具体的にそこに行って調査をされると。そして、議会の中で委員会を開き、頻繁に開くことは当然大事になってくると思いますし、そういうようなことを議会の中で、1つには議員活動、1つにはまた議会の活動としてやってくれば、大きなものが私は出てくると思っております。まさに吉田町議会が本当にやってくれていると、そんなふうな意見が出てくるのではないかと思っております。

私は議員の皆様が日々どのような活動をされているかほとんど存じません。時々町民の皆様から議員の皆様はどんな活動をされておるんですかねという御質問がありますけれども、直接皆様のことは分かりませんので、どんな活動をしているかお話ししたことはありませんけれども、まさにこういう時期であるからこそ皆さんは本当に自分の足で、自分の知識で、まさに今申し上げたように、町民の間、それから小規模事業者の間に分け入って議員活動なり、またそれぞれの委員会の活動としてやってくれば、こんな質問は出ないはずですよ、はっきり言って。

私は本当に議会というものはこういうときにこそまさに町民の中に本当に入って行って、様々なことについて皆様で調査し、そしていろんな意見を私のところへぶつけていただけると。そうすることがあれば非常にありがたいと思っております。私も議員の皆様も基本的には町民の福祉の向上と、それから町の発展、これが我々に課せられたものでございます。そうである以上は、議員の皆様は議員の立場で、私は首長の立場でそれぞれ付託されたことについて全力を挙げるというふうなことが当然求められていると思っております。

まさにコロナ禍の問題、これからはずっと続くとは思いますが、今まさにようやくスタートを切ったというばかりでございます。ぜひともいま一度議員というのは、議員活動として本当に町民の間に入って、また小規模事業者の間に入って、一体何が起きているのかというようなことを議員の皆様のご感覚でもってぜひともつかんでいただきたいと。それこそ

皆様に課せられている最大の仕事でないかと思っております。私はなかなかそんなことでは動かせませんが、職員をしてできる限り町民の皆様、また事業者の皆様のだんな状況にあるかということを常に町民の皆様立場に立って、また事業者の皆様立場に立って考えるということは、副町長以下、課長の皆さんに至るまで常々申し上げております。ぜひともよろしく申し上げたいと思います。

もう一つは、これは山内議員の一般質問でございますけれども、議長が本当にこういうコロナのことがありますので、議員の皆様には今回はちょっと当局のあれを考えてどうのこうのといろいろ考えていただいたと。皆様にお話していただいたと、本当に喜んでおります。しかしながら、結果として6名の方から一般質問を受け取りました。それは議員の皆様のご権利でございますので、当然のことながら私がどうのこうの言える立場ではございません。その中ではっきり申し上げて、私は山内議員の質問に対しては本当にある意味によっては怒りを感じております。議会運営委員会で様々なことがあったと聞いておりますけれども、結果として一般質問というものは勘違いしたということで文どおりのことをやってしまったということでございますけれども、それに対して、ある意味においてそれは確信犯ではないかと私としては受け取らざるを得ません。山内議員の一般質問の答弁に一体幾らお金がかかるというようなことを総務課長に言って算出させました。山内議員の一般質問の答弁には21万3,233円かかっております。別に一般質問に答えるのは我々の義務でございますので、この値段がどうのこうのと言っているわけではありませんけれども、しかしながら、あれは山内議員の一般質問に対して副町長も私もはっきり申し上げた。それはもう掛け合い漫才のようなことはやめてくれとはっきり言った。本当に一般質問というものは町民の福祉の向上と町の発展に資するものであると。そうでなければ一般質問の一般質問ならず、意味は私はないと思っております、はっきり言って。

当然当局の様々な行政に対して問題があれば、その肺腑をえぐるような、また足らざるものがあれば、これをやったらどうだと、ある意味においては批判的にある場合には建設的に我々と討論を交わして、町民の福祉の向上と町の発展に資すると。それがあなた方議員であり、また町長とする私が町民から付託されている大きな責務であると思っております。議会運営委員の皆様が一生懸命山内議員の一般質問に対してはああだこうだといっている知恵を出されたと聞いております。本当にそれについては頭が下がる思いでございますけれども、結果として全く別なものになってしまったという形で、本当に私はこれではどうにもならないなと思っております。またこれからいろいろあろうかと思っておりますけれども、ぜひ最初に申し上げたように、議長が本当に議事運営として議長の権限でもってはっきりと議長の権威を私は取り戻していただいたと思っております。今後ともぜひとも議長の本当にすばらしい議事運営を続けていただきたいと思っておりますし、また議員の皆様におかれましても、このような状況下におかれましては、ぜひとも議員の皆様のご活動というものがはっきり町民の皆様目に議会はやっているというようなことを本当に焼きつけることであると私は思っております。ぜひとも議会というものがすごいなと町民の皆様から賛嘆の声を上げられるようお願いしまして、今定例会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔「議長、動議。お聞きしたいことがあります」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 挨拶に対しての動議はございませんので、却下いたします。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 本日ここに令和2年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月1日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様のお健勝を心から御祈念申し上げ、誠に意を尽くしません、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和2年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分